



The Jikei University
Graduate School of Medicine
Doctor's Program in Nursing

2022年度

東京慈恵会医科大学大学院
医学研究科看護学専攻博士後期課程

履修の手引き・シラバス

本書の目的と使い方

◇本書『履修の手引き・シラバス』は、東京慈恵会医科大学大学院医学研究科看護学専攻博士後期課程で、2022年度に開講される授業受講にあたっての理解手助けと学修内容を説明する目的でつくられています。本書には、教育理念・目的、教育課程、研究計画書・博士論文作成関係資料、生活上の手引き、授業科目区分（共通科目、専門科目、研究）、授業科目名、担当教員、開講年次、単位数、開講形態、授業概要、授業の進め方、授業計画、成績評価方法、教科書・参考書、受講上の注意、規程等が記載されています。

◇本書を参考にして、適切な履修計画を立ててください。

◇別途配布される『授業日程表（時間割）』で授業日を確認してください。

II. 履修の手続き

◇科目を履修するときにはかならず履修登録をしなければなりません。4月にオリエンテーション・ガイダンスを受けた後、指定の期日内に履修登録をしてください。

III. オフィスアワーについて

特定の日時を設定したオフィスアワーは設けませんが、授業や研究等に関する質問や将来の進路など個人的な相談を含めて、教員（非常勤教員も含む）に相談したいことがある場合は、下記の方法で実施します。

- ① 講義終了後に、質問や相談があれば教員が受ける。
- ② 教員が電子メールの案内を行っている場合は、メールにて相談日時を予約する。
- ③ 教員の電子メールアドレス等が不明な場合は、事務室が教員へ連絡をとり、連絡等を行う。事務室受付アドレス：nsdoctor@jikei.ac.jp

目 次

本書の目的と使い方

I. 建学の精神、大学院の目的・使命、大学院看護学専攻博士後期課程の目的、 ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー	1
II. 教育課程	
II-1 博士後期課程 カリキュラムマップ	5
II-2 教育課程の構造図	6
II-3 授業科目	7
II-4 教員一覧	8
III. 履修関係	
III-1 博士後期課程履修モデル	11
III-2 長期履修制度について	12
III-3 2022年度学事歴	13
III-4 履修届	14
IV. シラバス	
IV-1<共通科目>	
看護職生涯発達論	17
看護哲学概論	19
国際学術コミュニケーション論	20
看護学研究論	22
応用統計学	24
IV-2<専門科目>	
基盤創出看護学特講	27
基盤創出看護学演習	29
先進治療看護学特講	31
先進治療看護学演習	32
予防推進看護学特講	34
予防推進看護学演習	36
地域包括看護学特講	37
地域包括看護学演習	39
IV-3<研 究>	
看護学特別研究 I	43
看護学特別研究 II	45
V. 研究計画書・博士論文作成関係資料	
V-1 研究計画書の作成、発表会および倫理審査	51
V-2 看護学専攻 アカデミックライティングマニュアル Ver.2	56
V-3 研究の計画・実施に関する倫理	84

V-4	東京慈恵会医科大学倫理委員会申請の手引き	85
VI.	生活上の手引き	
VI-1	西新橋キャンパス、看護学専攻フロアの案内図	91
VI-2	生活上の注意事項	93
VI-3	施設利用上の注意事項	96
VI-4	奨学金制度	100
VII.	諸願・諸届	
	諸願・諸届の様式一覧	105
VIII.	不服申立制度	109
IX.	学術情報センター利用案内	113
X.	規程等	
X-1	東京慈恵会医科大学大学院学則	121
X-2	東京慈恵会医科大学学位規則	129
X-3	東京慈恵会医科大学大学院医学研究科看護学専攻履修規程	132
X-4	東京慈恵会医科大学大学院医学研究科看護学専攻長期履修規程	135
X-5	東京慈恵会医科大学における研究データの保存に関する内規	137
X-6	東京慈恵会医科大学大学院ティーチング・アシスタント規程	139
X-7	東京慈恵会医科大学大学院ティーチング・アシスタント規程細則	140
X-8	東京慈恵会医科大学大学院看護学専攻ティーチング・アシスタント内規	141
X-9	東京慈恵会医科大学大学院リサーチ・アシスタント規程	146
X-10	東京慈恵会医科大学大学院リサーチ・アシスタント規程細則	147
X-11	学校法人 行動憲章/行動規範	150

**I . 建学の精神、大学院の目的・使命、
大学院看護学専攻博士後期課程の目的
ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー**

建学の精神

『病気を診ずして病人を診よ』

建学の精神「病気を診ずして病人を診よ」は、創設者高木兼寛が目指した「医学的力量的のみならず、人間的力量をも兼備した医師の養成」を凝縮したものである。この精神は看護学教育にも「病気を看ずして病人を看よ」として取り入れられている。本学の研究と医療を通じた社会貢献もこの精神のもとで行われる。

【理念】

建学の精神をもって大学および大学院の理念とする。

大学院の目的・使命

建学の精神「病気を診ずして病人を診よ」に基づく研究、教育、医療を推進できる高度な能力を涵養し、医学・看護学研究の振興、医療の実践を通して人類の健康と福祉の向上に貢献することが本大学院の使命である。

大学院看護学専攻博士後期課程の目的

看護学専攻博士後期課程は、看護学分野における高度な研究能力と、人間中心の最善の看護を提供できる医療人を教育する能力を養い、その基礎となる豊かな学識を深めることにより、看護学および看護実践の発展に貢献できる優れた教育者、管理者、研究者を育成することを目的とする。

大学院看護学専攻博士後期課程 ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー

◇ディプロマ・ポリシー（学位授与に関する方針＝育成する人材）

本博士後期課程では、所定の修業年限を在籍し、修了要件となる単位を取得するとともに、博士論文の審査及び最終試験に合格し、下記の能力と姿勢を有するものに学位を授与する。

- D 1. 国民の健康上の課題を解決するために新たな知識や技術を創造する研究能力
- D 2. 看護学の学識者として看護哲学を追究する姿勢
- D 3. 多様な学問分野の研究者や実践者と国際的・学際的に協働し活躍する能力
- D 4. 看護の責任と役割を果たすために組織を変革する能力
- D 5. 新たな知見を次世代に伝え人材を教育する能力

◇カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施の方針）

ディプロマ・ポリシー（学位授与に関する方針）を達成するために、以下に基づく教育課程を編成する。

- C 1. 知識や技術を創造する研究能力を育成するために、共通必修科目として「看護哲学概論」、共通選択科目として「看護学研究論」「応用統計学」を配置する。また、専門選択科目として「基盤創出看護学特講」「基盤創出看護学演習」、「先進治療看護学特講」「先進治療看護学演習」、「予防推進看護学特講」「予防推進看護学演習」、「地域包括看護学特講」「地域包括看護学演習」を置く。さらに、特別研究必修科目として「看護学特別研究Ⅰ」「看護学特別研究Ⅱ」を配置する。
- C 2. 看護哲学を追求する姿勢を育成するために、共通必修科目として「看護職生涯発達論」「看護哲学概論」を、共通選択科目として「看護学研究論」を配置する。また、専門選択科目として「基盤創出看護学特講」を置き、さらに特別研究必修科目として「看護学特別研究Ⅰ」を配置する。
- C 3. 国際的・学際的に協働し活躍する能力を育成するために、共通必修科目として「国際学術コミュニケーション論」と、特別研究必修科目として「看護学特別研究Ⅰ」「看護学特別研究Ⅱ」を配置する。
- C 4. 組織を変革する能力を育成するために、共通必修科目として「看護職生涯発達論」を、専門選択科目として「基盤創出看護学演習」「先進治療看護学演習」「予防推進看護学演習」「地域包括看護学演習」と、特別研究必修科目として「看護学特別研究Ⅱ」を配置する。
- C 5. 人材を教育する能力を育成するために、共通必修科目として「看護職生涯発達論」、専門選択科目「基盤創出看護学特講」と、特別研究「看護学特別研究Ⅱ」を配置する。

II. 教育課程

Ⅱ-1 博士後期課程のカリキュラム・マップ

博士後期課程DP	DP1	DP2	DP3	DP4	DP5
	知識や技術を創造する 研究能力	看護哲学を追究する姿勢	国際的・学際的に協働し 活躍する能力	組織を変革する能力	人材を教育する能力
DP 具体的説明	<ul style="list-style-type: none"> 国民の健康上の課題を解決するために、科学的根拠を用いて独立して研究できる。 新たな知識・技術を創造する過程において得られた知見を研究論文として蓄積し、社会に発信できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 科学の歴史や哲学を看護学との関連で理解し、看護学の学識者としての看護哲学を追究し続けている。 自らの看護及び人生経験を通して、看護観や世界観を深めていくと同時に、普遍性を有する看護哲学を追究し続けている。 	<ul style="list-style-type: none"> 多様な学問分野の研究者と協働し、学際的な研究を実施できる。(研究推進) 人々の健康の保持・増進に寄与する学際的な専門化チームを構成し、運営に参画し協働できる。(高度実践) 世界を見通した高度な看護実践を考え、世界が抱える看護の課題について、国際的に研究を推進できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 看護実践及び組織を改善するために、研究を通して実践現場と協働できる。 自身の専門分野の学問的發展を導く役割と責任感を持ち、リーダーシップを発揮できる。 組織を変革するために、政策的に働きかける必要性を理解し活動できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 看護師の臨床の「知」の獲得過程を説明できる。(看護基礎教育、卒後、大学院における獲得課程) 次世代の看護職を支援する意義を理解し専門領域に関する新たな知見を次世代に伝え、看護の人材育成の教育ができる。 教育観を深めていくと同時に、普遍性を有する教育理念を追究し、教育方法の改善を探索し続けている。
到達目標	<ol style="list-style-type: none"> 社会における医療・看護の課題を解決するために必要な、様々な学問領域の情報を文献検討や人脈を生かして収集できる。 収集した様々な領域の情報を整理し統合し、論述できる。 収集し統合した学際的情報から知識・技術を拡張、または創造し、論述できる。 研究活動において得られた知見を適切にまとめ、学術誌に論文を投稿できる。 	<ol style="list-style-type: none"> 科学の歴史や哲学を看護学との関連で論述できる。 科学の歴史や哲学の知識を統合し看護の学識者としての倫理観を備えて実践の場で活用できる。 自らの看護及び人生経験から看護観・世界観を考究し論述できる。 自分の看護観・世界観から時代の変容に左右されない普遍的な看護哲学を探索し論述できる。 	<ol style="list-style-type: none"> 国内外の文献検討から世界全体の看護の課題を論述できる。 看護分野ばかりでなく多様な学問分野の研究者や高度な専門家と積極的な出会い人脈を作ることができる。 自らの研究に関わる人々を主体的にチームとしてまとめ、研究統括者としての役割を担い、研究を進めることができる。 国際的視点から日本における自身の専門領域の看護を理解し、世界を見通した研究・高度な看護実践を考究し提案できる。 国際学会に参加し研究成果を発表し論文作成投稿するための方法を論述できる。 	<ol style="list-style-type: none"> 研究課題を基に実践現場と協働しながら改善に向けた提案ができる。 専門領域において社会の人々の健康保持増進のための課題と変革の必要性、政策的に働きかける必要性を論述できる。 自身が所属する学会等において、学術的な企画運営に参加するなど執行部を助け、役割を担うことの重要性を論述できる。 研究成果等を基に、専門領域で人々の健康課題を解決するために組織に働きかけることができる。 	<ol style="list-style-type: none"> 看護基礎教育と看護系大学院教育、臨床の場における看護職者の臨床の知の獲得過程を論述できる。 看護専門分野において学士・修士・博士課程や現任教員の教育体系に関心をもち、カリキュラムの課題を考究し改善案を論述できる。 対象のレディネスに応じて研究指導に加わり、助言できる。 教育方法を評価し、授業や看護職支援の改善案を提案できる。 次世代の看護職を支援する意義と教育観を探索する意義を論述できる。
看護職生涯発達論		○		○	○
看護哲学概論	○	○			
国際学術コミュニケーション論	○		○		
看護学研究論	○	○			
応用統計学	○				
基盤創出看護学特講	○	○			○
基盤創出看護学演習	○			○	
先進治療看護学特講	○			○	
先進治療看護学演習	○			○	
予防推進看護学特講	○			○	
予防推進看護学演習	○			○	
地域包括看護学特講	○			○	
地域包括看護学演習	○			○	
看護学特別研究Ⅰ	○	○	○		
看護学特別研究Ⅱ	○		○	○	○

Ⅱ-2 教育課程の構造図

共通科目

【各1単位】
必修3単位履修

看護職生涯発達論 【必修】

看護哲学概論 【必修】

国際学術コミュニケーション論 【必修】

看護学研究論 【選択】

応用統計学 【選択】

専門科目

【各2単位】
選択4単位
〔特講2単位
演習2単位〕
以上履修

基盤創出看護学特講 【選択】

基盤創出看護学演習 【選択】

先進治療看護学特講 【選択】

先進治療看護学演習 【選択】

予防推進看護学特講 【選択】

予防推進看護学演習 【選択】

地域包括看護学特講 【選択】

地域包括看護学演習 【選択】

特別研究

【2単位】履修

看護学特別研究Ⅰ 【必修】

【4単位】履修

看護学特別研究Ⅱ 【必修】

博士論文

II-3 授業科目

分野	授業科目	単位数		時間数	配当年次						
		必修	選択		1年次		2年次		3年次		
					前期	後期	前期	後期	前期	後期	
共通科目	看護職生涯発達論	1		15	○						
	看護哲学論	1		15	○						
	国際学術コミュニケーション論	1		15		○					
	看護学研究論		1	15	○						
	応用統計学		1	15		○					
専門科目	基盤創出看護学特講		2	30	○						
	基盤創出看護学演習		2	30		○					
	先進治療看護学特講		2	30	○						
	先進治療看護学演習		2	30		○					
	予防推進看護学特講		2	30	○						
	予防推進看護学演習		2	60		○					
	地域包括看護学特講		2	60	○						
	地域包括看護学演習		2	30		○					
研究	看護学特別研究Ⅰ	2		60	○						
	看護学特別研究Ⅱ	4		120			○			○	

修了に必要な単位数 ; 共通科目3単位、専門科目4単位、研究6単位 合計13単位以上

Ⅱ-4 教員一覧 (2019・2020・2021 年度生)

共通科目	看護職生涯発達論	佐藤紀子
	看護哲学論	谷津裕子
	国際学術コミュニケーション論	中村美鈴 Jeffrey Miller** Alan Lefor**
	看護学研究論	北 素子 谷津裕子
	応用統計学	中山和弘**
専門科目	基盤創出看護学特講	田中幸子 谷津裕子 佐藤紀子
	基盤創出看護学演習	田中幸子 谷津裕子 佐藤紀子
	先進治療看護学特講	中村美鈴 深井喜代子 佐藤正美
	先進治療看護学演習	中村美鈴 深井喜代子 佐藤正美 福田美和子 望月留加
	予防推進看護学特講	梶井文子 小谷野康子
	予防推進看護学演習	梶井文子 小谷野康子 山下真裕子
	地域包括看護学特講	北 素子 櫻井尚子 嶋澤順子
	地域包括看護学演習	北 素子 櫻井尚子 嶋澤順子
研究	看護学特別研究Ⅰ	中村美鈴 佐藤紀子 深井喜代子 櫻井尚子 小谷野康子 佐藤正美 田中幸子 北 素子 梶井文子 嶋澤順子
	看護学特別研究Ⅱ	谷津裕子 福田美和子 山下真裕子 望月留加

**兼任教員

Ⅲ. 履修関係

Ⅲ-1 博士後期課程 履修モデル

2021年4月改訂

年次	月(モデル)	内容	
1年次	4月	研究分野・領域・指導教員の申請と通知	<ul style="list-style-type: none"> 研究指導教員の決定 APRIN e-learning 医学研究者表標準コース(15単元)を実施、修了証の発行を得る。(倫理委員会申請条件)
	5月～	研究テーマの設定と研究計画の立案	
		看護学研究論・応用統計学(選択科目)受講	
		研究計画書の作成	
	7～8月	研究計画発表会	(学籍番号)研究計画審査会にて計画書案を提出するまで計画発表会にて発表し意見交換する。
	11月～	研究計画発表会	
	12月～	研究計画審査会での審査	<ul style="list-style-type: none"> ①(学籍番号)研究計画審査会で審査 ②e-APRIN受講済であること
	1月	大学倫理審査委員会へ申請	倫理委員会研修受講(毎年度1回以上)
		研究計画発表会	(学籍番号)研究計画審査会にて計画書案を提出するまで計画発表会にて発表し意見交換する
	3月	大学倫理審査委員会での審査	
研究経過報告書の提出		「看護学特別研究Ⅰ」履修登録者は全員提出	
研究助成金の申請		申請要件:計画審査会の「承認」を得ていること	
2年次	4月	研究助成金の伝達	
	7～8月	研究経過報告会	大学倫理委員会承認後、直近の研究経過報告会にて、最終研究計画を報告する
	8月～	博士論文(投稿論文)及び学位審査用論文の作成	
	11月～	研究経過報告会	
	1月	研究経過報告会	
	3月	研究経過報告書の提出	「看護学特別研究Ⅰ」「看護学特別研究Ⅱ」履修登録者は全員提出
3年次	4月～	学位予備申請予定論文の学術雑誌への投稿	
	7月～	投稿論文の掲載証明書の添付をもって「学位予備審査会設置願い書」提出。 希望があれば「学位論文審査委員推薦書」提出	
		学位論文審査申請書類一式をもって申請	掲載証明書の添付があれば良い
	8月～	学位論文予備審査会(書類審査)	構成委員3名
	9月～	学位論文審査会発足	構成委員5名
	12月～	学位論文審査と最終試験	
		①学位論文として十分に価値がある ②ディプロマ・ポリシーを満たし、博士(看護学)を授与する価値がある	
	2月	公聴会(個別)	
		ディプロマ・ポリシーに関する報告	
	3月	研究科委員会(学位の審議)	合否判定(無記名投票)
学位授与、論文要旨および学位審査結果要旨公表		学位授与後三ヶ月以内	
学位論文の公表(学位授与後 1年以内)		機関リポジトリに掲載。学会が了解すれば論文掲載、不可ならば要旨掲載	

Ⅲ-2 長期履修制度について

長期履修制度について

修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修できる制度として、長期履修制度を設けている。

【申請ができる者】

入学手続者及び在学学生のうち次の各号のいずれかに該当するものとする。

1. 勤務先の都合により修学が困難と認められる者
2. 出産、育児、介護等を行う必要がある者
3. その他やむを得ない事情を有すると認める者

【申請期限】

長期履修を希望する者は、入学手続時又は博士前期課程の2年次、博士後期課程の3年次の12月15日までに、別途調査の上で、指示する書類を提出しなければならない。

1. 長期履修できる期間の限度は1年とする。ただし、休学期間は当該履修期間には算入しないこととする。
2. 履修期間の延長は認めない。
3. 履修期間の短縮を希望する場合は、あらかじめ指導教員の承認を得て、別に定める長期履修学生短縮申請書（様式第2号）を博士前期課程2年次の3月15日、博士後期課程の3月15日までに研究科長に提出しなければならない。

Ⅲ-3 2022年度学事歴

月	日	曜日	行 事 内 容
4月	2日	土	大学院入学式（13時より大学1号館講堂）、学生証写真撮影、顔合せ他
	4日	月	前期開始、図書館利用方法、履修ガイダンス他
5月	1日	日	創立記念日
7月	12日	火	看護学専攻大学院説明会（17時30分よりZoom（仮））
	21日	木	看護学専攻博士後期課程入学試験出願開始 ※募集要項完成・HP改定時より事前相談期間開始
	23日	土	FD・SD（13時開始）
8月	1日	月	研究計画発表会（13時～大講義室）
	22日	月	看護学専攻博士後期課程入学試験出願・事前相談期間終了
9月	11日	日	看護学専攻博士後期課程入学試験
	22日	木	看護学専攻博士後期課程入学試験結果合格発表
	30日	金	前期終了
10月	1日	土	後期開始
	8日	土	高木兼寛先生記念日
11月	24日	木	研究計画発表会（17時～大講義室）
1月	13日	金	研究計画発表会・経過報告会（14時30分～大講義室）
3月	23日	木	修了式（10時～大講義室）

履 修 届 年次 () 年 (2019・2020・2021年度生)

学籍番号：_____ 氏名：※_____ ㊞

研究指導教員：※_____ ㊞

※自署の上捺印のこと

< 共通科目 >

授業科目	単位数		時間数	配当年次	履修科目 (○を記入)
	必修	選択			
看護職生涯発達論	1		15	1年次前期	
看護哲学概論	1		15	1年次前期	
国際学術コミュニケーション論	1		15	1年次後期	
看護学研究論		1	15	1年次前期	
応用統計学		1	15	1年次後期	
共通科目 合計単位数			単位		

< 専門科目 >

基盤創出看護学特講		2	30	1年次通年	
基盤創出看護学演習		2	30	1年次後期	
先進治療看護学特講		2	30	1年次通年	
先進治療看護学演習		2	30	1年次後期	
予防推進看護学特講		2	30	1年次通年	
予防推進看護学演習		2	60	1年次後期	
地域包括看護学特講		2	60	1年次通年	
地域包括看護学演習		2	30	1年次後期	
専門科目 合計単位数			単位		

< 研 究 >

看護学特別研究Ⅰ	2		60	1年次通年	
看護学特別研究Ⅱ	4		120	2～3年次通年	
研究 合計単位数			単位		

IV-1. 共 通 科 目

科目名 : 看護職生涯発達論	開講学年 : 1 年次
英文名 : Lifelong Development for nurses	開講学期 : 前期
科目区分 : 共通科目	単位数 : 1 単位
担当教員 : 佐藤紀子	開講形態 : 講義

授業概要 : 看護職者の生涯発達支援をめざし、看護基礎教育を包含した看護職の生涯発達について、社会や環境の変化を見据えながらその実現可能性を吟味しつつ探求する。そのために、看護職生涯発達学の基盤となる生涯発達学、哲学や倫理学、組織論と組織行動論、成人学習理論を含めた教育学全般と看護学教育、キャリアデザインやキャリアカウンセリングの理論等を学修する。そのうえで、実践科学である看護学の特徴を踏まえ、看護師の臨床の知に関する哲学的、実践的探究を通して、看護職者が生涯発達するための課題や方向性について学修する。

到達目標 : この科目は DP5 人材を教育する能力と DP2 看護哲学を追求する姿勢と DP4 組織を変革する能力を涵養することを保証する。

1. 人間の生涯発達に関する様々な分野における理論に基づき、看護職の生涯発達に関して論述できる (DP5-1、DP2-1)。
2. 看護職者の生涯発達の可能性について書籍や先行研究知見から情報を収集し整理し統合し、教育体系に関心を持ち課題を考究し論述し、改善案を提案できる (DP5-2)。
3. 教育方法を評価し、次世代の看護職支援のあり方を検討し改善案を提案できる (DP5-4)。
4. 所属する看護専門分野の学会等において役割を担うことの重要性を看護職生涯発達の立場から論述できる (DP4-3)。
5. 看護職者に対する生涯発達支援の意義を説明し、自らが持つ教育観や教育理念を考究していることを論述できる (DP5-5)。

授業方法 : 学生によるプレゼンテーションと討議を中心に進める。必要により講義形式とする。

授業計画 : (1 回は 90 分) ●本年度開講なし

回	日付	時限	内 容	担当者
1			人間の生涯発達について著作のクリティーク	佐藤紀子
2			看護職の生涯発達について著作のクリティーク	
3			看護職の生涯発達について哲学・倫理学の著書からクリティーク	
4			看護職の生涯発達について先行研究からクリティーク	
5			看護職生涯発達について組織論の観点からクリティーク	
6			看護職生涯発達について組織行動論の観点からクリティーク	
7			看護職生涯発達について学習理論の観点からのクリティーク	
8			看護職生涯発達について成人学習理論の観点からのクリティーク	
9			看護職生涯発達学とキャリアデザインについてクリティーク	
10			看護職生涯発達学とキャリアカウンセリングについてクリティーク	
11			看護職者の生涯発達支援の可能性 ①看護基礎教育において	
12			看護職者の生涯発達支援の可能性 ②看護系大学院教育において	
13			看護職者の生涯発達支援の可能性 ③実践者看護教育において	
14			看護職者の生涯発達支援の可能性 ④管理者教育において	
15			看護職者が生涯発達するための課題や方向性 課題レポート内容のプレゼンテーションと討議	

準備学習 (予習・復習等) : 講義前に指定する課題を学修した上で、講義に参加する。

評価方法 : 到達目標 1 から 5 について、授業への事前準備 20%、討議 20%、課題のプレゼンテーション 30% 最終課題 (レポート) 30% を総合的に評価する。レポートは添削の上学事課から返却する。

オフィスアワー：特定の日時を設定したオフィスアワーは設けないが、科目に対する質問や意見等がある場合には、nrk.sato@jikei.ac.jp に連絡しアポイントを取ってください。

参考書：

1. E. H. Erikson (1997) /村瀬孝雄 (2007). *The Life Cycle Completed/ライフサイクル、その完結*. 東京：みすず書房
2. Sharan B. Merriam (2008) /立田慶裕 (2010). *Third Update on Adult Learning Theory/成人学習理論の新しい動向*. 東京：福村出版
3. Jean. Lave (1991)/佐伯胖 (2016). *Situated Learning-Legitimate Peripheral Participation/状況に埋めこまれた学習-正統的周辺参加-*. 東京：産業図書
4. Malcolm S. Knowles (2001)/堀 薫夫 (2002). *The Modern Practice of Adult Education/成人教育の現実的实践-ペダゴジーからアンドラゴジーへ*. 東京：鳳書房
5. 中村雄二郎 (2000). *中村雄二郎著作集II 臨床の知*. 東京：岩波書店
6. 中村雄二郎 (2018). *臨床の知とは何か*. 東京：岩波新書
7. 佐藤紀子 (2007). *看護師の臨床の『知』-看護職生涯発達学の視点から-*. 東京：医学書院
8. 小松美彦 (2013). *生を肯定する-命の弁別にあらがうために-*. 東京：青土社

科目名 : 看護哲学概論	開講学年 : 1 年次
英文名 : Nursing Philosophy	開講学期 : 前期
科目区分 : 共通科目	単位数 : 1 単位
担当教員 : 谷津裕子	開講形態 : 講義

授業概要 : 科学の成立過程と看護科学の歴史について概観し、看護科学における主な哲学的伝統と、それらの文脈において看護の知を発展させるための科学的アプローチを検討する。また、看護の哲学・科学・実践の関連性に着目し、看護哲学の学問的布置を理解する。さらに、科学技術社会論の観点から、社会における看護哲学の役割と可能性について探究し、自らの関心事象を哲学的に吟味する。

到達目標 : この科目は、DP1. 知識や技術を創造する研究能力、DP2. 看護哲学を追究する姿勢を涵養することを保証する。

1. 科学の成立プロセスと看護科学の歴史について論述できる (DP2-1)。
2. 看護の知の特徴について論述できる (DP1-2)。
3. 看護の知を発展させるための科学的アプローチと、各アプローチにおける哲学的基盤の共通性と差異性について論述できる (DP1-3)。
4. 看護哲学の学問的布置を、看護の哲学・科学・実践の関連性から論述できる (DP2-2)。
5. 科学技術社会論の観点から、社会における看護哲学の役割と可能性について議論できる (DP2-3)。
6. 関心ある看護現象に関して哲学的、歴史的、ジェンダー論的、社会技術社会論的な議論を展開できる (DP2-4)。

授業方法 : 個人ワークに基づくディスカッション、グループワークに基づくディスカッションを行う。オーラル・プレゼンテーションの内容・方法については別途説明する。

授業計画 : (1 回は 90 分) ●本年度開講なし

回	日付	時限	内 容	担当者
1			科学の成立過程 : 近代以前	谷津裕子 8 回目ゲスト スピーカー 濱田真由美
2			科学の成立過程 : 近代以降	
3			看護科学の歴史 : 20 世紀前半まで	
4			看護科学の歴史 : 20 世紀前半以降	
5			看護の知の特徴 : Carper の 4 つの知のパターン等	
6			看護の知の特徴 : 医療権力論、ジェンダー論等	
7			看護における科学的アプローチに通底する哲学 : 実証主義的パラダイム	
8			看護における科学的アプローチに通底する哲学 : 自然主義的パラダイム	
9			看護の哲学・科学・実践の関連性	
10			看護哲学の学問的布置	
11			社会における看護哲学の役割 : 科学技術社会試論	
12			社会における看護哲学の可能性 : 科学技術社会試論	
13			オーラル・プレゼンテーション : 関心ある看護現象の哲学的分析①学生 1 プレゼンテーションと討議	
14			オーラル・プレゼンテーション : 関心ある看護現象の哲学的分析②学生 2 プレゼンテーションと討議	
15			オーラル・プレゼンテーション : 関心ある看護現象の哲学的分析③学生 3 プレゼンテーションと討議	

準備学習 (予習・復習等) : 講義前に指定する課題を学修した上で、講義に参加する。

評価方法 : 到達目標 3・4・6 に関するプレゼンテーション 50% と、到達目標 1・2・5 に関するレポート 50% を総合的に評価する。レポートはコメントの上、e ラーニング上で返却する。

参 考 書 : 適宜紹介する。

科目名 : 国際学術コミュニケーション論	開講学年 : 1 年次
英文名 : International scientific communication theory	開講学期 : 後期
科目区分 : 共通科目	単位数 : 1 単位
担当教員 : 中村美鈴、Jeffrey Miller、Alan Lefor	開講形態 : 講義

授業概要 : グローバルスタンダードにおける看護実践開発を目指し、多様な学問分野の研究者と協働し、学際的な研究を推進するための高度な知識と技術を学修する。また、関心のある看護テーマについて、システムティックレビューを行い、グローバルな視点から看護実践上の課題を見極めるための方法を学修する。さらに国際学会に参加し、看護研究の成果を発表・討議、論文作成/投稿まで、自立して取り組むためのスキルを修得する。

到達目標 : この科目は DP1. 知識や技術を創造する研究能力、DP3. 国際的・学際的に協働し活躍する能力を涵養する。

1. 国内外の重要な看護実践上の課題について、システムティックレビューを行い、グローバルな視点から本質的な課題を見極めるための方法を考究し論述できる (DP1-1・2・3, DP3-1)。
2. 学際的な専門家チームにおいて協働し、看護研究をリードしたり、推進したりするための高度な知識と技術を論述できる (DP3-2, DP3-3)。
3. 国際学会に参加し、我が国の看護研究の成果を発表・討議するための方法を表現し、高度な看護実践を提案できる (DP3-4)。
4. 英語論文作成ならびに投稿のための技術を説明し、国外への情報発信と知の蓄積のための方法を論述できる (DP1-1・2・3, DP3-5)。

授業方法 : 講義、プレゼンテーション、討議、慈恵警戒レベルの状況により、対面・遠隔併用型・遠隔授業等の変更が生じる場合もあり得る。

授業計画 : (1 回は 90 分)

回	日付	時限	内容	担当者
1	10/1	2	コースオリエンテーション、グローバルスタンダードにおける看護研究の動向と国際学会、ならびに学際的な専門家チームにおいて協働することの重要性	中村美鈴 ゲストスピーカー 佐藤晋巨
2	10/1	3	関心のある看護のテーマについてシステムティックレビューの方法を理解する I 学生 A, B のプレゼンテーションと討議	
3	10/1	4	関心のある看護のテーマについてシステムティックレビューの方法を理解する II 学生 B, C のプレゼンテーションと討議	
4	11/26	3	関心のある看護テーマについてシステムティックレビューした成果の発表・討議 I 学生 A, B のプレゼンテーションと討議	中村美鈴
5	11/26	4	関心のある看護テーマについてシステムティックレビューした成果の発表・討議 II 学生 B, C のプレゼンテーションと討議	
6	10/22	2	看護学関連等の国際学会における抄録作成のための知識・技術・態度 I 学生 A, B のプレゼンテーションと討議	Jeffrey Miller 中村美鈴
7	10/22	3	看護学関連等の国際学会における抄録作成のための知識・技術・態度 II 学生 B, C のプレゼンテーションと討議	
8	10/22	4	自己の看護研究課題に関する国際学会における抄録作成 I 学生 A, B のプレゼンテーションと討議	
9	12/10	2	自己の看護研究課題に関する国際学会における抄録作成 II 学生 B, C のプレゼンテーションと討議	
10	12/10	3	自己の看護研究課題に関する国際学会における発表・討議のための知識と技術 I 学生 A, B のプレゼンテーションと討議	
11	12/10	4	自己の看護研究課題に関する国際学会における発表・討議のための知識と技術 II 学生 B, C のプレゼンテーションと討議	
12	12/17	2	自己の看護研究課題に関する英語論文作成のための知識と技術 I 学生 A, B のプレゼンテーションと討議	Alan Lefor 中村美鈴
13	12/17	3	自己の看護研究課題に関する英語論文作成のための知識と技術 II 学生 B, C のプレゼンテーションと討議	
14	1/28	2	自己の看護研究課題に関する英語論文投稿と採択までの知識と技術 I 投稿	
15	1/28	3	自己の看護研究課題に関する英語論文投稿と採択までの知識と技術 II 採択まで	

準備学習（予習・復習等）：講義は、専門家と少人数での講義となる。講義内容に沿って、日頃疑問に思っていることなどを整理して、主体的に講義に出席することが望ましい。

評価方法：到達目標 1 から 4 に関して、プレゼンテーション 50%、グループ討議への参加 30%、レポート 20%を総合評価する。レポートはコメントを入れて学事課より返却する。

オフィスアワー：原則として、相談したい教員にメールで事前に連絡する。

参考書：教科書・参考書はとくに指定しないが、参考文献・資料などは必要に応じて講義中に示す。

科目名 : 看護学研究論	開講学年 : 1年次
英文名 : Nursing Research	開講学期 : 前期
科目区分 : 共通科目	単位数 : 1単位
担当教員 : 北 素子	開講形態 : 演習

授業概要 : 学問としての看護学における科学の位置付けと成立過程、看護現象を科学する方法の多様性と方法論の変遷、研究の関連概念について検討することを通して看護研究の本質と限界を理解し、今後の看護研究のあり方について展望する。また、量的・質的研究の特徴と限界、研究の統合的アプローチについて把握した上で、既存の看護学文献のクリティークを行うことを通じて、看護学研究論文を批判的・建設的に読み解く能力を育成するとともに、論理的一貫性のある研究計画書と研究論文を作成するための能力を養う。これらを踏まえて、研究テーマに即した方法を応用できる実践的かつ倫理的な看護研究者となる能力を養う。

到達目標 : この科目は、DP1. 知識や技術を創造する研究能力、DP2 看護哲学を追究する姿勢を涵養することを保証する。

1. 科学とは何か、看護学における科学の位置付けと成立過程、研究方法の多様性と方法論の変遷について論述できる (DP2-1)。
2. 研究の関連概念 (現象、概念、理論、パラダイム) を論述できる (DP1-2)。
3. 量的・質的研究の特徴と限界、研究の統合的アプローチについて説明できる (DP1-3)。
4. 看護学文献 (量的研究・質的研究) のクリティークを行うことができる (DP1-2、DP2-2)。
5. 看護研究の本質と限界、今後の展望について考究し自らの考えを論述できる (DP1-3、DP2-4)。

授業方法 : 講義形式、個人ワークに基づく討議、グループワークに基づく討議を行う。

対面授業、遠隔授業(ZOOM・e-ラーニングを利用したのオンデマンド)を取り入れて行う。

授業計画 : (1回は90分) ●本年度開講なし

回	日付	時限	内容	担当者
1			看護学における科学の位置付けと成立過程	北 素子
2			研究方法の多様性と方法論の変遷	
3			研究に関連の深い概念 (現象、概念、理論、パラダイム) の吟味	
4			量的研究論文のクリティークとサブストラクション	
5			質的研究論文のクリティークとサブストラクション	
6			量的研究の特徴と限界	
7			質的研究の特徴と限界	
8			研究の統合的アプローチ (トライアングレーション、システムティックレビュー、メタアナリシス、メタシンセシス等)	
9			量的研究論文のクリティークの実際① 臨床看護実践研究	
10			量的研究論文のクリティークの実際② 看護教育における研究	
11			量的研究論文のクリティークの実際③ 臨床以外の看護実践研究	
12			混合研究論文のクリティークの実際	
13			質的研究論文のクリティークの実際① グランデッドセオリー法	
14			質的研究論文のクリティークの実際② 現象学・解釈学的方法	
15			質的研究論文のクリティークの実際③ エスノグラフィー	

準備学習 (予習・復習等) : 講義前に指定する課題を学修した上で、講義に参加する。

評価方法 : 到達目標 1, 2・3・4, 5に関するプレゼンテーション 70%とディスカッション 30%を総合評価する。

オフィスアワー :

1. 講義終了後に質問や相談があれば教員が受ける。

2. 相談があれば下記のアドレスに連絡をとり、相談日を予約する。

m-kita@jikei.ac.jp

参考書：適宜紹介する。

科目名 : 応用統計学	開講学年 : 1年次
英文名 : Applied statistics for Nursing	開講学期 : 後期
科目区分 : 共通科目	単位数 : 1単位
担当教員 : 中山和弘	開講形態 : 演習

授業概要：看護学で幅広く使われている多変量解析の方法を網羅して、それらをどのように使い分けるのか、そこで何が行われていて、何が言えるのかを学修する。看護関連で多く用いられる多変量解析として重回帰分析を基礎として、それが持つ意味を把握し、尺度の信頼性と妥当性をみる因子分析、構造方程式モデリングの理論、さらに多変量解析の分類や論文作成の注意点を学修する。

到達目標：この科目はDP1.知識や技術を創造する研究能力を涵養することを保証する。

1. 収集した様々な領域の情報を整理し、統合し、論述できる(DP1-1、DP1-2)。
2. 収集し統合した学際的な情報から知識・技術を拡張、または創造し、論述できる(DP1-3)。
3. 研究活動において、得られた知見を適切にまとめ、学会発表し論文投稿する方法を論述できる(DP1-4)。

授業方法：講義、プレゼンテーション、討議

授業計画：(1回は90分) ●本年度開講なし

回	日付	時限	内容	担当者
1			エビデンスのための多変量解析の2つの理由	中山和弘
2			3つ以上のデータの関連を見る多変量解析の基本	
3			1つの量的データを複数の量的データで予測する重回帰分析:多変量解析の基本	
4			尺度の信頼性と妥当性	
5			潜在変数を測定するための因子分析	
6			因子分析と重回帰分析を統合した構造方程式モデリングのしくみ	
7			因子分析と重回帰分析を統合した構造方程式モデリングの利用法	
8			多変量解析の分類	
9			多変量解析の論文作成の注意点	
10			プレゼンテーション、討議	
11			プレゼンテーション、討議	
12			プレゼンテーション、討議	
13			プレゼンテーション、討議	
14			プレゼンテーション、討議	
15			プレゼンテーション、討議	

準備学習(予習・復習等)：講義は、少人数での講義となる。講義内容に沿って、日頃疑問に思っていることなどを整理して講義に出席することが望ましい。

評価方法：到達目標1~3のプレゼンテーション30%、グループ討議20%への参加、課題レポート50%を総合評価する。課題レポートは、添削の上、学事課より返却する。

オフィスアワー：教員が電子メールの案内を行っている場合は、メールにて相談日時を予約する

教科書：中山和弘(2018). 看護学のための多変量解析入門. 東京：医学書院.

IV-2. 專 門 科 目

科目名 : 基盤創出看護学特講	開講学年 : 1年次
英文名 : Fundamentals of Nursing	開講学期 : 通年
科目区分 : 専門科目	単位数 : 2単位
担当教員 : 田中幸子、佐藤紀子	開講形態 : 講義

授業概要：看護の基盤を創出することの意味、方法を学生の研究テーマとの関連で討議し、共通理解した上で、以下のことを行う。看護の発展の基盤となる看護制度のあり方を探求するために、歴史的経緯を踏まえて保健婦助産婦看護婦法(保健師助産師看護師法)等看護制度の立法過程を教授する。さらに看護職者の生涯発達の可能性とその支援方法を検討し、看護師の臨床の「知」の獲得過程を考察する。これらによって、看護の発展的基盤の創出を探求する。

到達目標：この科目は DP1 知識や技術を創出する研究能力と DP2. 看護哲学を追求する姿勢と DP5. 人材を教育する能力を涵養することを保証する。

1. 当時の社会状況を踏まえ、日本における看護の歴史的発展過程を説明できる (DP1-1, DP1-2)。
2. 質の高い看護を提供するための看護政策の意義、課題解決のための方略を考察し説明できる (DP1-3)。
3. 看護師の臨床の「知」とその獲得過程を説明できる (DP5-1)。
4. 看護の発展を目指す看護職者の生涯発達支援の意義を理解し、人材育成の方略を考察できる (DP5-2、DP5-4、DP-5)。

授業方法：講義、プレゼンテーション、討議 (ZOOMを予定しているが、詳細は慈恵アラートに従うものとする)

授業計画：(1回は90分) ●本年度開講なし

回	月日	時限	内容	担当者
1			看護の基盤を創出することの意味、方法とは、学生自身の研究テーマとの関連で看護の基盤創出の意義を討議し、考察する	田中幸子 佐藤紀子
2			日本における看護の歴史的発展過程 —戦前の看護制度—	田中幸子
3			占領期における保健婦助産婦看護婦法の立法過程 —アメリカの占領政策と看護—	
4			占領期における保健婦助産婦看護婦法の立法過程 —政策立案アクターの影響—	
5			看護の発展の基盤となる看護制度の考究	佐藤紀子
6			ナラティブ・アプローチによるエキスパートナースの発掘	
7			看護師の臨床の「知」とその獲得過程 —「知」に関する文献検討—	
8			看護師の臨床の「知」とその獲得過程 —臨床で用いる「知」の3つの様相—	田中幸子 佐藤紀子
9			看護師の臨床の「知」とその獲得過程—臨床判断モデルと看護師の臨床の「知」—	
10			看護の基盤を創出するリーダーシップ	
11			看護の基盤を創出する組織改革	田中幸子 佐藤紀子
12			看護の基盤を創出する人材育成・輩出	
13			看護の基盤を創出する看護実践	
14			まとめ：看護の基盤を創出する意味や方法について学修を踏まえて再度討議し、看護の発展的基盤の創出の意義を探究する	田中幸子 佐藤紀子
15				

準備学習（予習・復習等）：講義は、専門家と少人数での講義となる。講義内容に沿って、日頃疑問に思っていることなどを整理して講義に出席することが望ましい。

評価方法：到達目標 1～6 についてプレゼンテーション及びグループ討議への参加（50%）、レポート（50%）で総合評価する。レポートはコメントの上、学事課より返却する。

参考書：教科書・参考書はとくに指定しないが、参考文献・資料などは必要に応じて講義中に示す。

オフィスアワー：授業終了後に質問・相談を教員が受ける。

科目名 : 基盤創出看護学演習	開講学年 : 1年次
英文名 : Seminar/Fundamentals of Nursing	開講学期 : 後期
科目区分 : 専門科目	単位数 : 2単位
担当教員 : 田中幸子、佐藤紀子 (共同)	開講形態 : 演習

授業概要： システマティックレビューによる先行研究の知見を総括・評価し、看護実践に適応する方略を学修することによって、歴史的、制度的、生涯発達の側面から探究し、学生の研究関心領域のフィールドワークを通じて看護の実践や教育、研究における課題を見出し、看護の基本的原理・原則を追究する力を養う。

到達目標： この科目は、DP1. 知識や技術を創造する研究能力と DP4. 組織を変革する能力を涵養する。

1. 看護実践等により得られた看護の関心課題について、先行研究の知見の総括・評価を論述できる (DP1-1)。
2. 関心課題を、フィールドワークを通じて看護実践上の課題として熟考し、研究課題を焦点化できる (DP1-2)。
3. フィールドワークを通じて、焦点化した看護実践研究課題の研究方法を精選し、研究方法を提案することができる (DP1-3、DP4-1)。
4. 看護実践上の課題を研究へ発展させるための看護実践研究（実践の場における、実践を通じた、実践のための）の方策を考究し論述できる (DP4-2)。

授業方法： 講義、フィールドワーク、プレゼンテーション、討議（ZOOMを予定しているが、詳細は慈恵アラートに従うものとする）

授業計画：（1回は90分） ●本年度開講なし

回	日付	時限	内容	担当者
1			オリエンテーション（演習概要説明）、研究課題に対する先行研究の総括と評価	
2			フィールドワークの計画発表	
3-28			<p>I. フィールドワークの実施 以下のように自分の関心に適したフィールドを選定し実施する。 例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就業施設以外の病院の看護部副部長（労務管理担当者）の業務シャドーイング、労務管理の現状、課題をインタビュー。 ・看護職の生涯発達の観点から、多様な場で働く看護師へのインタビュー。 ・看護職の生涯発達の観点から、看護基礎教育並びに看護継続教育の場での参加観察と教員や学生へのインタビュー。 ・訪問看護ステーションの場に馴染み、ステーションの文化を把握するための情報収集を行う（ステーションに所属する看護師の業務シャドーイング、利用者へのケア場面の参加観察、医療従事者へのインタビュー、関連文書の入手等）。 ・一般病棟の看護師長、主任数名のシャドーイング、個々の看護師の労務管理の現状 をインタビュー。 <p>II. フィールドワークの結果の分析 探究すべき研究課題と研究問題を絞り込むための集中的な参加観察やインタビュー、その他のデータ収集を行う。 例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加観察やインタビュー結果をまとめ、先行研究を用いて組織体制のあり方、管理者のリーダーシップ、意思決定などの視点から分析する。 ・参加観察やインタビュー結果をまとめ、先行研究を用いて看護教育の在り方や今後の方向性の視点から分析する。 ・収集したデータと先行研究を用いて、訪問看護のあり方を探究することの意義、自身の研究問題、研究の視点や方法を検討する。 	田中幸子 佐藤紀子
29-30			フィールドワークの結果報告、先行研究の知見から分析した結果を説明する。	

準備学習（予習・復習等）： 事前準備：演習前に研究テーマに対するシステマティックレビュー、これまでの知見と自分の研究課題をまとめておく。

日々、フィールドワークの記録を作成し、結果をまとめ、発表準備を行う。

評価方法：到達目標 1～4 についてプレゼンテーション 50%、フィールドワーク報告書 50%で評価する。

フィールドワーク報告書は、コメントの上学事課より返却する。

参考書：適宜紹介する。

オフィスアワー：授業終了後に質問・相談を教員が受ける。

科目名 : 先進治療看護学特講	開講学年 : 1年次
英文名 : Advanced Management in Nursing Science	開講学期 : 通年
科目区分 : 専門科目	単位数 : 2単位
担当教員 : 中村美鈴、佐藤正美、深井喜代子	開講形態 : 講義

授業概要 : 先進治療を受ける患者・家族、特に痛みのある患者、クリティカルな状況にある患者、がん患者に対する心身の苦痛/苦悩の緩和、重篤化の予防、回復の促進、コンフォートケアなど、看護実践における本質的な課題に対する看護独自の新たな知見、看護モデル/理論の開発するための高度な知識と技術を修得する。また、国内外の文献の批判的吟味を通して、先進治療を受ける患者・家族に関する QOL を目指した看護実践研究と関連する制御因子の探究、さらに実践開発研究方法論を創出するための能力を養う。

到達目標 : この科目は DP1 知識や技術を創造する研究能力を涵養することを保証する。

1. 科学的な根拠に基づく質の高い看護技術や看護モデルの創出につながる知識と技術を修得し表現できる (DP1-1・2・3)。
2. 先進治療を受ける患者・家族に関する看護実践開発に関する研究方法を論述できる (DP1-1・2)。
3. 学生自己の関心テーマの概念分析や質的・量的研究のエビデンスを統合した成果を社会に情報発信できる (DP1-1・2・3)

授業方法 : 講義、プレゼンテーション、討議、慈恵警戒レベルの状況により、対面・遠隔併用型・遠隔授業等の変更が生じる場合もあり得る。

授業計画 : (1回は90分) ●本年度開講なし

回	日付	時限	内容	担当者
1			コースオリエンテーション、先進治療研究における対象のサンプリング理論、サンプリングの方法、対象抽出の厳密性	中村美鈴
2			クリティカル/周手術期にある患者・家族に関する研究の概念枠組み、量的研究におけるアウトカムモデルとサブストラクション、質的研究におけるサブストラクション	
3			痛みの生物学的基礎 (1) 侵害受容から痛みの認知に至る痛覚系の神経機序	深井喜代子
4			痛みの生物学的基礎 (2) 痛みの修飾要因と内因性疼痛抑制系	
5			ヒトの痛みの理解 (1) 代表的な悲がん疼痛の病態生理・治療・疼痛ケア	
6			ヒトの痛みの理解 (2) がん疼痛の病態生理・治療・疼痛ケア	
7			内外の疼痛ケア関連研究から標準的な痛みのアセスメント技法を知る	佐藤正美
8			内外の疼痛ケア関連研究から疼痛ケア研究の歴史・動向・課題を探る	
9			がん看護をとりまく治療を含めた背景と変遷、それに呼応する研究動向	
10			がん看護に関する関連概念と概念分析、研究方法とその適切性	佐藤正美
11			がん患者・家族の QOL を目指した研究方法	
12			クリティカルケア/周手術ケアに関する研究変数の測定(評価)と尺度開発の方法	中村美鈴
13			クリティカルケア/周手術ケアに関する関連概念と概念分析、研究方法(量的質的研究方法の拡大やその選択)と適切性	
14			クリティカルケア/周手術ケアに関する質的・量的研究のエビデンスの統合を踏まえ、Evidence Based Nursing を創出する方法とその活用	
15			先進治療の発展と将来を見据えた看護実践に関する国内外の研究動向を踏まえ、先進治療を受ける患者・家族の QOL および関与する看護師の教育プログラムなどの開発を目指した研究方法の提案	中村美鈴 佐藤正美 深井喜代子

準備学習(予習・復習等) : 講義は、専門家と少人数での講義となる。講義内容に沿って、日頃疑問に思っていることなどを整理して講義に出席することが望ましい。

評価方法 : 到達目標 1~3 についてプレゼンテーション 50%、グループ討議 20%、レポート 30%を総合評価する。レポートはコメントのうえ、学事課より返却する。

オフィスアワー : 原則として、相談したい教員にメールで事前に連絡する。

参考書 : 教科書・参考書はとくに指定しないが、参考文献・資料などは必要に応じて講義中に示す。

科目名 : 先進治療看護学演習	開講学年 : 1 年次
英文名 : Seminar/Advanced Management in Nursing Science	開講学期 : 後期
科目区分 : 専門科目	単位数 : 2 単位
担当教員 : 中村美鈴、佐藤正美、望月留加 (共同)	開講形態 : 演習

授業概要：科学的根拠に基づく質の高い看護ケアや看護モデル他、新たな知の創出につながる看護実践開発に関する研究方法について探究する。また、看護実践上の本質的な課題を捉え、自己の研究課題を焦点化する。さらに焦点化された研究課題を追究するために、システムティックレビューによる先行知見の総括を行い、適切な研究方法論を考究する。加えて、看護実践上の研究課題に対する量的質的研究方法の拡大やその選択、看護ケアや看護モデルの開発後の評価方法、ヘルスケアシステムを視野に入れた看護実践開発研究について理解する。

到達目標：この科目は、DP1. 知識や技術を創造する研究能力と DP4. 組織を変革する能力を涵養する。

1. 看護実践等により得られた看護の関心課題について、先行研究の知見の総括・評価を論述できる (DP1-1)。
2. 関心課題を、フィールドワークを通じて看護実践上の課題として熟考し、研究課題を焦点化できる。(DP1-2)
3. フィールドワークを通じて、焦点化した看護実践研究課題の研究方法を精選し、自己の研究課題に対する研究方法を提案できる (DP1-3, DP4-3)。
4. 看護実践上の課題を研究へ発展させるための看護実践研究 (実践の場における、実践を通じた、実践のための) の方策を考究し、自己の研究計画書として正確に表現できる (DP1-4, DP4-4)。

授業方法：講義、フィールドワーク、プレゼンテーション、討議、慈恵警戒レベルの状況により、対面・遠隔併用型・遠隔授業等の変更が生じる場合もあり得る。

授業計画：(1 回は 90 分) ●本年度開講なし

回	日付	時限	内容	担当者
1-4			ヘルスケアシステムを見据えた看護実践上の本質的な課題を捉え、関心課題のシステムティックレビューによる質的研究と量的研究のエビデンスの統合を行い、自己の研究課題を焦点化する。	中村美鈴 佐藤正美 望月留加
5-14			上記 1-4 回に加え、質的研究と量的研究のエビデンスの統合を踏まえ、Evidence Based Nursing を見出す方法とその成果の活用方法について、関心課題に関する研究論文の批評を通して考究する 特定機能病院等の先進治療を行うペインセンター、ICU 等クリティカル領域、腫瘍血液領域、緩和ケア領域等でフィールドワークを行う。	
15-17			関心ある研究課題に関する看護研究におけるケアシステムを見据えた看護実践開発研究、特に、対象選定の厳密性、対象抽出に重要なサンプリング理論とサンプリング方法の多様性など、対象抽出の厳密性について研究デザインと共に、研究論文の批評を通して考究する	
18-21			研究方法 (量的質的研究方法の拡大やその選択) とその適切性、研究課題の焦点化と研究方法の選択について、研究論文の批評を通して考究する。	
22-24			概念枠組みの必要性さらに、量的研究におけるアウトカムモデルとサブストラクション、質的研究におけるサブストラクションについて、先進治療に関する研究論文の批評を通して研究方法論を考究する。	

25- 27			看護実践開発における研究変数の測定（評価）と尺度開発の研究手法など、看護実践開発に有用な高度な統計学的手法について、関連する研究論文の批評を通して考究する。
28- 30			先進治療を受ける患者とその家族のQOL向上を目指した看護実践開発に影響する要因を整理し、制御するための研究方法、倫理的配慮を踏まえた対策を含めて、研究方法を考究し、研究計画書を正確に表現する。

準備学習（予習・復習等）：講義前に指定する課題を学修した上で、講義に参加する。

評価方法：到達目標1～4に関するプレゼンテーション50%、討議30%、レポート20%を総合評価する。

レポートは、コメントの上学事課より返却する。

オフィスアワー：原則として、相談したい教員にメールで事前に連絡する。

参考書：適宜紹介する。

科目名 : 予防推進看護学特講	開講学年 : 1年次
英文名 : Health promotion & preventive nursing	開講学期 : 通年
科目区分 : 専門科目 (予防推進看護学領域)	単位数 : 2単位
担当教員 : 梶井文子、小谷野康子	開講形態 : 講義

授業概要：都市に暮らす老年ならびに、メンタルヘルスの対象者（個別・集団）の特性に応じた健康の維持、ならびに疾病予防の推進、健康問題とその関連要因を追究し、個人・家族・集団を対象とした支援方法の特性と基盤となる概念および理論的背景、看護の機能（看護活動の展開過程）とケアシステム構築方法について探究する。

到達目標：この科目はDP1 課題解決能力を涵養することを保証する。

1. 加齢による心身の機能変化、高齢者特有の疾患、または精神機能と精神機能障害について、遺伝や環境等の関連要因を論述できる(DP1-1)。
2. 疾患と身体症状ならびに精神症状のアセスメントと評価について国内外の資料を整理し論述できる(DP1-2)。
3. 老年看護学または精神看護学で用いられる概念および理論的背景、看護理論を論述できる(DP1-1)。
4. 我が国の都市に暮らす老年または精神保健医療福祉の現状と課題について論述し、実現可能な方略を提案できる(DP1-2)。
5. 老年看護学または精神看護学の学生の研究テーマに関連する国内外の文献レビューを行い、課題を考究し論述できる(DP1-1)。
6. 老年看護学または精神看護学における学生の研究テーマに関連する現象や概念を論述できる(DP1-3)。

授業方法：講義、プレゼンテーション、討議

原則、授業は、対面授業で実施するが、感染状況によって遠隔授業（ZOOMを利用する）で行う。詳細は慈恵アラートに従うものとする。

授業計画：(1回は90分) ●本年度開講なし

回	日付	時限	内容	担当者
1			オリエンテーション、各々の学修の進め方、課題の提示	梶井文子 小谷野康子
2			高齢者の健康問題の予防・課題に関する関連要因、都市に暮らす高齢者の課題の関連要因	梶井文子
3			高齢者・家族ならびに支援組織（多職種連携）概念・理論的背景	
4			高齢者の心身状況や看護の場に応じた予防的看護機能に関する国内外の文献検討	
5			高齢者の行動範囲を維持拡大する支援方法に対する国内外の文献検討 フレイル、転倒予防、排泄障害予防、低栄養予防 など	
6			高齢者支援のための学際的ケアシステムに関する国内外の文献検討	小谷野康子
7			精神看護学で用いられる諸理論 ～対人関係論、セルフケア看護理論等～	
8			精神現象の生物学的側面からの対象理解	
9			カプランの予防精神医学と早期介入における精神症状のアセスメントと評価	
10			精神科医療における国内外の治療的看護介入とその動向 文献レビュー	梶井文子 小谷野康子
11			我が国の都市における精神保健医療福祉の現状と課題 (予防活動や倫理的実践を含む)	
12			国内外の文献レビューによる研究テーマに関連する現象の整理	
13			研究テーマに関連する概念整理	
14			研究テーマに関する課題抽出	梶井文子 小谷野康子
15			研究テーマに関連する課題および関連する都市における課題に対する方略の提案	

準備学習（予習・復習等）：講義は、専門家と少人数での講義となる。講義内容に沿って、日頃疑問に思っていることなどを整理して講義に出席することが望ましい。

評価方法：到達目標 1～6 についてプレゼンテーション 30%、討議 20%、レポート 50%を総合評価する。
レポートはコメントの上、学事課より返却する。

オフィスアワー：特定の日時を設定したオフィスアワーは設けないが、相談したいことがある場合には、梶井文子 (kajii@jikei.ac.jp)、小谷野康子 (ykoyano@jikei.ac.jp) へ連絡する。

参考書：教科書・参考書はとくに指定しないが、参考文献・資料などは必要に応じて講義中に示す。

科目名 : 予防推進看護学演習	開講学年 : 1年次
英文名 : Seminar/Health promotion & preventive nursing	開講学期 : 後期
科目区分 : 専門科目 (予防推進看護学領域)	単位数 : 2単位
担当教員 : 梶井文子、小谷野康子 (共同)	開講形態 : 演習

授業概要 : 高齢者や精神看護における Health promotion を見据えた都市部の看護実践上の課題を捉え、研究テーマに関する、文献レビューやフィールドワークを通して、国内外の研究の動向、実践活動の資料を収集し、高齢者看護あるいは精神看護に関する概念分析を行ない、研究テーマを焦点化するとともに、課題達成に必要な研究方法を探求する。

到達目標 : この科目は、DP1. 知識や技術を創造する研究能力と、DP4. 組織を変革する能力を涵養することを保証する。

1. 看護実践等により得られた看護の関心課題について、先行研究の知見の総括・評価を論述できる (DP1-1)。
2. 関心課題を、フィールドワークを通じて看護実践上の課題として熟考し、研究課題を焦点化できる (DP1-2)。
3. フィールドワークを通じて、焦点化した看護実践研究課題の研究方法を精選し、研究方法を提案することができる (DP1-3、DP4-1)。
4. 看護実践上の課題を研究へ発展させるための看護実践研究 (実践の場における、実践を通じた、実践のための) の方策を考究し論述できる (DP4-2)。

授業方法 : 講義、フィールドワーク、プレゼンテーション、討議

原則、授業は、対面授業で実施するが、感染状況によって遠隔授業 (ZOOM を利用する) で行う。詳細は慈恵アラートに従うものとする。

授業計画 : (1回は90分) ●本年度開講なし

回	日付	時限	内容	担当者
1-4			Health promotion を見据えた高齢者や精神看護における都市部の看護実践上の課題を捉え、研究テーマに関するシステマティックレビューによるエビデンスの統合を行い、学生自己の研究課題を焦点化する。	梶井文子 小谷野康子
5-6			1-4 回を踏まえ、研究テーマに関する研究計画の Evidence Based Nursing を見出す方法としての対象選定やサンプリング方法を検討する。また、研究倫理上の検討についても考究する。	
7-27			[フィールドワーク] 学生の関心に適したフィールドを選定し実施する。 例・地域活動をしている高齢者へのインタビューと参加観察 ・老人福祉施設などの職員や看護職へのインタビュー ・精神保健福祉施設の利用者や利用者家族へのインタビュー ・障害者雇用企業主へのインタビューや参加観察 [フィールドワークの結果分析] インタビューや参加観察より探求すべき研究問題を抽出し、課題を焦点化する。先行研究や理論を用いて、今後の方向性を考究する。	
28			フィールドワークの結果報告および、フィールドワーク結果と先行研究からの知見との比較分析し討議する	
29-30			研究課題に関する研究方法の精選・方策の検討	

準備学習 (予習・復習等) : 講義前に指定する課題を学修した上で、講義に参加する。

評価方法 : 到達目標 1~4 に関する、プレゼンテーション 50%、レポート 50% を総合評価する。
レポートは、コメントの上学事課より返却する。

オフィスアワー : 特定の日時を設定したオフィスアワーは設けないが、相談したいことがある場合には、梶井文子 (kajii@jikei.ac.jp)、小谷野康子 (ykoyano@jikei.ac.jp) へ連絡する。

参考書 : 適宜紹介する。

科目名 : 地域包括看護学特講	開講学年 : 1年次
英文名 : Community-based integrated Nursing	開講学期 : 通年
科目区分 : 専門科目	単位数 : 2単位
担当教員 : 北 素子、嶋澤順子	開講形態 : 講義

授業概要：国内外のケアシステムおよび在宅支援方法の特性と基盤となる概念および理論的背景について、国内外の文献を学際的に検討し、都市部において高齢者および精神障害者を含む介護・医療依存度の高い療養者とその家族が、地域の住み慣れた場所で安全に、安心して、その人達らしく暮らし続ける上での課題とその関連要因を考究する。また、在宅療養者とその家族の QOL の向上に資する地域包括ケアシステム、地域医療連携および在宅看護実践を促進、開発するための方法と評価方法を、個人・家族・集団・地域という視点から多面的に探求する。

到達目標：この科目は、DP1. 知識や技術を創造する研究能力を涵養することを保証する。

1. 国内外のケアシステムおよび在宅支援の特性と基盤となる概念および理論的背景、最新の知見をクリティークし、学際的な視点から論述できる (DP1-1、D1-P2)。
2. 都市部において、在宅移行期および在宅療養期にある医療依存度の高い療養者、認知症者を含む要介護度の高い高齢者とその家族、精神障害者とその家族が、地域の住み慣れた場所で安全に、安心して、その人達らしく暮らし続ける上での課題とその関連要因を論述できる (DP1-1、DP1-2)。
3. 在宅療養者とその家族の QOL の向上に資する地域包括ケアシステム、地域医療連携システムおよび在宅看護実践を促進、開発するための方法論とそのアウトカム測定方法を、個人・家族・集団・地域という視点から考究し論述できる (DP1-3)。
4. 都市部に暮らす療養者と家族を支えるケアシステム、地域医療連携システム、看護実践プログラムとそのアウトカム測定方法を探求し提案できる (DP1-3)。

授業方法：講義、事前個人ワークに基づくプレゼンテーションおよび討議を行う。

対面授業、遠隔授業 (ZOOM・e-ラーニングを利用したオンデマンド) を取り入れて行う。

授業計画：(1回は90分) ●本年度開講なし

回	日付	時限	内容	担当者
1			ケアシステムおよび在宅支援の基盤となる概念と理論 ①システム論、家族システム論、 Person centered approach, relationship centered approach 等	北 素子
2			ケアシステムおよび在宅支援の基盤となる概念と理論 ②コミュニティ・ディベロップメント、ソーシャルキャピタル、ヘルスプロモーション 等	北 素子 嶋澤順子
3			都市部に暮らす高齢者が抱える健康問題とその関連要因	
4			都市部に暮らす人々の健康較差とその関連要因	
5			都市部における健康問題を抱える高齢者を対象としたケアシステム、地域医療連携システム、看護実践プログラム	嶋澤順子
6			都市部における健康問題を抱える高齢者を対象としたケアシステム、地域医療連携システム、看護実践プログラムのアウトカム指標	
7			都市部に暮らす青壮年の精神障害者の健康課題とその関連要因	
8			都市部に暮らす高齢精神障害者の健康課題とその関連要因	北 素子
9			精神障害者を対象としたケアシステム、地域医療連携システム、看護実践プログラム	
10			精神障害者を対象としたケアシステム、地域医療連携システム、看護実践プログラムのアウトカム指標	
11			都市部における在宅移行期および在宅療養期にある医療依存度の高い療養者と家族の健康課題とその関連要因	北 素子
12			都市部における在宅移行期および在宅療養期にある介護依存度の高い療養者と家族の健康課題とその関連要因	
13			在宅移行期および在宅療養期にある介護・医療依存度の高い療養者と家族を支えるケアシステム、地域医療連携システム、看護実践プログラム	北 素子
14			在宅移行期および在宅療養期にある介護・医療依存度の高い療養者と家族を支えるケアシステムと支援のアウトカム指標	

15		都市部に暮らす療養者と家族を支えるケアシステム、地域医療連携システム、看護実践プログラムおよびアウトカム測定方法の提案	北 素子 嶋澤順子
----	--	---	--------------

準備学習（予習・復習等）： 講義前に指定する課題を学修した上で、講義に参加する。

評価方法： 到達目標 1～4 について、プレゼンテーション 50%、レポート 50%を総合評価する。

レポートはコメントの上、学事課より返却する。

オフィスアワー：

1. 講義終了後に質問や相談があれば教員が受ける。
2. 相談があれば下記のアドレスに連絡をとり、相談日を予約する。

m-kita@jikei.ac.jp

参 考 書： 適宜紹介する。

科目名 : 地域包括看護学演習	開講学年 : 1年次
英文名 : Seminar/Community-based integrated Nursing	開講学期 : 後期
科目区分 : 専門科目	単位数 : 2単位
担当教員 : 北 素子、嶋澤順子 (共同)	開講形態 : 演習

授業概要 : 高齢少子社会の都市において医療機関や施設から在宅へ移行しようとする人々や在宅で暮らす高齢者や精神障害者などの療養者や家族の地域包括ケアにおける看護の課題について、看護サービスを提供する訪問看護ステーションや福祉施設や行政等の側面、看護サービスの受益者としての療養者やその家族の側面、共に地域で暮らす市民の側面から、フィールドでの人々と協働して行うワークを通じて、実践研究課題の焦点化を行い、フィールドスタッフや教員と討議し、看護実践開発を目指した研究方法を探求する。

到達目標 : この科目は、DP1. 知識や技術を創造する研究能力と DP4. 組織を変革する能力を涵養することを保証する。

1. 看護実践等により得られた看護の関心課題について、先行研究の知見の総括・評価を論述できる (DP1-1)。
2. 関心課題を、フィールドワークを通じて看護実践上の課題として熟考し、研究課題を焦点化できる (DP1-2)。
3. フィールドワークを通じて、焦点化した看護実践研究課題の研究技法を精選し、研究方法を提案することができる (DP1-3、DP-4-1)。
4. 看護実践上の課題を研究へ発展させるための看護実践研究 (実践の場における、実践を通じた、実践のための) の方策を考究し論述できる (DP4-2)。

授業方法 : 講義、フィールドワーク、プレゼンテーション、討議

対面授業、遠隔授業 (ZOOM・e-ラーニングを利用したオンデマンド) を取り入れて行う。

授業計画 : (1回は90分) ●本年度開講なし

回	日付	時限	内容	担当者
1-3			<ul style="list-style-type: none"> ・オリエンテーション (演習概要説明) ・地域包括ケアにおける看護上の課題に対する先行研究のレビューと評価 	北 素子 嶋澤順子
4			フィールドワークの計画発表～自己の演習課題を焦点化	
5-28			<ol style="list-style-type: none"> 1. フィールドワークの実施 : 課題に適したフィールドを選定し実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・フィールドの情報収集を行いながら文化を把握し場になじむ。 ・看護師やサービス提供者のシャドーイング、療養者などへのケアの参加観察、サービス提供者医療従事者へのインタビュー、市民への参加観察およびインタビュー、ケース会議や連携会議などの参加観察、関連文書の入手等 2. フィールドワークの結果の分析 <ol style="list-style-type: none"> 1) 探究すべき研究課題と研究問題を絞り込むための集中的な参加観察や面接その他のデータ収集を行う 2) 参加観察やインタビュー結果をまとめ、先行研究を用いてケアの質の評価、介護力の評価、家族関係評価、ケア提供組織体制やリーダーシップのあり方、意思決定、市民のエンパワメントなどの視点から分析する。 3) 看護上の課題を、自身の研究問題、研究の視点や方法方法を探求する。 	

29-30			フィールドワークの結果報告、先行研究の知見から分析した結果を説明する。プレゼンテーション、討議

準備学習（予習・復習等）：事前準備：演習前に研究テーマに対するシステムティックレビュー、これまでの知見と自分の研究課題をまとめておく。

日々、フィールドワークの記録を作成し、結果をまとめ、発表準備を行う。

評価方法：到達目標 1~4 について、プレゼンテーション 50%、レポート 50%を総合評価する。

レポートは、コメントの上学事課より返却する。

参考書：適宜紹介する

IV-3. 研 究

科目名 : 看護学特別研究 I	開講学年 : 1 年次
英文名 : Doctor's thesis/Nursing Research I	開講学期 : 通年
科目区分 : 研究	単位数 : 2 単位
担当教員 : 佐藤紀子、小谷野康子、中村美鈴、佐藤正美、田中幸子 北 素子、梶井文子、嶋澤順子、望月留加	開講形態 : 演習

授業概要 : 看護学に関する実践開発のための研究課題は、実践の場における研究、実践を通じた研究、実践のための研究であり、看護教育、看護管理を含むものとする。博士論文の研究課題の設定、研究計画書の立案と研究実施前の準備を、各専門領域の研究指導教員のもとに研究論文作成過程にそって、専門性を向上させ高い研究能力を養うための学修を行う。

到達目標 : この科目は DP1. 知識や技術を創造する研究能力、DP2 看護哲学を追求する姿勢、DP3 国際的・学際的に協働して活躍する能力を涵養することを保証する。

1. 専門性に基づく取り組むべき実践看護研究課題を見出す (DP1-1)。
2. 研究課題に対して国内外の文献検討から世界の看護の状況を理解し、論述できる (DP3-1)。
3. 研究を実施するための研究方法を見出し、組織に働きかけ、フィールド調整を行う (DP1-1)。
4. 看護の学識者としての倫理観に基づいた研究計画を提案できる (DP2-2)。
5. 研究計画内容を公表し、研究計画を推敲する (DP1-2)。
6. 研究計画書を作成し、提出できる (DP1-3)。

授業方法 : 各指導教員が適切な方法により実施する。

下記の授業計画に記載された内容を含め、年間を通じて実施する。その際に、年間計画として領域内外の教員や学生、博士前期課程の学生、学外の修了生とのゼミなどを組み入れ、研究計画を検討する機会とする。

授業計画 :

4 月	オリエンテーション、研究指導教員の決定 研究課題の設定 ・学生と研究指導教員および研究指導補助教員との間で、十分な検討を行った上で博士論文の研究課題を設定する。 ・学生は、自分の研究課題に応じた専門科目の選択を踏まえ、研究指導教員および研究指導補助教員の定期的な指導により研究を進め、研究課題を立案する。
7 月	研究計画書の作成 ・学生は実践の問題点などについて実践の場の人々や研究指導教員および研究指導補助教員からの助言・指導を受けて研究課題への研究方法等について検討し、研究計画書を作成する。 研究計画発表会 ・学内外の公開の研究発表会の場で研究計画について発表し、助言や指導を得る。
11 月	研究計画発表会 ・学内外の公開の研究発表会の場で研究計画について発表し、助言や指導を得る。
12 月	研究計画書を研究計画審査委員会へ提出
1 月	研究計画発表会 ・学内外の公開の研究発表会の場で研究計画について発表し、助言や指導を得る。
2 月	研究に関する利益相反自己申請を利益相反委員会へ提出 研究計画に関する電子申請書を倫理委員会に申請する。 ・倫理委員会の事務確認、事前審査を経て本審査を受けて、受理される。 ・倫理委員会申請のためには、APRIN 医学研究者標準コース (15 単元) の修了書の発行を得る。 ・東京慈恵会医科大学倫理委員会が認める研修を受講することが必要である。 東京慈恵会医科大学大学院研究助成申請書を研究指導教員の指導のもとに作成し申請する。
3 月	研究経過報告書を提出

準備学習 (予習・復習)

- ・参考図書が提示されている場合は、事前に行動する。
- ・自らの考えや構想は事前に明文化し、積極的に自ら指導を求め学修する。
- ・研究テーマに関連する学会や研究会に出席し最新の研究動向を把握する。
- ・積極的に発言し討議に参加し、各自の研究を進展させ多面的な意見を考慮できるようにする。

評価方法 : 到達目標 1～4 については 40%、到達目標 5 は研究計画発表会 10%、到達目標 6 は研究計画書 50% を総合的に評価する。

参考書 : 各指導教員が適宜、必要な文献等について指示する。

(1.佐藤紀子)

看護職者の生涯発達を支援する立場から、看護基礎教育・看護継続教育・大学院における教育などの広範囲な視点からの動向と、看護師の抱える困難感や今後の課題について、さらには看護師の臨床の知について概観する。そのうえで看護職者の生涯発達に関する内外の文献を系統的にレビューし、レビュー論文を作成する。その後、自身の関心領域に焦点化した国内外の文献をレビューし、予備調査を通し博士論文の方法論について検討しつつ研究計画書の作成を行う。

(2.小谷野康子)

精神保健医療福祉をめぐるメンタルヘルスの看護課題について、国内外の文献レビューを通して関心領域を特定する。探求する研究テーマに関する最近の研究動向を整理し、治療的介入について新規的でオリジナリティのある研究テーマを設定する。文献の批判的吟味や予備調査を通して、適切な研究方法論を検討し、研究計画書の作成を行う。

(3.中村美鈴)

クリティカルな状況/周手術期にある患者と家族、さらにそれらの対象に関与する看護職に関する看護実践上の課題を焦点化するために、国内外の量的研究・質的研究のエビデンスの統合を踏まえて文献レビューを行う。また、適宜、概念分析、基礎的研究に取り組み、研究課題を明確化するための指導を行う。さらに明確化された研究課題を探究するための研究方法を創出し、緻密かつ現実的な研究計画書の作成を行う。

(4.佐藤正美)

手術療法をはじめ、特にがん治療中や治療後に生じる機能障害や後遺症を持つ患者や家族に焦点をあて、症状緩和やQOLの向上へ向かう看護支援の探索につながる研究実施へ向けて準備を進める。看護支援は、患者自身の持つ力を最大限に発揮し、苦痛が緩和する援助であり、また看護支援の提供システムも含めた創造的な発想を含む。国内外の文献レビューを行い、研究課題を焦点化し、研究目的に合致した研究方法を設定し、博士論文として実現可能な研究計画になるよう研究計画書の作成を行う。

(5.田中幸子)

看護労働や看護職の人材確保に関する政策過程を歴史的に遡って分析するために一次史料（公文書、オーラルヒストリー等）及び衛生行政報告例等の公的データの収集・分析方法を学修する。さらに過去から現代への看護政策の変遷に注意しながら、国内外の看護労働・看護職人材確保に関する看護政策について文献検討を行い、看護労働政策に関する研究計画書の作成を行う。

(6.北素子)

在宅看護学に関する自身の実践経験及び研究を吟味するとともに、医療及び介護依存度の高い療養者とその介護家族の在宅移行期および在宅療養期における地域医療連携、在宅看護実践に関する国内外の文献をレビューし、自身が取り組む研究課題を焦点化する。文献の分析的吟味や在宅療養支援および家族支援に関する概念分析、理論の検討、予備調査、フィールドワーク等を通して、研究課題に取り組むための適切な方法を探求し、研究計画書を作成する。

(7.梶井文子)

高齢期における潜在化・顕在化する健康課題ならびに課題に関連する諸理論を用いた支援方法について、国内外の文献レビューを行い、総説の作成を行う。健康課題と支援方法に対する専門的な理論や知識に基づいて包括的に検討して、老年看護に関する自己の研究課題を明確にし、信頼性・妥当性の高い研究計画になるよう研究計画の立案を行う。

(8.嶋澤順子)

在宅精神障害者の地域生活継続を促す看護援助を障害者のセルフケア能力を引き出す側面から行う方法について、国内外の文献レビューを行い、公衆衛生看護活動に関連する理論に基づく検討を行うことを通して、人々の生活の場における看護支援に関する研究課題を明確にし、論旨が一貫した研究計画立案を行う。

(9.望月留加)

がん患者や家族の生活を支援し、生き方を選択していくプロセスに寄り添う上での課題や看護介入について国内外の文献レビューを行い、がん医療の発展や政策の動向もふまえて研究課題を洗練する。また、研究課題に関わる重要な理論や概念の理解を深め、適切な枠組みを用いて研究計画を立案する。

科目名 : 看護学特別研究Ⅱ	開講学年 : 2～3 年次
英文名 : Doctor's thesis/Nursing Research Ⅱ	開講学期 : 通年
科目区分 : 研究	単位数 : 4 単位
担当教員 : 佐藤紀子、小谷野康子、中村美鈴、佐藤正美 田中幸子、北 素子、梶井文子、嶋澤順子、望月留加	開講形態 : 演習

授業概要 : 各専門領域の研究指導教員および研究指導補助教員の指導の下に、看護学特別研究Ⅰで作成した研究計画書を倫理委員会の承認を得た上で、研究を推進し、研究成果を論文にして学術誌に投稿し、博士論文としての審査を受ける。

到達目標 : この科目は DP1. 知識や技術を創造する研究能力、DP3. 国際的・学際的に協働し活躍する能力、DP4 組織を変革する能力、DP5. 人材を育成する能力を涵養することを保証する。
する科目です。

1. 専門性に基づく取り組むべき実践看護研究目的に沿った研究方法を実施できる (DP1-2)。
2. 多様な学問分野の研究者・高度専門家と積極的に出会い人脈を作ることができる (DP3-2)。
3. 他者の研究指導に加わり対象のレディネスを勘案して専門的視野より助言できる (DP5-3)。
4. 自らの研究に関わる人々を主体的にチームとしてまとめて研究統括者としての役割を担い、研究を進めることができる (DP3-3)。
5. 国際的視点から日本における学生自己の専門領域の看護を理解し、自己の研究を踏まえて世界を見通した研究・高度な看護実践を提案することができる (DP3-4)。
6. 研究成果等を基に人々の健康課題を解決するために組織に働きかけることができる (DP4-4)。
7. 研究活動において得られた知見を適切にまとめ、学術誌 (筆頭、査読あり、英文抄録あり) に論文を投稿し、博士論文を完成できる (DP1-3、DP1-4)。

授業方法 : 各指導教員が、適切な方法により実施する。

下記の授業計画に記載された内容を含め、年間を通じ実施する。その際に、年間計画として領域内外の教員や学生、博士前期課程の学生、学外の修了生とのゼミなどを組み入れ、博士論文の作成につなげる。

授業計画 :

4月	大学院研究助成金伝達式 ・前年度申請した東京慈恵会医科大学大学院研究助成申請に審査を経て大学院研究助成金を伝達する。 研究指導教員および研究指導補助教員より研究の進捗状況に合わせて適切な方法で指導を受ける。
7月	研究経過発表会 ・学内外の公開の研究発表会の場で研究計画と現時点までの研究成果を発表し、助言指導を受ける。
8月	研究活動の進捗を確認得ながら、研究成果を学術論文へ投稿するための論文作成の指導を受ける。 関連学会等へ参加し、自らの研究についての知見を深める。
11月	研究経過発表会 ・学内外の公開の研究発表会の場で研究計画と現時点までの研究成果を発表し、助言指導を受ける。
1月	研究経過発表会 ・学内外の公開の研究発表会の場で研究計画と現時点までの研究成果を発表し、助言指導を受ける。
3月	研究経過報告書を提出する。
4月	年間を通じて、研究指導教員は博士論文完成および学位審査に向けて作成指導を行う。 学生は博士論文を仕上げ、査読のある全国誌レベルの学術雑誌に投稿し、掲載されるかまたは掲載受理の承認を得たうえ、研究の最終的なまとめとしての Thesis を仕上げる。

9～10月 学位申請手続きを行い、学位申請予備審査を受ける（締め切 10 月末）。

所定の書式に沿って作成した博士論文審査願、および関係書類を研究科長へ提出する。

12月 学位審査と最終試験

2月 公聴会（博士論文発表会）を開催し、研究科委員会にて学位授与最終審査を行う。

*本課程で博士の学位を授与した時は、3月以内に文部科学大臣に所定に報告書を提出するとともに、その博士論文または博士論文の要旨を「東京慈恵会医科大学学術情報リポジトリ」に登録し公表する。

準備学習（予習・復習）

- ・参考図書が提示されている場合は、事前に行動する。
- ・自らの考えや構想は事前に明文化し、積極的に自ら指導を求め学修する。
- ・研究テーマに関連する学術集会や研究会に出席し最新の研究動向を把握する。
- ・積極的に発言し討議に参加し、各自の研究を進展させ多面的な意見を考慮できるようにする。

評価方法：到達目標 1～4 については研究遂行状況 20%、到達目標 5・6 については博士論文発表会 10%、到達目標 7 については博士論文 70%を総合的に評価する。

参考書：各指導教員が適宜、必要な文献等について指示する。

各教員の授業概要・研究指導内容

(1. 佐藤紀子)

看護職者の生涯発達、看護師の臨床の知に関する学生の関心の中から作成した研究計画書に基づき、データ収集、分析を行い結果を見出す。研究方法は、個々人の成長を支援するという立場から質的機能的な研究方法となるが、データに向かう態度を学び、深い洞察の視点を持ち分析・解釈でき、得られた結果から看護職の生涯発達支援に寄与する考察を論理的に記述する過程を学修する。博士論文を作成し自立して研究を推進できる能力を修得し、教育を担い得る能力と共に看護学の発展に寄与する能力を養う。

(2. 小谷野康子)

看護師が行う治療的介入について学際的研究も視野に入れ、新規性とオリジナリティのある研究テーマを設定する。実験研究を基本とし、研究デザインはエビデンス・レベルの高い方法を選択する。研究内容によってはミックス・メソッドにより量的・質的の2方向から評価する。看護介入、評価、教育を担い得る能力の修得とともに、精神看護の質向上に寄与する博士論文を作成し、自立して研究ができる能力を修得する。

(3. 中村美鈴)

クリティカルな状況/周手術期にある患者・家族、関与する看護職に関する研究課題を探究するための創出した研究方法を十分に吟味したうえで、研究計画書に即して、自立して研究活動を推進する過程を学修すると共に教育を担い得る能力を養う。目的、研究方法、結果、考察の論理的一貫性、かつ新規性・革新性のある博士論文を作成する。研究成果は、国内外の学会や雑誌等で公表し、クリティカルケア看護学ならびに周手術期看護学の学問的発展に寄与する能力を培う。

(4. 佐藤正美)

手術療法をはじめ、特にがん治療中や治療後に生じる機能障害や後遺症を持つ患者や家族に焦点をあて、症状緩和やQOLの向上へ向かう看護支援の探索につながる研究テーマで作成した研究計画書に従い、研究倫理規範に則り研究が進められるよう学修する。質の高いデータを収集し、信用性・真実性が高く、また信頼性・妥当性の高い分析を行い、多角的かつ深い考察を行う過程を学修し、博士論文を作成し自立して研究を推進できる能力を修得し、教育を担い得る能力と看護学の発展に寄与する能力を養う。

(5. 田中幸子)

研究計画に沿って看護労働や看護職の人材確保に関する政策過程の歴史の変遷を、公文書、公的データ、オーラルヒストリー等を用いた分析を学修する。さらに現代の看護労働に関する実態調査、及び国内外の潜在看護師の復職支援、就労継続のための健康的な職場環境、中高年のセカンドキャリア等の看護労働政策研究を踏まえて現代の都市型の医療提供体制に相応しい看護労働政策のあり方を考究し、博士論文を作成し自立して研究を推進できる能力を修得し、教育を担い得る能力と共に看護学の発展に寄与する能力を養う。

(6. 北 素子)

在宅療養者とその家族の QOL の向上に資する新たな支援モデルとアウトカム評価指標の開発につながる研究課題について、看護学特別研究 I で立案した研究計画に基づいて、質的帰納的研究法と探索的・確証的因子分析法等の統計学的手法を組み合わせて研究を行う。研究成果は国内外の学術誌に発表し、自立して研究を行い、教育を担い得る能力と共に在宅看護学の学問的発展に寄与する能力を養う。

(7. 梶井文子)

老年期の健康、家族ならびに学際的な課題について、実践的に解決できる研究成果を目指すため、関係する諸理論や老年医学・看護学・他の学際的な知識を活用し、国内外の先行研究から研究課題を明確にし、多変量解析を用いた統計学的手法や質的帰納的研究方法を組み合わせる方法を用いて、研究の実践課程を踏まえて、博士論文を作成し自立して研究を推進できる能力を修得し、教育を担い得る能力と共に、看護学の発展に寄与する能力を養う。

(8. 嶋澤順子)

在宅精神障害者の地域生活継続を促す看護援助を障害者のセルフケア能力を引き出す側面から行う方法に関する研究課題を、公衆衛生看護学に関する理論的枠組みを活用して、質的帰納的研究方法あるいは量的研究方法など研究課題に即した研究手法を適切に用いて研究の実践を行い、博士論文を作成し自立して研究を推進できる能力を修得し、教育を担い得る能力と共に看護学の発展に寄与する能力を養う。

(9. 望月留加)

がん患者や家族の生活を支援し、生き方を選択していくプロセスに寄り添うために、セルフマネジメントや心理社会的苦痛に対する支援モデルの開発等をケア評価のための指標の開発も含めて研究を行う。また、今後のがん医療・看護に必要な先駆的分野に関わる現象の探求や実践的研究につながる質的研究についても学修し、博士論文を作成し自立して研究を推進できる能力と共に、教育を担い得る能力、看護学の発展に寄与する能力を養う。

V. 研究計畫書・博士論文作成關係資料

V-1-1 研究計画書の作成、発表会および倫理審査

1. 研究計画書作成から倫理委員会への提出までのスケジュール（主に1年次）

（看護学特別研究Ⅰのシラバス参照）

- 1) オリエンテーション、研究指導教員の決定、研究課題の設定（4月頃）
 - ・学生と研究指導教員および研究指導補助教員との間で、十分な検討を行った上で博士論文の研究課題を設定する。
 - ・学生は、自分の研究課題に応じた専門科目の選択を踏まえ、研究指導教員および研究指導補助教員の定期的な指導により研究を進め、研究課題を立案する。

- 2) 研究計画書の作成（7月頃）
 - ・学生は、実践の問題点などについて実践の場の人々や研究指導教員および研究指導補助教員からの助言・指導を受けて研究課題への研究方法等について検討し、研究計画書を作成する。
 - ・研究計画書の記載方法と書式については、『看護学専攻アカデミックライティングマニュアル』第1部と第4部Ⅰを参照のこと。

- 3) 研究計画書を学位委員会へ提出（12月頃）（随時提出可能）

- 4) 研究計画発表会（1月頃）
 - ・学内外の公開の研究発表会の場で研究計画について発表し、助言や指導を得る。

- 5) 研究に関する利益相反自己申請を利益相反委員会へ提出（2月頃）
 - ・研究計画に関する電子申請書を倫理委員会に申請する。
 - ・倫理委員会の事務確認・事前審査を経て、本審査を受け、受理される。
 - ・倫理委員会申請のためには、事前に APRIN 医学研究者標準コース（15 単元）の修了書の発行を得ておく必要がある。
 - ・東京慈恵会医科大学倫理委員会が認める研修を受講することが必要である。
 - ・東京慈恵会医科大学大学院研究助成申請書を研究指導教員の指導の下に作成し、申請する。

- 6) 研究経過報告書を提出（3月）

2. 研究計画発表会

1) 1年次

1人の発表時間は、発表20分、質疑応答20分である。

(1) 第1回 日程 2022年8月1日(月) 13:00～(予定)

会場 管理棟4階大講義室

(2) 第2回 日程 2022年11月24日(木) 17:00～(予定)

会場 管理棟4階大講義室

(3) 第3回 日程 2023年1月13日(金) 14:30～(予定)

会場 管理棟4階大講義室

2) 2年次以降

1人の報告時間は10分である。

日程 2023年1月13日(金) 14:30～(予定)

3. 看護学専攻における研究計画審査の受審

1) 目的

学生の学位研究としての適切性を確認することを目的に、倫理審査を受ける前に、研究計画審査(主管委員会:学位委員会、事務局:看護学専攻事務)を受ける。

2) 審査書類(大学倫理審査提出書類とは別様式となる)

(1) 研究計画書

書式等については、『看護学専攻アカデミックライティングマニュアル』第1部と第4部Iを参照のこと。

(2) 倫理委員会に提出する研究計画書以外のすべての添付書類

3) 提出方法

(1) 提出期限は、学位委員会の3日前の17時。8月は受け付けない。

(2) 計画発表会の前後を問わず、審査申請できる。(随時審査)

(3) 審査を受ける学生は、指定期日までに事務局へ審査書類にすべてパスワード(事務より指定)を付し提出する。

4) 審査項目

- (1) 研究目的と課題名の適切性
- (2) 文献検索による先行研究との整合性
- (3) 研究方法（研究デザインと目的との整合性、データ収集・分析方法の適切性）
- (4) 倫理的配慮
- (5) その他

5) 審査結果通知ならびに対応

- (1) 研究計画書審査会で審査後、主審査員が判定結果とコメントを学生に通知する。
- (2) 修正指示があった学生はコメントに対する回答書と修正した計画書を、事務局を通じて委員会に提出する。
- (3) 研究計画書審査会で再審査後、主審査員が判定結果とコメントを学生に通知する。判定結果が「承認」となるまで、(2)～(3)のプロセスを繰り返す。
- (4) 判定結果が「承認」の場合、学位査委員会で審議される。学位委員会での結果は、学位委員長を通じて学生に通知される。
- (5) 看護学専攻の学位審査会で承認された後に「大学倫理委員会」の審査を受けることができる。

6) 研究データの取り扱いについて

本課程での研究データの取り扱いは、「東京慈恵会医科大学における研究データの保存等に関する内規（平成28年9月1日施行）」に従う。

本内規第4条において、研究データ等の保存は、それらを生み出した研究自身が責任を持って保存・管理しなければならない。なお、転出や退職した後も当内規で定める期間は適切に管理しなければならない。

博士後期課程 研究計画審査フロー

学生（主指導教員）の動き	学位委員会の動き	「（学籍番号）研究計画審査会」の動き
<p>【書類提出】</p> <p>「研究計画書審査申請書」 「研究計画書等一式」を学事課へ（学位委員会の3日前）</p>	<p>【学位委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 委員長：「（学籍番号）研究計画書審査会」審査員の任命（主審査員1名、審査員3名） ● 学事課：審査会場の予約、主審査員・審査員・学生・主指導教員へ審査日程と会場の告知、会場設営 	<p>【「第1回（学籍番号）研究計画書審査会」の立ち上げ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 主審査員・審査員・院生・主指導教員と調整して審査日程（原則、翌月の学位委員会前までに実施）を決定し、学位委員長と学事課に報告
<p>【審査会に向けた準備】</p>		<p>【計画書類の査読】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 主審査員・審査員が査読し、所定用紙にコメントを記載する
<p>【審査会への参加】 （主指導教員はオブザーバー参加）</p>		<p>【審査会の開催】 （1時間程度のディスカッション、要修正課題の明確化）</p>
		<ul style="list-style-type: none"> ● 審査会：判定は学生・主指導教員不在の場で主審査員・審査員で実施（①承認、②修正の上再提出）

<p>【審査結果とコメントを受け取る】</p>		<ul style="list-style-type: none"> ● 主審査員：審査会で出された各審査員のコメントを集め、審査会の後、コメントと共に判定結果を記入し、学生、指導教員に通知 (②の場合、修正コメントは具体的に) ① 承認になるまで審査を繰り返す
	<p>【学位委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 主審査員より、経過報告を口頭で受ける。経過報告について、妥当性を審議する。 ● 審査会で①承認となった場合は、主審査員は審査報告書を提出する ● 審査報告書を基に、妥当性を審議、妥当と判断された場合に承認する。 	

- * 審査会が実質的な審査を行うが、審査プロセスについては学位委員会が責任をもつ。(そのため、委員会開催時に報告を受け、問題があれば審議する。)
- * 審査会は、可能な範囲で月に何回でも審査会を開催できる。
- * 審査会には学位委員が必ず入るものとする。
- * 主審査員は、教授、かつ学位委員とする。

V-1-2 博士学位審査用論文の作成、発表会および審査

1. 博士論文作成のスケジュール（主に2～3年次）

（看護学特別研究Ⅱのシラバス参照）

- 1) 大学院研究助成金伝達式（2年次4月）
 - ・前年度申請した東京慈恵会医科大学大学院研究助成交付申請の審査を経て大学院研究助成金を伝達する。
 - ・研究指導教員および研究指導補助教員より、研究の進捗状況に合わせて適切な方法で指導を受ける。
- 2) 博士論文（投稿論文）及び学位審査用論文の作成（2年次8月頃～）

学位審査用論文の記載方法や書式については『看護学専攻アカデミックライティングマニュアル』第1部と第4部Ⅱを参照のこと。
- 3) 研究経過報告会（2年次11月～1月）

大学倫理委員会承認後、直近の研究経過報告会にて、最終研究計画を報告する。
- 4) 研究経過報告書の提出（2年次3月）
- 5) 学位申請予定論文の学術雑誌への投稿（3年次4月頃～）
- 6) 「学位予備審査会設置願い書」（投稿論文掲載証明書添付）の提出（3年次7月頃～）

希望により「学位論文審査委員推薦書」を提出する。
- 7) 学位論文審査の申請（3年次7月頃～）

学位論文審査申請書類一式をもって申請する。
- 8) 学位論文予備審査会（書類審査）（3年次8月頃～）

構成委員3名
- 9) 学位論文審査会発足（3年次9月頃～）

構成委員5名

1 0) 学位審査と最終試験 (3 年次 12 月頃～)

①学位論文として十分に価値がある

②ディプロマ・ポリシーを満たし、博士 (看護学) を授与する価値がある

1 1) 公聴会 (博士論文発表会) (3 年次 2 月頃)

・ディプロマ・ポリシーに関する報告

1 2) 研究科委員会にて学位授与最終審査、学位授与・論文要旨および学位審査結果要旨公表 (3 年次 3 月)

1 3) 学位論文の公表 (学位授与後 1 年以内)

本課程で博士の学位を授与した時は、3 月以内に文部科学大臣に所定に報告書を提出するとともに、その博士論文または博士論文の要旨を「東京慈恵会医科大学学術情報リポジトリ」に登録し公表する。学会が了解すれば論文掲載、不可ならば要旨掲載

2. 学位 (博士) の申請および審査

1) 学位 (博士) の申請資格

博士後期課程の 3 年次に在学し、規定の 13 単位以上を修得し、博士後期課程学位論文の研究計画審査に合格した後に着手した研究の学術論文が、学術誌に掲載または掲載受理された者は、博士後期課程学位論文を提出し博士 (看護学) の学位を申請することができる。

2) 博士学位審査用論文および学位申請の提出

3) 提出書類等

学位審査を申請する者は、学位申請書に学位論文 (主論文)、審査用論文、論文要旨、論文目録、参考論文 (必要な場合)、履歴書、戸籍抄本、学位論文 (主論文) の著作権処理状況報告書、学位論文 (主論文) の共著者からの同意承諾書、学位論文審査委員推薦書、学術リポジトリへの学位論文登録申請書、研究倫理に関する対応確認書及び所定の審査料 50,000 円を添え、指導教授を通じて学長に提出しなければならない。なお、看護学専攻博士後期課程において、審査料は徴収しない。

学位論文 (主論文) は学位申請時に発表から 5 年以内の論文とする。

4) 博士学位審査用論文の審査項目と審査基準

(1) 論文課題名の適切性

- ・研究目的、結果に沿った論文名である。

(2) 研究課題の設定の妥当性、独創性

- ・看護学や看護実践への意義、学術的意義・社会的意義が示されている。
- ・その研究に発展性、将来の展望がある。
- ・自らが追究した看護哲学、看護理論に基づいている。
- ・新たな知識や技術を創造する研究である。
- ・従来の研究と異なる新規性がある。
- ・多様な学問分野の文献を徹底的に検討している。

(3) 研究方法の妥当性

- ・国際的、学術的な視野から検討がなされ、論証性を備えている研究方法である。
- ・研究課題を達成するためのデータが質・量ともに充分である。

(4) 倫理的配慮を含めた研究倫理の遵守

- ・倫理委員会の承認を得ている。
- ・研究過程を通して倫理的配慮がなされている。

(5) 結果の適切性と妥当性

- ・目的に沿った結果が論述されている。
- ・重要な結果の適切な提示がされている。

(6) 考察の適切性と妥当性

- ・結果を踏まえて考察が適切にされている。
- ・文献に基づく考察がされている。
- ・看護学や看護実践、社会への貢献が明記されている。
- ・研究の限界が適切に述べられている。
- ・自らの哲学的基盤に沿って考察されている。

(7) 結論の妥当性

- ・結果に基づいて述べられている。

(8) 研究の一貫性

- ・明解性、論理性、一貫性のある論旨展開がされている。

(9) 研究発表会、論文審査の適切性

- ・発表において発表内容、質疑応答が適切である。
- ・論文審査において応答が適切である。
- ・明解性、論理性、一貫性のある応答ができる。

(10) 記述方法の適切性

- ・論文の体裁がアカデミックライティングマニュアルに沿って整えられている。

看護学専攻

アカデミックライティングマニュアル Ver.2

東京慈恵会医科大学大学院医学研究科看護学専攻

本マニュアルは、本看護学科において学生が学術的文書（レポートや看護研究等）を執筆する際のルールや注意点を記したものである。

本マニュアルは、「第1部_学位論文とレポートの共通事項」、「第2部 レポート」、「第3部 修士論文」「第4部 博士論文」の4部で構成される。「第1部 レポートと看護研究の共通事項」には看護研究とレポートに共通する執筆ルールが、「第2部 レポート」にはレポートにのみ適用される執筆ルールが、「第3部 修士論文」「第4部 博士論文」には学位論文にのみ適用される執筆ルールが、それぞれ示されている。各自の用途に応じて使用してほしい。

なお、本マニュアルは『Publication Manual of the American Psychological Association 7th edition』（APA, 2020）、『APA論文作成マニュアル（第2版）』（前田, 江藤, 田中訳, 2010/2011）および『APAに学ぶ 看護系論文執筆のルール』（前田, 江藤, 2013）を参考にしている。詳細について不明な点は、これらの文献を参照されたい。

大学院カリキュラム委員会
大学院ICT推進委員会
2020年7月15日作成
2021年11月17日改訂

目次

第1部	学位論文とレポートの共通事項.....	61
第2部	レポート.....	71
第3部	修士論文.....	72
	Ⅰ. 研究計画書.....	72
	Ⅱ. 修士論文	75
第4部	博士論文.....	78
	Ⅰ. 研究計画書.....	78
	Ⅱ. 博士論文	81

Ⅱ. 見出しの記載方法について

1. 見出しはすべてゴシック体とする。
2. 見出しには第1階層から第7階層までである。本文のレベル数に応じて、第1階層から順番に適用すること。

見出しレベル	見出し数字	配置
第1階層（表題に該当）	なし	中央に
第2階層	I. II. III. ...	中央に
第3階層	A. B. C. ...	左に寄せる
第4階層	1. 2. 3. ...	左に寄せる
第5階層	a. b. c. ...	左端より1字下げる
第6階層	(1) (2) (3) ...	上位の見出しより1字下げる
第7階層	(a) (b) (c) ...	上位の見出しより1字下げる

3. 見出しおよび見出し数字の種類と位置は、階層によって異なる。第1階層は論文の表題（タイトル）にあたるレベルであり、見出し数字は付けない。したがって本文で使用される見出しは、第2階層以下ということになる。
4. 見出しに付ける数字・記号・アルファベットは全角とする。
5. 本文の書き出しは、全てのレベルで左端から一字下げて始める。

<記載例>

VI. 結果（第2階層）	… 中央に
A. 研究参加者の概要（第3階層）	… 左に寄せる
本研究参加者は5名であった。……………	
A氏は、……………	
B. 分析結果（第3階層）	… 左に寄せる
データを分析した結果、……………	
……………。	
1. 看護師として働き続ける思い（第4レベル）	… 左に寄せる
このカテゴリーは、……………、	

Ⅲ. 図、表の表題のつけ方

図、表、写真は、それぞれ種類ごとに通し番号と表題を付し、それを説明した本文近くの適当な場所に挿入し表示する。

1. 図の表題は、表題の頭に通し番号を付し、図の下に記す。

<記載例>

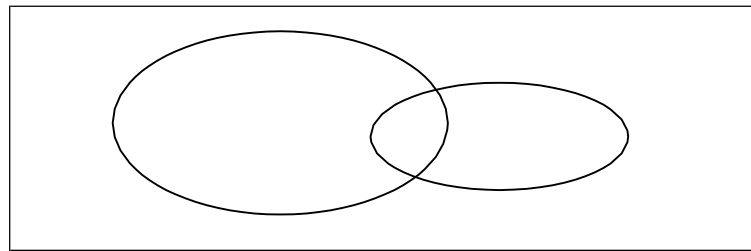


図1. ○○○の関係図

2. 表の表題は、表題の頭に通し番号を記し、表の上に記す。罫線は横罫のみ使用し、なるべく最小限にとどめる。(図と表によって、表題の位置が異なるので注意する)

<記載例>

表 1. 対象者の属性

	○○地域 (n=572)		p値
	A村内	A村外	
人数 (%)	125 (21.9)	286 (50.0)	.65
平均年齢 (SD)	43.5 (2.7)	41.2 (3.1)	.002**

* $P < .05$, ** $P < .01$

Ⅳ. 知的所有権について

1. 他の文献から図や表を引用する場合、あるいは他の文献にあるデータをもとに図や表を作成する場合、著者の掲載許可が必要である。図の表題もしくは表の後に、その出典の著者名と発行年を注記として明示し、著者の許可を得た旨を記し、文献リストにも記載する。著者に無断で複写使用することは著作権法違反である。
2. 既存の尺度を使用する際は、開発者（知的所有権保有者）の使用許可を得たことを示す文書を添付する。

V. 文献の引用について

1. 文献とは、実際に本文中に何らかの形で引用して使用、もしくは言及した文献すべてをいう。論文執筆に当たって参考までに読んだだけの、いわゆる参考文献は文献には含めない。
2. 使用した文献は、知的所有権尊重の立場から、すべて本文中に下記の文献表示方法に則って明記しなければならない。
3. 文献の引用は、自分の考えや主張をそれによって補強したり、証明したり、意味付けたりするために行う。したがって、誰でも知っているような言葉やテキストの内容、辞書・事典などの類は、文献としない。
4. 引用は必要最小限であること。文献検討に取り上げる文献も、みずからの研究テーマに則して、それを明確化するために必要不可欠のものに絞ること。領域全体を網羅するような文献検討は意味がない。
5. 文献は、最後に一括して文献リストを作成する。本文中に用いた文献は、必ず文献リストに入っていないと、文献リストにある文献は、本文中のどこかで使われていなければならない。すなわち、本文中に引用表示のある文献と文献リストとは、完全に一致していること。
6. いわゆる孫引きの引用は避け、できる限り原典から引用する。原典が手に入らなかった場合は、孫引きであることが分かるように、実際に使用した文献を表示する。

VI. 引用の仕方（文献表示の様式）

記述した内容が自分の考えであるか、引用であるかは明確に区別しなければならない。以下の様式に従って、引用した文献の表示をその都度行う。(カッコやコンマなどの使用法やスペースの取り方など、細かい書式については、下に示す記載例を参照のこと。なお、年次はすべて西暦とする)

1. 文献は、文中の引用部分の後に（ ）を付し、そのなかに、著者の姓および発行年、ページ数を記入する。また、「,(コンマ)」や「.(ピリオド)」、「&」の記載は半角とし、半角スペースを空ける。

<記載例>

・・・と述べている (前田_江藤_2013_pp_67-68) 。

↑ ↑ ↑ ↑

半角「,」「.」の後ろに半角スペースをそれぞれ入れる。

・・・みられる結果である (Debevec & Evanson, 2016, p. 470) 。

↑

半角「&」の前後に半角スペース。 半角「,」の後ろに半角スペース。 半角「.」の後に半角スペース。

- 1) ページは通常、(p. 〇〇) のように表記する。ページが複数にわたる場合は、(pp. 〇〇-□□) と表記する。半角 - (ハイフン) の前後に半角スペースは入れなくてよい。
- 2) 文献全体がそれについて述べたものであって、特定のページを示すことが難しいものについては、必ずしもページ数は記載しなくてもよい。
- 3) 同一文献を同じ段落で繰り返し引用する場合は、2度目以降の引用の際に出版年を表示する必要はない。ただし、段落が変わるごとに、初出の引用部分に出版年を記す。

<記載例>

Andrews (1982) は、〇〇と述べている。・・・ [ある段落での最初の引用]
 こうした Andrews の見解は・・・ [同じ段落の中で再度引用された場合]

2. 文献の一部を直接引用する場合には、引用部分を引用符「 」で括り、引用であることを必ず明示すること。

<記載例>

看護理論と概念の関係について「・・・・・・・・」 (Payne & Nicholls, 1981, p. 103) と定義され・・・

3. 引用が長文になる場合は、前後に1行分のスペースをとり、行頭を2文字分空けた特別の段落 (引用段落) とする。その際は、「 」で括る必要はない。字形・サイズを変更してもよい。知的財産権上、あまり長い引用は避けるべきとされているため注意する。

<記載例>

という指摘がある。これに対し、理論家は次のように説明する。

看護理論が開発された背景には、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
 ・・
 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・があった。(Maleis, 2011, pp. 56-57)

一方、吉田 (2018) は看護理論の需要がますます高まる現代社会の様相を
 ・・・・・・・・・・と指摘している (p. 38)。これらの相違は、・・・・・・・・
 ・・

4. 直接引用してはいなくても、間接的にその内容について言及した文献は、引用文献として、それに関する記述個所の後に () をつけ、著者名と発行年、できればページ数を表示すること。
5. 同一著者による複数の文献は発行年順に配置する。同一著者に同一発行年の文献が複数ある場合には、発行年の後に小文字のアルファベット(a,b,c...)を順に付して区別する。

<記載例>

- ・ ・ ・ ・ ・ と指摘されている (野島, 2009, p. 209)
- ・ ・ ・ ・ ・ と述べている (山田, 足尾, 1986, p. 56)。
- ・ ・ ・ ・ ・ だと結論づけている (樋口, 1986, 1992)。
- ・ ・ 看護哲学と看護理論とを関連づけて論じている (上田, 2013a, 2013b)。

5. 本文中に著者名が記載されている場合には、その後ろに () を付し、発行年のみ記す。本文中に発行年も記されている場合には、改めて表示する必要はない。文献のページは、当該文章の後ろに記す。

<記載例>

上田 (2011a) は「・ ・ ・ ・ ・ 」 (p. 125) と述べている。
1985年に Debevec and Evanson は以下のように語っている (p. 111)。

6. 本文中 () 内の著者名は2名までは全員記載する。著者が2名の場合、筆頭者の後ろに邦文では「, 」 (半角カンマ) を、欧文では「and」を付す。

<記載例>

・ ・ ・ ・ ・ といわれている (Morgan, 1981)。
Chisholm and Llewellyn (2016) は、次のように述べている。
「・ ・ ・ ・ ・ 」 (吉田, 山本, 2001, p. 56)

7. 著者が3名以上の場合、筆頭者の後ろに「他」 (欧文の場合は et al.) を付けて略す。

<記載例>

・ ・ ・ ・ ・ と言われている (Sumith et al., 1981)。
et al. の「.」と「,」の間に半角スペースはいれなくてよい。
Chisholm et al. (2016) は、次のように述べている。
「・ ・ ・ ・ ・ 」 (吉田他, 2001, p. 56)

8. 著者が3名以上で、名前を省略してしまうと別の文献と同じ表記になってしまう場合、どちらの文献も区別できるだけの著者名を表記する。欧文の場合、「et al. 」の前の名前が1つだけであればカンマはつけない。2つ以上ならば、カンマをつける。

<記載例>

大橋, 三浦, 平野, 野上, 五十嵐他 (2014) の研究によれば、・ ・ ・
大橋, 三浦, 平野, 野上, 五十嵐, 渡部他 (2014) が調査したところ・ ・ ・

<記載例>

Walker et al. (2011) は、・ ・ ・ ・ ・
Walker, Jones, et al. (2011) は、・ ・ ・ ・ ・

9. 共著者の同一文献を繰り返し引用する際には、著者名が2名までの場合は毎回の引用に全員記載する。著者が3名以上の場合は毎回の引用に筆頭者の後ろに「〇〇他」または「〇〇 et al.」と記す。同じ段落内で2度目以降の引用では出版年も省略できる。

<記載例>

.....について森生野 (2017) や茂木他 (2015) が探究している。
森生野 (2017) によれば「.....」 (p. 11) と述べている。この点について、フェミニストリサーチを概観したIm et al. (1992) は.....と指摘する (p. 560)。つまり、看護師の役割がジェンダーの視点から.....という知見が示された。しかし、茂木他 (2015) の見解では、..... (p. 9) が示され、.....

10. 同じ () 内に著者の異なる2つ以上の引用文献を同一箇所でも引用する場合は、() の中に筆頭著者のアルファベット順に姓と発行年を記し、著者ごとに半角「; (セミコロン)」で区切り、「;」の後ろに半角スペースを入れる。

<記載例>

.....と考える研究者たち (伏見, 2019; 奈良, 2014) も存在する。
↑
伏見の「F」と奈良の「N」のアルファベット順
.....である (西田, 1985; 辻, 1984a) という。
.....という指摘がある (樋口, 1998, 2001, 2002; 富田, 2000; 渡邊, 1999) 。

11. 外国語文献の翻訳版を使用した場合には、オリジナル文献 (原書) の発行年と翻訳版の発行年を半角「/ (スラッシュ)」で結んで記載する。ページ数は翻訳版のものを記す。訳者名は不要だが、文献リストには訳者名も記載する。「/」の前後に半角スペースは入れない。

<記載例>

(Meleis, 1998/1999, p. 33)

Ⅶ. 文献リストの記載方法について

1. 文献リストは、**筆頭著者の姓のアルファベット順に記載する。**
2. **著者全員の姓名を表示する。**外国人の場合も、姓 (ファミリーネーム) を先に、名 (ファーストネーム) のイニシャルのみを後に記載する。
3. 同一著者の文献が複数ある場合には、発行年の早い順に並べる。同一著者による文献が同一年次に複数ある場合には、本文中の () 内に記載された発行年に付した小文字のアルファベット順に並べる。

4. 外国語文献で、著者が2名以上の場合、最後の著者名の前に「,&」をはさむ。また、名（ファーストネーム）のイニシャルの記載は記載例を採用する。

<記載例>

Stathan, A., Miller, E. M., & Mauksch, H. O. (1988). …
 ↑ ↑
 半角「.」と半角「,」の後に半角スペースを入れる

5. 記載内容が2行以上にまたがる場合は、2行目以降は行頭を日本語2文字、アルファベット4文字分下げる。
6. 文献の記載方法は、雑誌掲載論文、書籍（原書）、書籍（編集・監修本）、書籍（翻訳本）の種類によって異なる。記載方法は以下のとおりである。なお、（ ）は、該当する数字をカッコで括って表示することを示す。

1) 雑誌掲載論文の場合

雑誌名は原則として正式名称を用い、和文・英文とも雑誌名は斜字体（イタリック体）で記す。また、巻(号)、の半角カッコの前後に半角スペースは入れない。

<記載方法>

著者名(発行年). 論文の表題. 雑誌名, 号, もしくは巻(号), 開始ページ-終了ページ.

<記載例>

成木弘子(2018). 地域ケアシステム構築における保健所保健師の関与の特徴. *保健医療科学*, 67(4), 382-393.

Sandelowski, M., & Barroso, J. (2003). Creating metasummaries of qualitative findings. *Nursing Research*, 52(4), 226-233.

2) 書籍（原書）の場合

表題は、日本語文献も外国語文献も斜字体（イタリック体）を用いる。

<記載方法>

著者名(発行年). 本の表題. 発行地: 発行所.

<記載例>

川島みどり(2011). *チーム医療と看護*. 東京: 看護の科学社.

Sandelowski, M., & Barroso, J. (2007). *Handbook for synthesizing qualitative research*. NY: Springer.

3) 書籍（編集・監修本）の場合

編集された書籍のなかに収録された論文を引用した場合は、以下の記載方法で明記する。外国語文献の場合は、編者の名（ファーストネーム）のイニシャルを先にし、姓（ファミリーネーム）のあとに「(Ed.),」、編者が複数の場合は「(Eds.),」を付す。監修の場合は、「(監)」と表示する。

<記載方法>

論文著者名(発行年). 論文表題. 編者名(編), 本の表題(pp. 開始ページ-終了ページ). 発行地: 発行所.

論文著者名 (発行年). 論文表題. 監修者名 (監), 本の表題 (pp. 開始ページ-終了ページ). 発行地: 発行所.

<記載例>

生田奈美可 (2017). 患者となることで何が失われているかを理解するのに欠かせない役割理論. 山勢博彰 (監), *臨床現場の困ったを解決する看護理論* (pp. 19-21). 東京: 学研.
Wickham, S. (2005). Feminism and ways of knowing. In M. Stewart (Ed.), *Pregnancy, Birth and Maternity Care: feminist perspectives*. (pp.157-168). London, UK: Elsevier.

章著者の表示がない場合は、以下の記載方法をとる。

<記載方法>

編者または監修者名(編または監) (発行年). 本の表題 (pp. 開始ページ-終了ページ). 発行地: 発行所.

<記載例>

佐藤望 (編) (2012). *アカデミック・スキルズ第2版—大学生のための知的技法入門* (pp. 60-72). 東京: 慶応義塾大学出版会.

4) 書籍 (翻訳本・監訳本)

<記載方法>

著者名 (原綴りのまま). (原書の発行年)/訳者名 (訳) (訳本の発行年). 邦題. 発行地: 発行所.
を日本語で記す。

<記載例>

Badinter, E. (2010) /松永りえ (訳) (2011). *母性のゆくえ—「よき母」はどう語られるか*. 東京: 春秋社.
Buggins, E., & Nolan, M. (2000) /前原澄子 (監訳) (2003). 第5章 研究への消費者の関与. In P. Proctor, & M. Renfrew (Eds.), *助産学研究入門—エビデンスに基づく実践をめざして* (pp. 128-150). 東京: 医学書院.

5) 電子資料 (インターネット情報)

インターネット上の資料を使用し、引用する場合、読者が確実に引用された情報に辿りつけるよう、最低限、*文書タイトル (見出し)* もしくは説明、発行、更新、検索の日付、情報に直接リンクするURLを記載する、可能ならば、著者名も記載する。

オンライン出典の文献にDOI (デジタルオブジェクト識別子) がある場合は、通常の本誌情報の後に「<http://doi.org/>」を記載し、続けて「10.」から始まるDOI番号を記載する。DOI番号の最後にピリオドは付けない。DOI番号がある場合は検索日を記載する必要はない。

インターネット情報 (Wikipedia などを含む) は真偽の不明な情報も多く、確実な情報かどうかを十分に確かめた上で慎重に用いる。また、そのまま引用することは絶対に避ける。その文献が紙媒体で手に入る場合は、それを文献とし、電子資料はインターネットでしか手に入らない文献に限定する。

<記載例>

厚生労働省(2019/4/11). 「外国人患者受入れのための医療機関向けマニュアル」について.
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000173230_00003.html<http://www.smartlife.go>.

(検索日2019年4月26日)

Andrews, T., & Knaak, S. (2013). Medicalized mothering: experiences with breastfeeding in Canada and Norway. *The Sociological Review*, 61, 88-110. <http://doi.org/10.1111/1467-954X.12006>

<文献リスト記載例>

文献

Andrews, T., & Knaak, S. (2013). Medicalized mothering: experiences with breastfeeding in Canada and Norway. *The Sociological Review*, 61, 88-110. <http://doi.org/10.1111/1467-954X.12006>

Badinter, E. (2010) /松永りえ (訳) (2011). *母性のゆくえー「よき母」はどう語られるか*. 東京：春秋社.

厚生労働省 (2019/4/11). 「外国人患者受入れのための医療機関向けマニュアル」について. https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000173230_00003.html<http://www.smartlife.go>. (検索日2019年4月26日)

成木弘子 (2018). 地域ケアシステム構築における保健所保健師の関与の特徴. *保健医療科学*, 67(4), 382-393.

佐藤望 (編) (2012). *アカデミック・スキルズ第2版—大学生のための知的技法入門* (pp. 60-72). 東京：慶応義塾大学出版会.

Sandelowski, M., & Barroso, J. (2007). *Handbook for synthesizing qualitative research*. NY: Springer.

Ⅷ. 注記について

1. 本文中の注

本文に注をつけるのは、以下の場合である。

1) 本文中に論じられたテーマを補強したり、別の見方や情報、説明などを示したいが、本文に書き込むと論旨が混乱したり、ぼやけてしまったりする可能性がある場合。

2) 引用の典拠や引用についての許諾などについてその場で示したい場合。

あまり多く用いると、かえって煩雑になり、本文の論旨をかえってそらすことにもなりかねないので、注意すること。少ない場合は脚注とし、多い場合には、通し番号をつけ、本文の後にまとめて示す。

2. 脚注

文章の脇に*印もしくは肩数字を付け、そのページの下部、欄外にその内容を記す。同じページに複数の脚注がある場合には、順に*、**、***もしくは肩数字で順番を示す。

3. 図表の引用注

図や表に示されたデータに関する注は、†やなど*の記号を用い、図表のすぐ下に記載すること。引用の場合、図表のすぐ下に出典を示し、文献リストにも含める。

第2部 レポート

I. 表紙について

1. 左上をホチキスで閉じる（クリップ止めは不可）。
2. 提出に必要な情報を書く。
〈一般的なレポートの表紙に必要な情報〉
 - ・ レポートのテーマ
 - ・ 担当教員名
 - ・ 所属（〇〇学科〇年）
 - ・ 学生番号
 - ・ 氏名
 - ・ 提出日
3. 表紙にはページ番号をつけない。
4. 表紙は必要がない場合もある（各教員の指示に従う）。

II. 本文について

1. 本文は、「序論（はじめに）」「本論」「結論（おわりに）」で構成する。
 - 1) 「序論（はじめに）」には、テーマの背景や取り上げる話題、自分で立てた問い、どのような流れで論述するかなどを記載する。
 - 2) 「本論」には、テーマや問いに対して論理的に裏付けられた事実や理論的な根拠を記載し、結論にたどりつくまでの議論を展開する。客観的な事実を文献やデータで補強・説明し、それらの事実を基に自分の意見や主張を述べる。
 - 3) 「結論（おわりに）」には、本論で明確となった事柄を記載する。本論で述べていないことは書かない。今後の課題や問題点を整理する。
2. 本文には、ページの下部（フッター）の中央にページ番号をつける。

III. その他

本文の記載方法、見出しの記載方法、図・表の表題のつけ方、知的所有権、文献の引用の仕方（文献表示の様式）、文献リストの記載方法、注記については、本マニュアルの「学位論文とレポートの共通事項」を参照のこと。

第3部 修士論文

I. 研究計画書

A. 書式等について

1. 本文の書式は、A4版用紙、横書き、1ページ40字×40行、フォントはMS明朝体の10.5ポイントを使用し、片面印刷とする。
 2. 余白は上下25mm、左30mm、右25mmとする。
 3. 研究計画書の構成は、次に示す通りとする。
 - 表紙
 - 目次
 - 本文
 - I. 序論（研究の背景、文献検討、研究目的、研究の意義を含む。適宜、用語の定義も含む）
 - II. 研究方法（適宜、用語の定義を含む）
 - A. 研究デザイン
 - B. 対象
 - C. データ収集方法
 - D. 分析方法
 - E. 倫理的配慮
 - 文献
- 添付資料：本学倫理委員会提出書類（申請書および研究計画書以外）を添付する。
研究依頼文、同意説明書、同意書・撤回書、質問紙、インタビューガイド等
4. 図、表、写真は、それぞれ種類ごとに通し番号と表題を付し、それを説明した本文近くの適当な場所に挿入し表示する。
 5. ページ番号は、下中央に付す。本文の最初のページより開始する。付録、資料のページは、下中央にi、ii、iii…と付す。
 6. 計画書の長さ（文字数の上限）は規定しない。研究計画内容を適切に表現するうえで最小にして最適な長さとする。

B. 表紙について

1. 表紙の書式は、A4用紙、横書き、1ページとし、片面印刷とする。
2. 大上段に「（西暦）年度修士論文研究計画書」とMS明朝体の16ポイントで行中央に記載する。
3. 題目は内容を端的に表すものとし、**ゴシック体**の16ポイントで行中央に記載する。副題目がある場合は表題の下1行あけて14ポイントで記載する。

4. 題目の下にMS明朝体の14ポイントで「東京慈恵会医科大学大学院医学研究科看護学専攻博士前期課程〇〇看護学分野〇〇看護学領域」と記し、その下に学籍番号、氏名、指導教員名を記載する。

C. 目次について

1. 目次の書式は、A4用紙、横書き、フォントはMS明朝体の10.5ポイントを使用し、片面印刷とする。
2. 見出しを左寄せで、ページ数を右寄せで記載する。

D. その他

本文の記載方法、見出しの記載方法、図・表の表題のつけ方、知的所有権、文献の引用の仕方（文献表示の様式）等については、本マニュアルの「学位論文とレポートの共通事項」を参照のこと。

〈例〉

(中央)
○○○○年度修士論文(16P)
研究計画書

題名(和文)(16P)

— 副題 — (14P)

東京慈恵会医科大学大学院
医学研究科看護学専攻
博士前期課程 ○○看護学分野
○○看護学領域

学籍番号 氏名
研究指導教員 教員氏名

} 14P

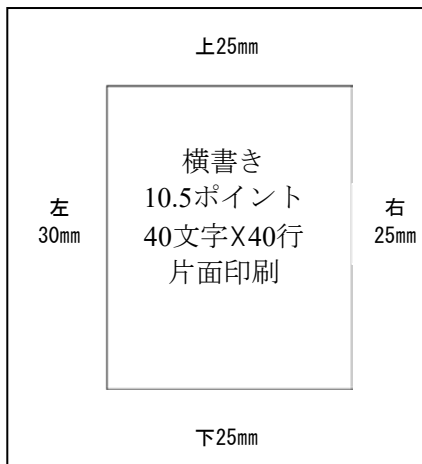
目次

○○○○	1
○○○○	3
○○○○	15

} 10.5 P

研究計画書の表紙
(表紙はフォーマット配信する)

目次



本文

Ⅱ． 修士論文

A． 書式等について

1. 本文の書式は、A4版用紙、横書き、1ページ40字×40行、フォントはMS明朝体の10.5ポイントを使用し、片面印刷とする。
 2. 余白は上下25mm、左30mm、右25mmとする。
 3. 修士論文の構成は、次に示す通りとする。
 - 表紙
 - 要旨
 - 目次
 - 本文
 - I. 序論（研究の背景、文献検討、研究目的、研究の意義を含む。適宜、用語の定義も含む）
 - II. 研究方法（適宜、用語の定義を含む）
 - A. 研究デザイン
 - B. 対象
 - C. データ収集方法
 - D. 分析方法
 - E. 倫理的配慮
 - III. 結果
 - IV. 考察
 - V. 本研究の限界と今後の課題
 - VI. 結論
 - 謝辞
 - 文献
- 添付資料：本学倫理委員会審査結果通知書（写）および倫理委員会提出書類（申請書および研究計画書以外）を添付する。
4. 図、表、写真は、それぞれ種類ごとに通し番号と表題を付し、それを説明した本文近くの適当な場所に挿入し表示する。
 5. ページ番号は、下中央に付す。本文の最初のページより開始する。付録、資料のページは、下中央にi、ii、iii…と付す。
 6. 計画書の長さ（文字数の上限）は規定しない。研究計画内容を適切に表現するうえで最小にして最適な長さとする。
 7. 最終論文提出にあたっては、口頭試験時の指摘事項に対する回答書を論文の前に添付する。

B． 表紙について

1. 表紙の書式は、A4用紙、横書き、1ページとし、片面印刷とする。
2. 大上段に「（西暦）年度修士論文」とMS明朝体の16ポイントで行中央に記載する。
3. 題目は内容を端的に表すものとし、**ゴシック体**の16ポイントで行中央に記載する。副題目がある

場合は表題の下1行あけて14ポイントで記載する。

4. 題目の下にMS明朝体の14ポイントで「東京慈恵会医科大学大学院医学研究科看護学専攻博士前期課程〇〇看護学分野〇〇看護学領域」と記し、その下に学籍番号、氏名、指導教員名、副指導教員名を記載する。

C. 要旨について

1. 要旨の書式は、A4用紙、横書き、1ページ1200字以内、フォントはMS明朝体の10.5ポイントを使用し、片面印刷とする。
2. 余白は上下25mm、左30mm、右25mmとし、枠を例のように作成する。
3. 上部左側に論文提出者名、上部右側に主指導教員名と副指導教員名を記載する。
4. 3. の下に題目を記す。
5. 4. の下にキーワードを3～5個記載する。
6. 5. の下に論文要旨を記載する。論文要旨は、引用表記や略語の記載法を含めて、本文と同じ書式とし、本文の内容をもれなく簡潔明瞭に記述すること。

D. 目次について

1. 目次の書式は、A4用紙、横書き、フォントはMS明朝体の10.5ポイントを使用し、片面印刷とする。
2. 見出しを左寄せで、ページ数を右寄せで記載する。

E. 背表紙について

1. 背表紙には、縦書きで、上から修士論文題目、学籍番号、氏名をゴシック体の10.5ポイントで記載する。

F. その他

本文の記載方法、見出しの記載方法、図・表の表題のつけ方、知的所有権、文献の引用の仕方（文献表示の様式）、文献リストの記載方法、注記については、本マニュアルの「学位論文とレポートの共通事項」を参照のこと。

〈例〉

(中央)
〇〇〇〇年度修士論文(16P)

題名(和文)(16P)

— 副題 — (14P)

東京慈恵会医科大学大学院
医学研究科看護学専攻博士前期課程
〇〇看護学分野〇〇看護学領域
学籍番号
氏名
指導教員 氏名
副指導教員 氏名

} 14P

修士論文の表紙
(表紙はフォーマット配信する)

25mm

① ②

10mm

③ ④

明朝体
10.5ポイント
1,200字以内
片面印刷

30mm 25mm

25mm

要旨

指定の余白に従い、枠を作成する

- ①論文提出者名
 - ②上部に主指導教員名、下部に副指導教員名
 - ③題名
 - ④キーワード(3~5記載)
- * 倫理審査を受けた旨の記載は必須

目次(10.5ポイント)

〇〇〇〇・・・・・・・・ 1
〇〇〇〇・・・・・・・・ 3
〇〇〇〇・・・・・・・・ 15

目次

●
●
●
●

15
|
01
氏名

背表紙

25mm

明朝体
10.5ポイント
40×40
片面印刷

30mm 25mm

本文
枠の作成は不要

背表紙の記載事項：修士論文課題名、学籍番号、氏名

第4部 博士論文

I. 研究計画書

A. 書式等について

1. 本文の書式は、A4版用紙、横書き、1ページ40字×40行、フォントはMS明朝体の10.5ポイントを使用し、片面印刷とする。
2. 余白は上下25mm、左30mm、右25mmとする。
3. 研究計画書の構成は、次に示す通りとする。
 - 表紙
 - 目次
 - 本文
 - I. 序論（研究の背景、文献検討、研究目的、研究の意義を含む。適宜、用語の定義も含む）
 - II. 研究方法（適宜、用語の定義を含む）
 - A. 研究デザイン
 - B. 対象
 - C. データ収集方法
 - D. 分析方法
 - E. 倫理的配慮
 - 文献添付資料：本学倫理委員会提出書類（申請書および研究計画書以外）を添付する。
研究依頼文、同意説明書、同意書・撤回書、質問紙、インタビューガイド等
4. 図、表、写真は、それぞれ種類ごとに通し番号と表題を付し、それを説明した本文近くの適当な場所に挿入し表示する。
5. ページ番号は、下中央に付す。本文の最初のページより開始する。付録、資料のページは、下中央にi、ii、iii…と付す。
6. 計画書の長さ（文字数の上限）は規定しない。研究計画内容を適切に表現するうえで最小にして最適な長さとする。

B. 表紙について

1. 表紙の書式は、A4用紙、横書き、1ページとし、片面印刷とする。
2. 大上段に「（西暦）年度博士論文」とMS明朝体の16ポイントで行中央に記載する。
3. 題目は内容を端的に表すものとし、ゴシック体の16ポイントで行中央に記載する。副題目がある場合は表題の下1行あけて14ポイントで記載する。
4. 題目の下にMS明朝体の14ポイントで「東京慈恵会医科大学大学院医学研究科看護学専攻博

士後期課程 実践開発看護学分野〇〇看護学領域」と記し、その下に学籍番号、氏名、指導教員名、副指導教員名を記載する。

C. 目次について

1. 目次の書式は、A4用紙、横書き、フォントはMS明朝体の10.5ポイントを使用し、片面印刷とする。
2. 見出しを左寄せで、ページ数を右寄せで記載する。

D. その他

本文の記載方法、見出しの記載方法、図・表の表題のつけ方、知的所有権、文献の引用の仕方（文献表示の様式）等については、本マニュアルの「学位論文とレポートの共通事項」を参照のこと。

〈例〉

(中央)
●●年度博士論文(16P)
研究計画書

題名(和文)(16P)

— 副題 — (14P)

東京慈恵会医科大学大学院
医学研究科看護学専攻
博士後期課程 実践開発看護学分野
●●看護学領域

学籍番号 氏名
研究指導教員 教員氏名

} 14P

目次

○○○○	1
○○○○	3
○○○○	15

} 10.5P

研究計画書の表紙
(表紙はフォーマット配信する)

目次

上25mm

左 30mm

横書き
10.5ポイント
40文字×40行
片面印刷

右 25mm

下25mm

本文

Ⅱ. 博士論文

- Thesisは、申請者単著で学術論文を補うものとしてまとめたものである。
- 本学が学術情報センターに導入した剽窃・盗用チェックシステム「turnitin」（レポートや投稿原稿の内容を既出版論文や各種Webページと照合し、既存情報との類似性を表示するシステム名）の利用を博士課程後期においては必須とする。また、論文提出時の補足資料として提出のこと。

A. 書式等について

1. 本文の書式は、A4版用紙、横書き、1ページ40字×40行、フォントはMS明朝体の10.5ポイントを使用し、片面印刷とする。
2. 余白は上下25mm、左30mm、右25mmとする。
3. 論文の構成は、次に示す通りとする。
 - 表紙
 - 要旨（和文要旨、英文要旨を含む）
 - 目次
 - 本文
 - I. 序論（研究の背景、文献検討、研究目的、研究の意義を含む。適宜、用語の定義も含む）
 - II. 研究方法（適宜、用語の定義を含む）
 - A. 研究デザイン
 - B. 対象
 - C. データ収集方法
 - D. 分析方法
 - E. 倫理的配慮
 - III. 結果
 - IV. 考察
 - V. 本研究の限界と今後の課題
 - VI. 結論
 - 謝辞
 - 文献添付資料：本学倫理委員会審査結果通知書（写）および倫理委員会提出書類（申請書および研究計画書以外）を添付する。
4. 図、表、写真は、それぞれ種類ごとに通し番号と表題を付し、それを説明した本文近くの適当な場所に挿入し表示する。
5. 論文の長さ（文字数の上限）は規定しない。研究内容を適切に表現するうえで最小にして最適な長さとする。
6. 最終論文提出にあたっては、「口頭試問時の指摘事項に対する回答書」を論文の前に添付する。

B. 表紙について

1. 表紙の書式は、A4用紙、横書き、1ページとし、片面印刷とする。
2. 最上段に「(西暦)年度博士論文」とMS明朝体の16ポイントで行中央に記載する。
3. 題目は内容を端的に表すものとし、**ゴシック体**の16ポイントで行中央に記載する。副題目がある場合は表題の下1行あけて14ポイントで記載する。その下に英文の題名をゴシック体16ポイントで行中央に記載する。
4. 題目の下にMS明朝体の14ポイントで「東京慈恵会医科大学大学院医学研究科看護学専攻博士後期課程 実践開発看護学分野〇〇看護学領域」と記し、その下に学籍番号、氏名、指導教員名、副指導教員名を記載する。

C. 要旨について

1. 論文要旨の書式は、A4用紙、横書き、1ページ1,200字以内、フォントはMS明朝体の10.5ポイントを使用し、片面印刷とする。
2. 余白は上下25mm、左30mm、右25mmとし、枠を例のように作成する。
3. 上部左側に論文提出者名、上部右側に主指導教員名と副指導教員名を記載する。
4. 3. の下に題目を記す。
5. 4. の下にキーワードを3～5個記載する。
6. 5. の下に論文要旨を記載する。論文要旨は、引用表記や略語の記載法を含めて、本文と同じ書式とし、本文の内容をもれなく簡潔明瞭に記述すること。

D. 目次について

1. 目次の書式は、A4用紙、横書き、フォントはMS明朝体の10.5ポイントを使用し、片面印刷とする。
2. 見出しを左寄せで、ページ数を右寄せで記載する。

E. 背表紙について

1. 表紙には、縦書きで、上から博士論文題目、学籍番号、氏名を**ゴシック体**の10.5ポイントで記載する。

F. その他

本文の記載方法、見出しの記載方法、図・表の表題のつけ方、知的所有権、文献の引用の仕方(文献表示の様式)、文献リストの記載方法、注記については、本マニュアルの「学位論文とレ

ポートの共通事項」を参照のこと。
 〈例〉

(中央)

●●年度博士論文(16P)

題名(和文)(16P)

— 副題 — (14P)

(英文)(16P)

東京慈恵会医科大学大学院
 医学研究科看護学専攻
 博士後期課程 実践開発看護学分野
 ●●看護学領域

学籍番号 氏名
 研究指導教員 氏名
 副指導教員 氏名

博士論文Thesisの表紙
 (表紙はフォーマット配信する)

}

14P

25mm

①

②

③

④

明朝体
10.5ポイント
1,200字以内
片面印刷

10mm

↑

↓

30mm

25mm

25mm

要旨

- 指定の余白に従い、枠を作成する
- ①論文提出者名
 - ②上部に主指導教員名、下部に副指導教員名
 - ③題名
 - ④キーワード(3~5記載)
- *倫理審査を受けた旨の記載は必須

目次(10.5ポイント)

○○○○ 1

○○○○ 3

○○○○ 15

目次

●

●

●

●

●

15

|

01

氏名

背表紙

上25mm

左
30mm

横書き
10.5ポイント
40文字×40行
片面印刷

右
25mm

下25mm

本文
 枠の作成は不要

背表紙の記載事項：博士論文課題名、学籍番号、氏名

V-3 研究の計画・実施に関する倫理

1. 修士論文作成では、計画から完了までのすべてのプロセスにおいて倫理指針を遵守する。
倫理申請にあたっては、APRIN Program 医学研究者標準コース（15 単元）を受講し、
修了証の発行を得ている必要がある。指導教員は、申請書類作成および承認を得るまで
の過程を指導する。
2. 本学で臨床研究を行なう場合は、利益相反自己申告書を利益相反管理委員会へ提出する。
 - 1) 「利益相反管理委員会」本学イントラネットで詳細は確認し、手続きを行う。
(<http://172.16.1.16/~shienka/riekisouhan.html>)
なお、倫理審査を受ける前に、利益相反管理委員会への申請を行い、承認を受けておく
必要がある。倫理委員会には利益相反管理委員会から審査結果が利益相反自己申告
審査報告書とともに報告される。
 - 2) 他機関が研究フィールドの場合、当該機関の倫理委員会へ申請し、承認を得る。研究
フィールド組織の責任者より研究協力の承諾書を得る。
 - 3) 研究フィールドが、本学・他機関いずれであっても、本学の倫理委員会において研究
実施の承認を得る。研究フィールドが他機関の場合、研究フィールド機関の倫理委員
会の承認書のコピーを添付して申請する。
 - 4) 研究フィールドが勤務先の場合、大学院での学修と業務を区別する。データ収集は
原則として業務時間外に、大学院生の立場で行う。データ収集において、スタッフと
大学院生の立場の区別が困難な場合には、勤務先所属機関の倫理委員会または所属長
の承認を受ける。
 - 5) 指導教員は、学生と定期的にディスカッションを行い、研究フィールドとの調整に配
慮する。その際、研究対象者（患者、看護師等）および研究フィールド機関に対して、
倫理的配慮がなされているかを確認し、必要時指導する。
3. 「東京慈恵会医科大学倫理委員会」本学イントラネットで、必要に応じて以下を確認し、
諸手続きを行う。
 - 1) 申請書文書提出
申請書 1 通は、申請者（指導教員）が捺印した文書を倫理委員会に提出する。
 - 2) 電子申請
申請書類書式、申請書類内容確認書、申請の流れを確認する。
4. 医療倫理指針を遵守する。
 - 1) ヘルシンキ宣言（2013 年 10 月フォルタレザ（ブラジル）総会で修正）
 - 2) 人を対象とする医学研究に関する倫理指針（文部科学省・厚生労働省 2014 年 12 月 22
日改正）
 - 3) 看護研究における倫理指針（日本看護協会 2004 年）
 - 4) 看護学教育における倫理指針（日本看護系大学協議会 2008 年）
 - 5) 看護者の倫理綱領（日本看護協会 2003 年）
5. 個人情報の保護に関する規程を遵守する。
 - 1) 個人情報の保護に関する法律（2003 年 5 月 30 日）
 - 2) 学校法人慈恵大学 個人情報保護に関する規程

V-4 東京慈恵会医科大学倫理委員会 申請の手引き

1. 倫理委員会申請にあたって

- 1) 事前に利益相反申請書(1) (2)を利益相反管理委員会宛に提出しなければならない。
- 2) 研究フィールドが本学以外の他機関の場合
 - (1)フィールド施設の倫理委員会の認可を先に受け、認可書のコピーを添付して本学倫理委員会へ申請することが望ましい。
 - (2)フィールド施設に倫理委員会がない場合は、フィールド組織の責任者から研究協力の承諾書を得る。
- 3) 申請の際は締切日までに倫理審査申請システムにて、下記審査資料を電子申請する。
- 4) 事前審査終了後、その結果及び指摘事項に従って 修正版の書類1部と電子データを提出する。
- 5) アナウンスに従い、訂正版の提出日を厳守する。
- 6) 倫理委員会開催日：原則として第1月曜日
※変更する場合があるので事前にイントラネットで確認する。
- 7) 提出先：倫理委員会事務局

2. 提出書類

- 1) 申請書
- 2) 研究計画書
- 3) 同意説明書
- 4) 同意書及び撤回書
- 5) その他委員会が必要とした資料（研究内容により薬剤後効能書、調査票、契約書もしくは覚書）
 - *研究実施計画書には下記の項目を記載する。
 - ①本研究を行うに至った経緯・背景、②目的、③対象（選択基準・対照例など）、④方法
 - ⑤目標とする件数及び予定期間、⑥実施場所、⑦安全性の確保について（予想される有害事象と対策）、⑧試料を外部に出す場合はその機関名、取扱い方法の取決めなど、⑨その他 研究費の助成を受ける場合はその旨を記載(何処から、研究タイトル など)
 - *看護研究については臨床研究の倫理指針に則り作成する。
- 6) 対象者への同意説明書および同意書 同意説明書書き方(00104)を確認
 - (1)同意説明書は対象者(一般人)が理解出来るように平易な文章で記載する。
 - (2)研究実施計画書の項目(①～⑥)の他に「他の一般的な看護方法(患者の意思で選択出来る)」、「予想される有害事象と対策」、「同意しない場合にも不利益とならないこと」、「同意の撤回が可能であること」、「プライバシーの保護」、「緊急時の対応及び連絡先」、「個人情報保護に関する取扱いについて」を記載する。
 - (3)同意書は研究を行う施設長宛てとする。

3. 審査結果

審査結果の判定は、申請者へ通知される。

1. 承認 2. 認めない 3. 申請を要しない 4. 修正を要する

- 1) 判定が『承認』の場合
『承認、(条件付き)』が記載されている場合は、申請者は委員会の指示通り修正する。
- 2) 判定が『認めない』の場合：申請した研究計画を実施することができない。

- 3) 判定が『申請を要しない』の場合：申請課題が審査対象に該当しないという意味である。
- 4) 判定が『修正を要する』の場合
申請者が倫理委員会の指摘通りに修正し、訂正版の書類を以って次の委員会にて審議を行う。
また、審査結果に異議がある場合には、回答書により意見を述べることができる。

4. 迅速審査

理由書を以って申請し、委員長ならびに数名の委員により緊急性を要すると判断された場合に適応される。

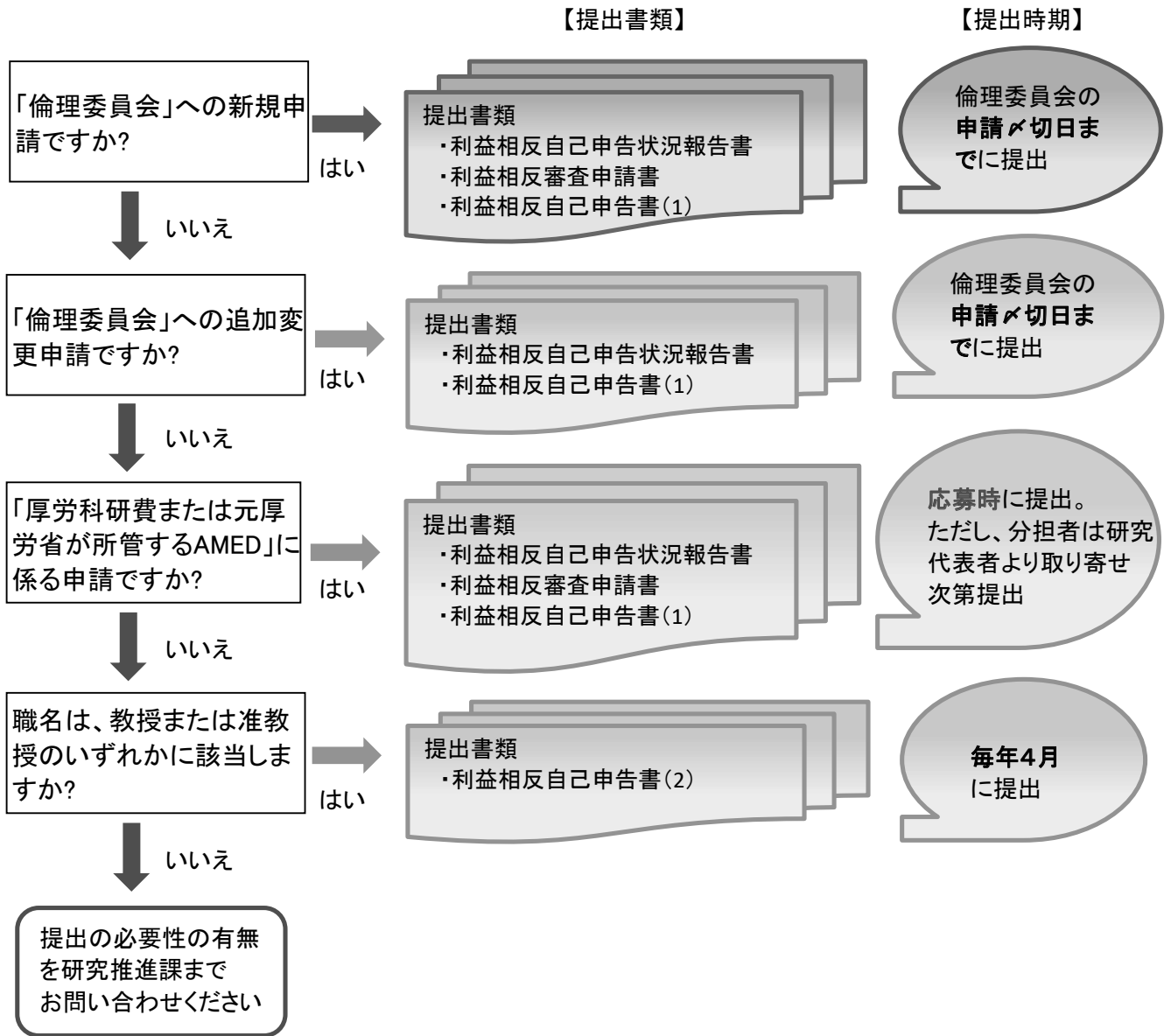
5. 倫理委員会承認後について

- 1) 研究内容に従い、関連する委員会に申請を行う。また、各附属病院を研究の実施場所とする場合は、必ず臨床研究審査委員会の議を経て機関の長（病院長）の許可を得る。
- 2) 研究計画の変更・延長
研究途中に軽微な研究計画の変更、研究者の変更・追加もしくは研究期間の延長があった場合、「変更申請書」を提出し、倫理委員会の議を経る。また実施する附属病院の臨床研究審査委員会の議を経る。なお、研究期間は原則5年以内（5年を超える場合は、その必要性を明記）である。
- 3) 研究中止・終了
 - (1) 研究中止：下記の事項が判明した場合は、ただちに研究中止の手続きを行う。
・ 重篤な有害事象・ 研究計画の逸脱 ・ 安全体制の不備 ・ 研究・成果が見込まれない。
 - (2) 研究終了：研究終了した場合、「研究終了報告書」を電子申請する。

6. 個人情報窓口について

- 1) 原則、研究フィールド機関の個人情報相談窓口とする。
- 2) 研究フィールドに適切な個人情報相談窓口がない場合は、本学看護学専攻事務室を窓口とする。
記載は以下の通りとすること。
個人相談窓口：医学研究科看護学専攻事務室
電話：03-3433-1111（内線）2311
FAX：03-5400-1285
E-mail：nsmaster@jikei.ac.jp
- 3) 個人相談窓口を看護学専攻事務室に設置した研究は、倫理委員会申請書・研究計画変更・延長・中止・終了に係るすべての書類を、承認後に必ず1部提出する。
- 4) 個人情報に関する問題発生時の対応
研究対象者の個人情報の紛失・盗難・事故・漏洩・その他の問題が発生した場合は、個人情報の保護に関する規程16条に基づき、報告書を作成し、学長へ届出る。

利益相反審査申請フローチャート



◆以下の提出書類は、最新版をイントラネットからダウンロードしてください。詳細は、提出要領をお読みください。

〔利益相反自己申告状況報告書〕

H27.7.1改

〔利益相反審査申請書〕

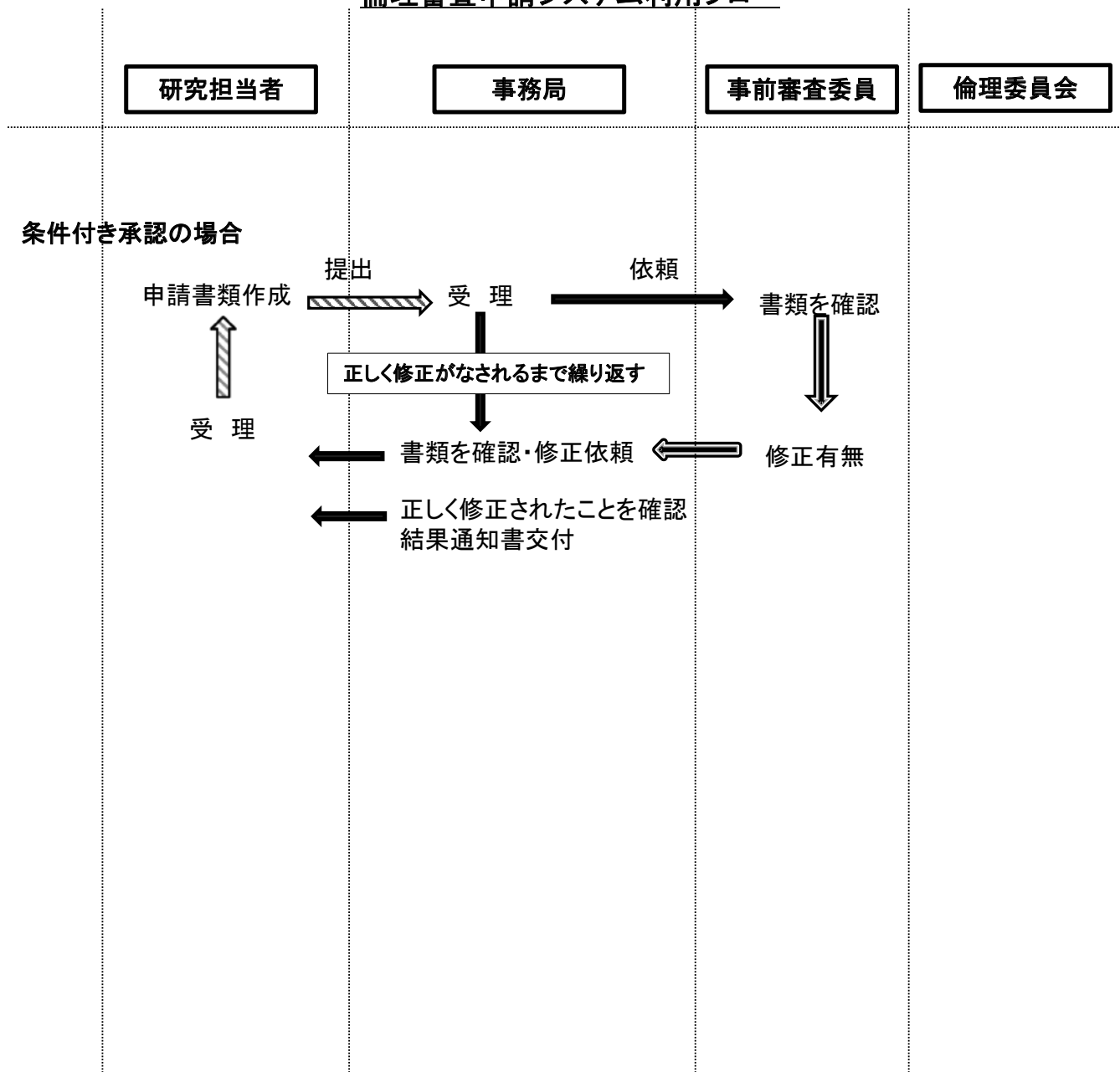
〔利益相反自己申告書(1)〕

H27.7.1改

〔利益相反自己申告書(2)〕

H27.7.1改

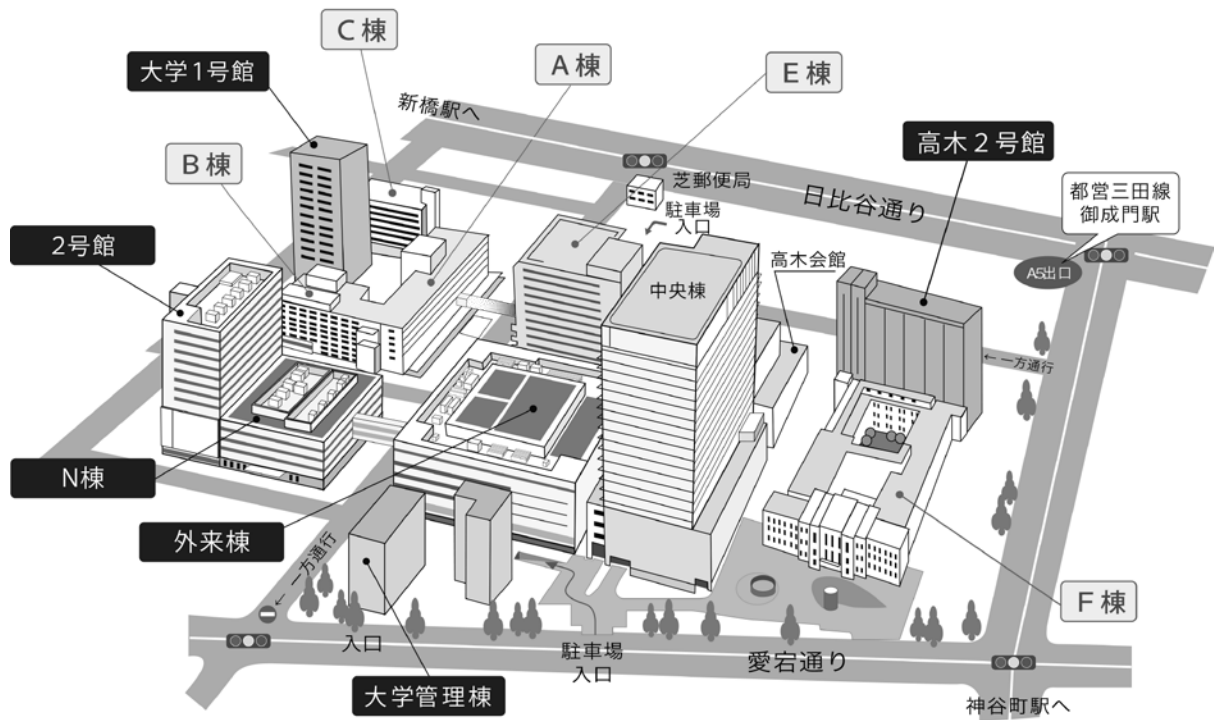
倫理審査申請システム利用フロー



VI. 生活上の手引き

VI-1 西新橋キャンパス、看護学専攻フロア案内図

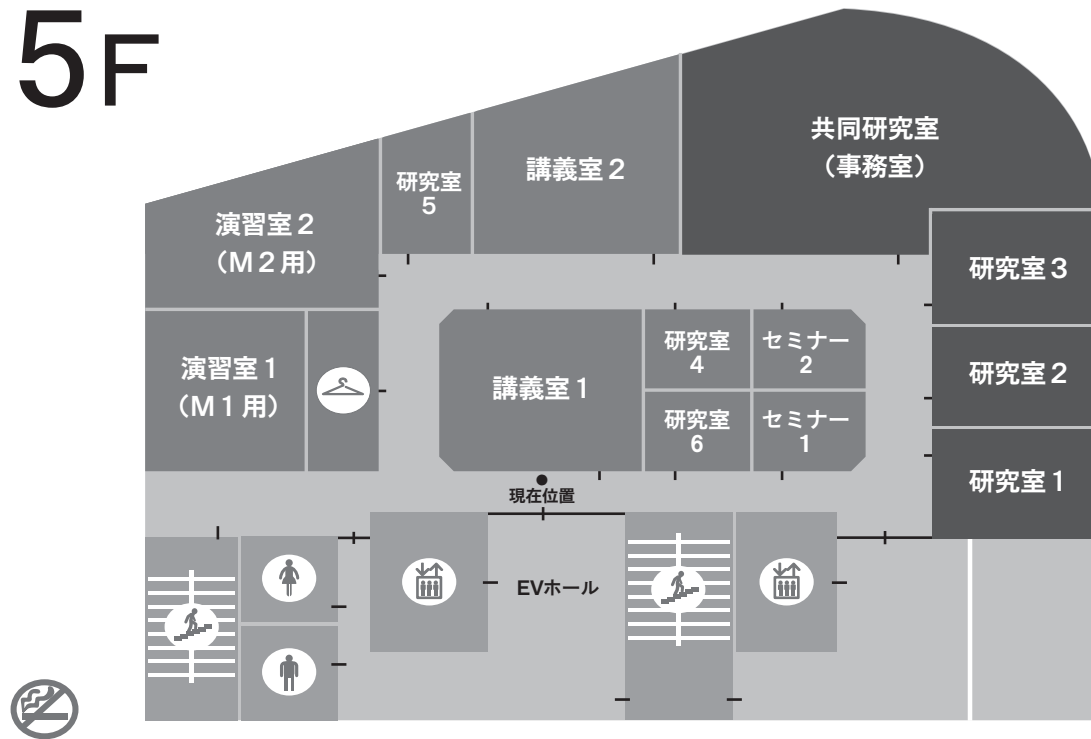
西新橋キャンパス 〒105-8461 東京都港区西新橋 3-25-8



<p>大学1号館</p> <ul style="list-style-type: none"> 大学事務部 学事課 大学1号館講堂(3F) 4階講堂(コンピュータ演習室) 5階講堂 6階講堂 	<p>高木2号館</p> <ul style="list-style-type: none"> 慈恵看護専門学校(1階) 南講堂(地下1階) リーベ(地下1階) 	<p>大学管理棟</p> <ul style="list-style-type: none"> 5階看護学専攻 8階同窓会・慈恵医師会・生涯学習センター 9階カンファレンスA・B
---	--	---

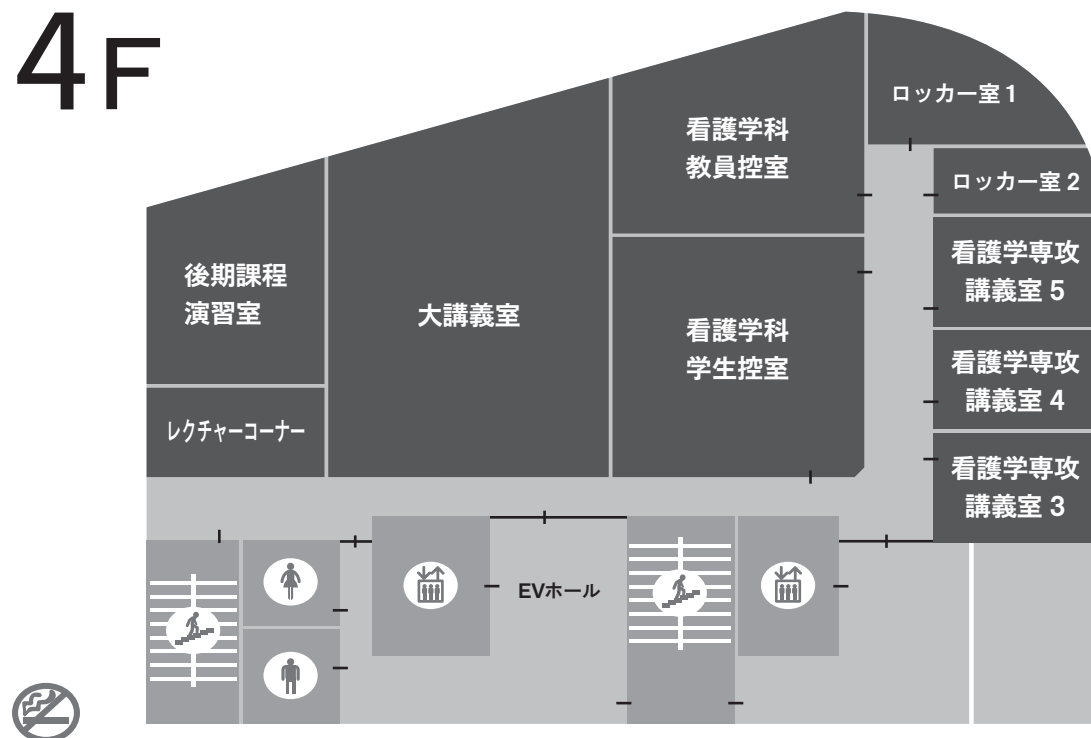
看護学専攻フロア見取り図 大学管理棟 5階

5F



看護学専攻・看護学科フロア見取り図 大学管理棟 4階

4F



VI-2 生活上の注意事項

大学院生を支援する組織

■大学院の運営

- 看護学専攻博士前期・後期課程は、東京慈恵会医科大学医学研究科の中に組織され、研究科長は原則として学長がその任にあたる。
- 大学院に研究科委員会(博士課程)と看護学専攻研究科委員会をおき、運営は独立して行なわれる。
- 看護学専攻博士前期・後期課程の長である専攻長が看護学専攻研究科委員会委員長の任にあたる。

■事務組織

- 大学事務部学事課が大学院の事務を担当する。
- 学事課は大学1号館1階にあり、管理棟5階に看護学専攻事務室を置く。

窓口業務時間

担当部署	学事課	看護学専攻事務室
場 所	大学1号館1階	大学管理棟5階
窓口業務	月曜日～土曜日	月曜日～土曜日
時 間	9:00～17:30	9:00～17:30
内線番号	2131	2311

■キャリア・アドバイザー制度

- 大学院生の学修および生活面を支援するために、キャリア・アドバイザーを設け、活用することができる。

■メンタルヘルス&カウンセリング事業

- 相談を希望する場合には、下記の要領で相談手続を行うこと。
 1. 相談内容 広く相談に応じますが、内容によっては対応できない場合もありますので、ご承知おきください。
※相談内容については守秘義務によって堅く守られます。
 2. 相談方法 1) 相談室にて臨床心理士と面談します。
2) 電話もしくはメールにて臨床心理士と相談します。
 3. 申込方法 メールにて申し込みを行なってください。
 4. 連絡先 (別途お知らせします。)

パソコンの利用について

大学院生用の演習室にパソコンを設置している。

■パソコン利用上の注意

- パソコンは1人1台貸与する。
- 演習室のパソコンは、再起動すると完全に元の状態に戻すソフトはインストールされていないため、情報管理については、自己責任で対応すること。
- 大学にてインストールしたソフト以外をインストールしない。

■インターネットの利用

- 本学のメールアドレスを取得し、認証システムに登録した後、学内のネットワークを利用する。
- 本学のネットワーク利用者は、ネットワークとネットワーク上のコンピューターにアクセスするためのユーザーIDを受け取った後は、そのユーザーIDを使用中のすべての行為に関して全責任を負うことになる。
- 私物のパソコンをネットワークに接続する際は、適切なセキュリティ対策を施し、大学ネットワークに障害を与えないよう注意すること。

各種事務手続き

■氏名章・学生章について

- 学内では氏名章・学生章を着用する。
- 紛失した場合は、学事課に届け出る。
- 学術情報センター図書館入室の際、必要となる。

■伝達事項について

- 原則、各自の慈恵メールあてに連絡する。緊急時は、スマートフォン・自宅に連絡することもある。
- フロア内の掲示板に各種案内を掲示する。
- 必要に応じて、演習室にある各自の机に連絡文書を置く。

■諸届けの提出について

- 届け出の必要な事項については、速やかに学事課へ届け出る。

■各種証明書の発行について

- 学事課窓口で、各種証明書等を発行している。なお、発行には数日を要し、申し込みには捺印が必要となる。

例：在学証明書	1 通	300 円(和文) ・ 1,000 円(英文)
成績証明書	〃	300 円(和文) ・ 1,000 円(英文)
修了見込み証明書	〃	300 円(和文) ・ 1,000 円(英文)
卒業証明書	〃	300 円(和文) ・ 1,000 円(英文)
学割	〃	無 料(但し、申込み条件を満たすもの)

VI-3 施設利用上の注意事項

大学管理棟について

■大学管理棟1階の開錠・施錠の時間

開錠 8:00(警備員による開錠)
施錠 23:00(自動ロック)

- 警備員の常駐時間は、8:00～23:00 で、それ以外の時間帯はフロアごとにセキュリティがかかる。

■大学管理棟のセキュリティについて

- 8:00 以前および 23:00 以降に出入りする際は、セキュリティカードを借用し、自身の責任で施錠・解錠する。
- セキュリティカードは 2 号館警備室(内線 3092)で管理している。
学生章を持参し「大学管理棟 4 階(もしくは 5 階)」のセキュリティカードを借用・返却する。

■フロアの開錠・施錠の時間

開錠 暗証番号式のキーロック(オリエンテーション時に伝える。)
施錠 ドアを閉めれば施錠される。

■講義室等使用について

講義室 ・講義により決められた講義室を使用する。
・常によりよい学修環境に努め、室内は整然としておくこと。
・私物は講義室に置かない。

セミナー室 ・使用する際は、使用中の表示をする。

演習室 ・1 学年 1 室で、一人につき机とパソコン各 1 台を貸与する。また 1 部屋に 1 台のプリンターを用意してある。
・プリンターの用紙等が必要な際は、事務に申し出る。

■コピー機、シュレッダー設置

- 大学院生が使用できるコピー機(プリペイドカード式)、シュレッダーは湯沸室の横に設置している。
コピーが必要な際は、事務室でプリペイドカードを借り受ける。
- プリペイドカードは図書館で文献をコピーする際にも使用できる。プリペイドカードは図書館で購入することができる。
- コピー用紙とトナーは(株)慈恵実業管理であり、用紙不足・トナー不足時には、事務に申し出ること。

■ロッカールーム

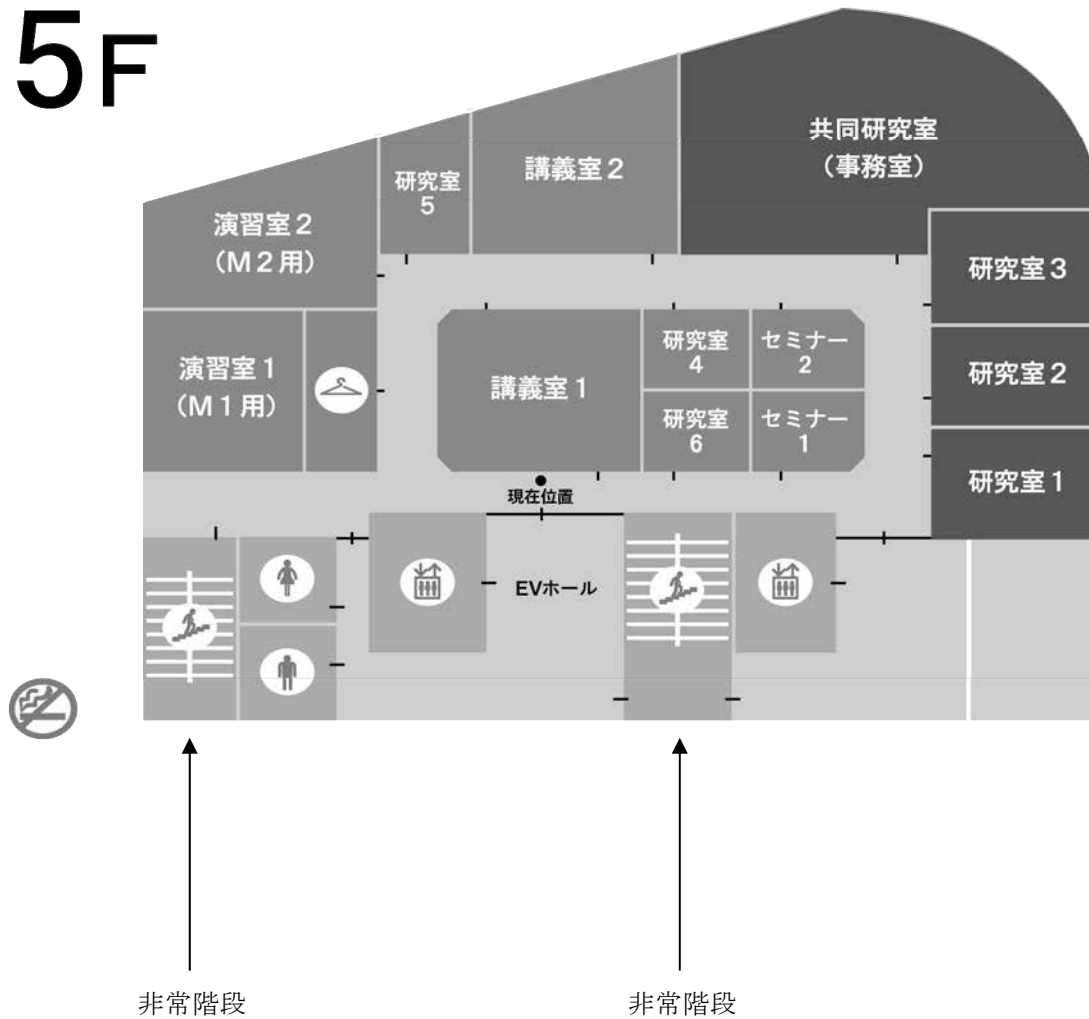
- 大学院生一人に対し、割り当てられた1スペースを使用できる。男子学生は、4階にあるロッカー室2を使用する。
- ロッカーは原則常に施錠すること。自己責任で管理する。
- ロッカーの鍵は、本課程修了時に必ず返却する。

防火災害対策について

- 火災等の災害が発生した場合には、落ち着いて行動し、2箇所ある非常階段を利用して、地上階におりる。

看護学専攻フロア見取り図 大学管理棟5階

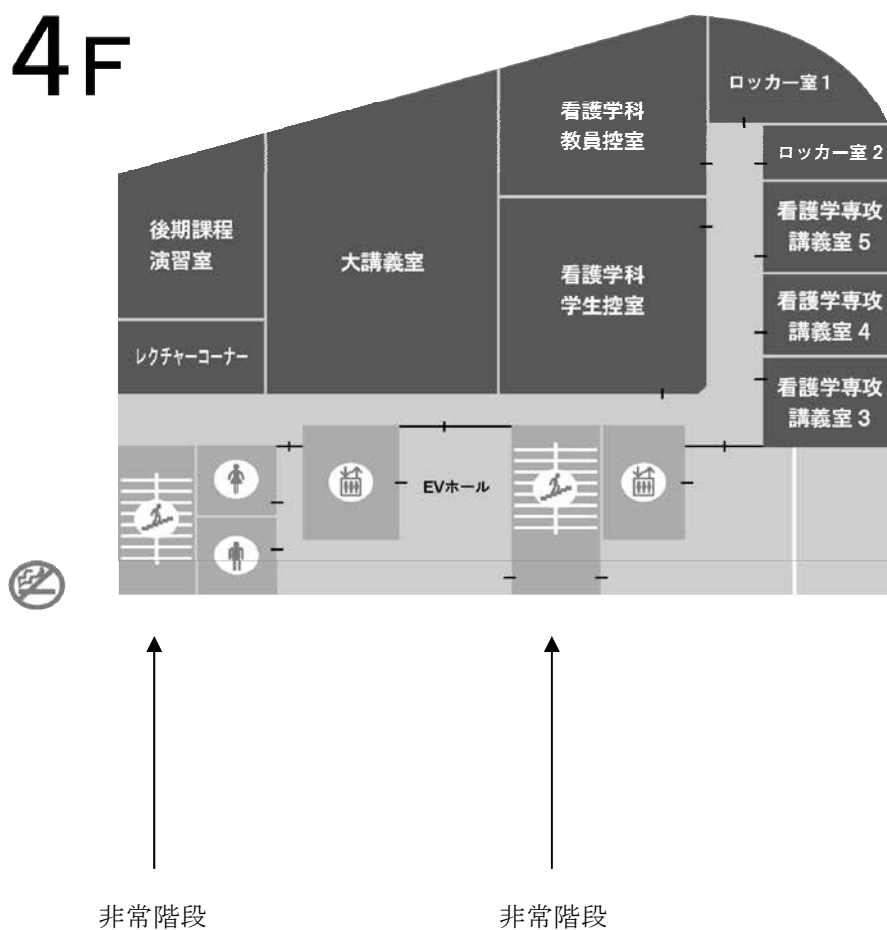
5F



【消火器設置場所】

1. 共同研究室入り口
2. 湯沸し室前、荷物エレベーター前の複写機横
3. エレベーターホールからトイレへの通路脇

看護学専攻・看護学科フロア見取り図 大学管理棟 4階



【消火器設置場所】

1. 湯沸し室前、荷物エレベーター前
2. エレベーターホールからトイレへの通路脇

VI-4 奨学金制度

大学に通知のあった奨学金については、掲示板で案内します。各団体によって申請方法や給付・貸与の基準が異なりますので注意してください。

看護学専攻の大学院生に対する各奨学金の概要は次の通りです。

※最新情報は、必ずホームページで確認して下さい。

■ 日本学生支援機構

● 大学院の在学中の申し込み（在学採用）について（抜粋）

	第一種奨学金（無利息）	第二種奨学金（利息付）
利 息	無利息	年利 3%を上限とする利息付 (在学中は無利息)
申込資格	博士後期課程等在学する人。	
申 込 先	学事課	
募集時期	毎年 4 月	
学力基準	大学等・大学院における成績が特に優れ、将来、研究能力又は高度な専門性を要する職業等に必要の高度の能力を備えて活動することができるものと認められること。	以下のいずれかに該当する人 (ア) 大学等・大学院における成績が優れ、将来、研究能力又は高度な専門性を要する職業等に必要の高度の能力を備えて活動することができるものと認められること。 (イ) 大学院における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められること。
家計基準	本人の収入と配偶者定職収入の金額の合計額が該当の収入基準額以下であることが必要です。なお、配偶者が給与所得者の場合は、配偶者のみ指定の表に基づき給与所得控除をしたうえで、本人の収入金額と合算して算出します。	
収入基準	340 万円以下	718 万円以下
収入に関する提出書類 (本人および配偶者分)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定職収入がある場合 給与所得者・・・源泉徴収票のコピー 給与所得以外・・・確定申告書 ・ アルバイト収入 アルバイト先の収入証明等 ・ 奨学金を受けている場合 奨学生採用決定通知、奨学金受給額を証明する書類の写し 	
貸与月額	80,000 円または 122,000 円	50,000 円、80,000 円、100,000 円 130,000 円、150,000 円の中から選択

○ 第一種奨学金と第二種奨学金貸与を併せて受けることができます。(条件あり)

○ 入学時特別増額貸与奨学金 (条件あり)

1 年次において、入学月を始期として奨学金の貸与を受けるものは、希望により入学月の基本月額に増額して貸与を受けることができます。

○ 募集に際しては、応募人数に関わらず学内選考があります。なお、申請は大学を通じての申請となります。

最新情報は下記 URL にて確認ください。

<http://www.jasso.go.jp/shogakukin/index.html>

■東京都看護師等修学資金（概要）

●制度の目的

東京都看護師等修学資金は、都内の看護師等養成施設等に在学し、将来都内で看護業務に従事する意思があり、経済的理由により修学が困難な方に対し、修学資金を貸与することにより修学を容易にし、都内の看護職員の確保等を図ることを目的とした制度です。

※最新情報は、必ずホームページで確認して下さい。

	第一種	第二種
募 集	毎年4月、養成施設を通して行なっています。	
貸与時期	年12回分を申込年度は3回、次年度以降は4回に分けて振り込まれます。	
貸与月額	83,000円（大学院修士課程は一律）	25,000円
貸与期間	正規の修学年限（2年間）	
貸与口数	一口	最大二口まで
	（第一種と第二種で三口まで貸与可能（併用は可））	
貸与資格	次の1から5の要件を全て満たした者の中から選考の上、予算の範囲内で貸与。 1. 都内の保健師、助産師、看護師及び准看護師の養成施設に在学していること。または、看護師免許を取得し都内の大学院修士課程（前期博士課程を含む。）で看護に関する専門知識を修得しようとしていること。 2. 成績優秀にして、かつ、心身健全であること。 3. 経済的理由により修学困難であること。（第二種のみ、申込時に所得制限有り。） 4. 同種の修学資金を他から借り受けていないこと。（※） 5. 卒業又は修了後、都内の指定施設等において看護業務に従事する意思を有すること。 ※東京都育英資金及び地方公共団体等から、返還免除規定のある同種の修学資金を借り受けている場合は申し込むことができません。	
返 還	修了（若しくは退学等貸与終了事由が発生）した月の翌月から、月賦又は半年賦、若しくは一括払いのいずれかの方法により、別途通知する納入期限に口座振替で返還となります。	
返還期間	貸与期間と同期間内 （修士課程修了者は最長10年以内）	修了後、直ちに都内で看護業務に従事した場合は貸与期間と同期間内、それ以外は貸与期間の半分の期間内
利 子	第一種、第二種とも無利子です。 ただし、返還すべき日（納入期限）までに返還されなかった場合は、納入期限が令和2年3月以前に到来する債務については年14.6%の、令和2年4月以降に到来する債務については年5%の延滞利子が加算されます。	
滞 納	返還金を滞納した場合、本人及び連帯保証人に対して督促、催告のほか、強制執行等の法的措置を取ることがあります。	

●返還の免除（第一種貸与のみ）

大学院修士課程で貸与を受けた場合は、返還債務の一部免除はありません。

●返還の猶予（第一種貸与・第二種貸与共通）

要件を満たした場合に返還が猶予されます。

○最新情報は下記 URL にて確認ください。なお、申請は大学を通じての申請となります。

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/iryo/shikaku/syugaku/index.html>

VII. 諸届・諸願

大学院看護学専攻修士課程 諸願・届一覧

No.	諸願・届用紙名	提出時期等
1	証明書交付申込書	事前に提出
2	学割交付申込書	事由発生後速やかに提出
3	履修辞退届	要相談
4	欠席届	事前に提出（診断書がある場合は添付のこと）
5	住所・電話番号変更届	事由発生後速やかに提出
6	改姓・改名届	事由発生後速やかに提出（戸籍謄（抄）本添付のこと）
7	保証人変更届	速やかに提出
8	休学願	事前に提出（診断書がある場合は添付のこと）
9	復学願	次年度開始1ヶ月前までに提出
10	退学願	
11	長期履修申請書	入学時又は2年次の12月15日まで
12	長期履修短縮申請書	指導教員の承認を得て、2年次の3月15日まで
13	既修得単位認定申請書	履修届けと同一日
14	研究助成金交付申請書	研究計画審査委員会での承認後、適時、提出
15	氏名章・学生証再発行申請書	事由発生後速やかに提出
16	紛失・破損・盗難届	事由発生後速やかに提出
17	海外渡航願	事由発生後速やかに提出

年度 大学院(看護学専攻)研究助成金交付申請書

研究指導教員

Blank box for supervisor name

年 月 日

研究科長 松藤 千弥 殿

大学院生	学籍番号	D・M	氏名	⑩
------	------	-----	----	---

年度 大学院研究助成金の交付を申請します。

1. 研究課題	
---------	--

2. 申請額	総経費
	円

3. 研究の概要(480字程度)

4. 研究計画・方法

5. 学内委員会への手続き(当該申請研究について申請した委員会に○印、()内に承認番号、研究課題、研究代表者名を記載する)

利益相反管理委員会()、倫理委員会()

研究課題名/代表者

6. 現在迄の研究成果(学会等発表・論文発表については、演説者・筆頭者の場合には氏名の前に○をつける)

7. 研究機関(年度中に学外研究機関にて研究する場合は必ず記入すること)

研究機関名	他研究機関での研究期間(予定)
	年 月 日 ~ 年 月 日
	年 月 日 ~ 年 月 日
	年 月 日 ~ 年 月 日

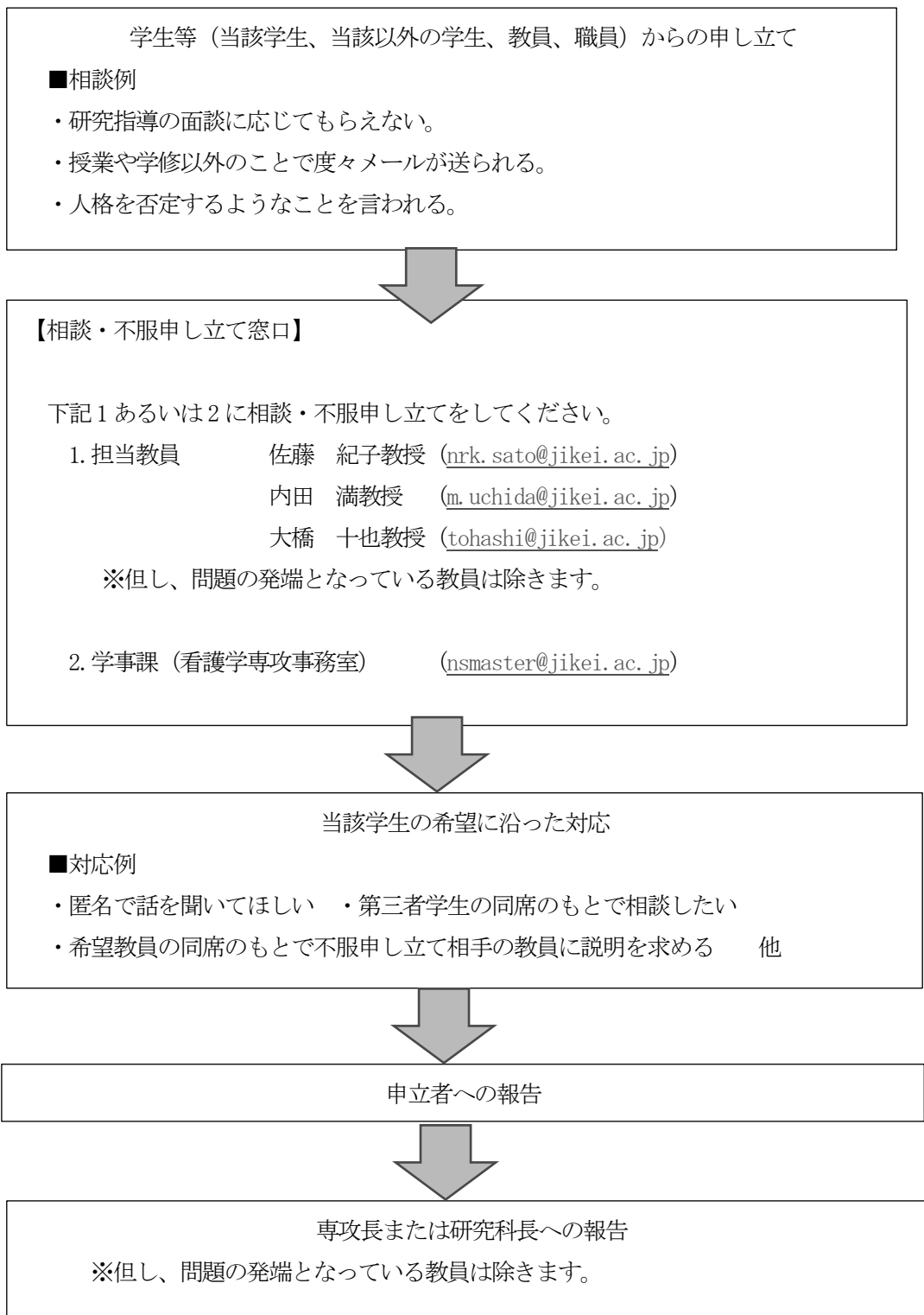
8. 申請研究費の明細

科目	主な用途	金額	主な内容
合計			

VIII. 不服申立制度

成績評価及び単位認定、研究指導及び学位授与に関する相談・不服申し立て制度

学生の成績評価及び単位認定、研究指導及び学位授与に関しては、当該学生及び当該以外の学生、教職員からの相談や不服申し立てが行える制度です。



IX. 学術情報センター利用案内

IX. 学術情報センター利用案内

学術情報センターは、本学における教育・研究・診療等の活動を学術情報利用の面から支えることを目的としており、図書館（西新橋校）、図書館国領分館、編集室、標本館、写真室、史料室、メディカルライティングオフィス、国際交流センターから構成されている。

図書館		標本館	内線 2141
カウンター（館内呼出）	内線 2125	写真室	内線 2142
相互貸借・参考調査	内線 2122	史料室	内線 2143
国領分館	内線 73-2402	メディカルライティングオフィス	内線 2125
編集室	内線 2120	国際交流センター	内線 2869
学術リポジトリ・盗用チェックツール	内線 2980		

<p>図書館（高木会館1・2階）・図書館国領分館（国領校） 編集室（高木会館2階）</p>

図書館では、本学教職員・学生を対象として、資料の閲覧、貸出、複写、情報検索、他図書館との相互利用のサービスを提供するとともに、派遣中の教員や同窓生、港区医師会会員、他大学・医療機関に所属する方からの問合せにも対応している。

国領分館では、主として医学科国領校と看護学科を対象として、一般教養及び看護学の資料の閲覧、貸出のサービスを提供している。

編集関連では、『東京慈恵会医科大学雑誌』『Jikeikai Medical Journal』『教育・研究年報』『Research Activities』の編集作業と論文執筆に関する案内を担当している。

入館には、氏名章が必要である。

1) 利用時間

図書館

月曜日～金曜日：8：00～22：00

土曜日：8：00～19：00

日曜日：9：00～17：00

（日曜日は本学教職員、学生、同窓生のみ利用可能。また、臨時休館となる場合がある。）

編集室

月曜日～土曜日：9：00～17：30

図書館国領分館

月曜日～金曜日：9：00～20：30（8月は9：00～19：30）

土曜日：9：00～17：30

休館日

日曜日（国領分館）

国民の祝日

年末年始

本学創立記念日（5月1日）

高木兼寛先生記念日（10月第2土曜日）

※台風、雪などの自然災害により閉館・休館となることがある。

2) サービス紹介

(1) 閲 覧

雑誌は誌名のアルファベット順に、図書は主題別に並んでいる。書庫、閲覧室の資料はすべて自由に利用できる。

洋雑誌	最新年	1階閲覧室
	1984年～前年	書庫1階～1階閲覧室
	1983年以前	書庫4階
和雑誌	最新年	1階閲覧室
	1976年～前年	書庫2階
	1975年以前	保存書庫（閉架・別置）
図 書	書庫3階 和図書、洋図書に分かれ、主題別に並べられている。医学関係は米国国立医学図書館分類表（NLMC）、自然科学系は日本十進分類表に従っている。	
	新着図書	1階閲覧室（展示期間は1週間）
電子ジャーナル・電子ブック	1階閲覧室（専用端末） 大学ネットワークに接続されたパソコンからも利用可能	

(2) 所蔵資料の確認

図書館所蔵の資料をオンライン目録（OPAC）で確認することができる。

OPACはインターネット環境があればどこでも利用可能。学術情報センターのホームページ

（<http://www.jikei.ac.jp/academic/micer/toshokan.htm>）の「OPAC（蔵書検索）」をクリックする。

(3) 貸 出

辞書・辞典類、統計書などの参考図書、新着展示期間中の図書、未製本雑誌（主に最新年の雑誌）などの特定の資料以外は貸出できる。カウンターで氏名章を提示して手続きをする。貸出冊数は3冊まで、貸出期間は1週間であり、予約が入っていない限り2回まで貸出の延長が可能である。国領分館の資料の西新橋校での貸出も可能である。

(4) 返 却

貸出資料はカウンターまたは学内の図書返却ボックスへ返却する。国領分館の資料の西新橋校での返却も可能。返却期限を過ぎても返却されない場合は、貸出ができなくなる。

(5) 複 写

著作権法の定める範囲で複写が可能。カウンターで申し込む方法と、セルフコピー機を利用する方法がある。西新橋校にて国領分館の資料の複写の申し込みもできる。

料金（西新橋）

カウンターでの申し込み（代行コピー）：

白黒：30円／1枚 カラー：50円／1枚

セルフコピー（カード）：

500円／50度 1000円／100度 3000円／300度

白黒コピー：1度／1枚 カラーコピー：5度／1枚

セルフコピー（現金）：
白黒コピー：10円／1枚 カラーコピー：50円／1枚

(6) 相互利用

図書館に所蔵のない資料は、他機関の図書館から複写を取り寄せたり、現物を借用することができる（複写・郵送料の実費は個人負担）。また、他機関の図書館に来訪して、所蔵資料を閲覧・複写することも可能である。申し込みはカウンターの所定の用紙に必要事項を記入する。

(7) データベース検索

MEDLINE (PubMed), 医中誌 Web, CINAHL, 最新看護索引 Web, The Cochrane Library, UpToDate などのデータベースを大学ネットワークに接続されているパソコンから利用できる。各種情報検索の代行やデータベース利用法についての講習会も行っている。

(8) ノートパソコン貸出

貸出用ノートパソコンを利用することができる（図書館内利用のみ）。貸出の際は、カウンターで氏名章を提示して手続きする。

(9) 無線 LAN

図書館内無線 LAN が利用できる。カウンターで氏名章を提示して手続きする。
無線 LAN 利用のためのパスワードは随時変更されるため、カウンターに問い合わせること。

(10) リモートアクセス

電子ジャーナル及びデータベースを学外（自宅や派遣先など）から利用できる。なお、本サービスは出版社及び提供元により認められた範囲内で提供される。

当件に関しては、本学イントラネットを参照。

(<http://www.jikei.ac.jp/academic/micer/remote.htm>)

(11) Elsevier 社電子ジャーナルの Pay Per View 利用

Elsevier 社電子ジャーナルで年間購読している 77 誌以外の約 2,200 誌は、Pay Per View（1 論文ダウンロードごとの課金）方式で利用できる（利用には事前に利用者登録が必要）。

当件に関しては、本学イントラネットを参照。

(<http://www.jikei.ac.jp/academic/micer/ppv.htm>)

(12) マイライブラリ

図書予約、貸出中の資料の延長、貸出履歴の参照をインターネット上で行うことができる（利用には事前に利用者登録が必要）。

当件に関しては、図書館のホームページ「マイライブラリ」を参照。

(<http://www.jikei.ac.jp/academic/micer/mylibrary.htm>)

(13) 剽窃・盗用チェックツール Turnitin の利用

本学では、提出レポートや論文原稿を、インターネット上のウェブページや雑誌論文、学術論文と比較、照合し、類似性をチェックするためのツールである Turnitin の利用契約を結んでいる。

当件に関しては、図書館のホームページ「Turnitin feedback studio」を参照。

(<http://www.jikei.ac.jp/academic/micer/turnitin.htm>)

(14) 個人閲覧室

個人学習用に書庫 3 階と書庫 4 階に個人閲覧室を設置している。利用には 1 階カウンターで所定の手続きを行う。このうち、1 室のみは静粛にすることを条件に複数人での利用が可能である。

(15) 学術リポジトリ

学内刊行物に掲載された記事，本学教員の執筆論文，学位の審査結果要旨と主論文の学術リポジトリへの登録を担当している。学位論文を学術リポジトリに登録する際の著作権処理に関する問合せは編集室(libir@jikei.ac.jp)で受け付けている。

当件に関しては，「東京慈恵会医科大学学術リポジトリ」を参照。
(<https://ir.jikei.ac.jp>)

(16) 視聴覚資料

① 以下の資料を所蔵していて，一部を除き7日以内で貸出を行っている。

ビデオカセット，ビデオディスク，スライド，トランスペアレンシー，レントゲンフィルム透し図，カセットテープ（医学英語）

② 以下の機器を所蔵していて，申し込みのうえ利用できる。

ビデオ再生機（ブルーレイ，DVD，VHS，レーザーディスク）

標 本 館（高木会館4階）

標本館には標本部門と視聴覚資料部門がある。

1) 利用時間

月曜日～金曜日：9：00～22：00

土曜日：9：00～17：30

2) 標本

(1) 自学自習のための施設であり，マクロ標本，顕微鏡標本を所蔵している。

(2) 教育用標本は自由に閲覧できる。貸出は標本提供教室の許可を得る。貸出期間は3日間以内。

写 真 室（高木会館2階）

1) 利用時間

月曜日～土曜日：9：00～17：30

2) サービス

撮影サービス（標本，患者病変部，各種検査物，医療機器など）

ビデオ編集，デジタルビデオカメラ／デジタル一眼レフカメラの貸出

コンピュータ・サービス（カラープリント出力，35mmスライド画像入力）

料金

カラープリント出力（写真用紙：絹目調）

L（89mm×127mm）：40円／1枚，2L（127mm×178mm）：100円／1枚

A4（210mm×297mm）：200円／1枚，A3（297mm×420mm）：400円／1枚

大判ポスター出力（普通紙／クロス紙／光沢紙）

- ・普通紙A（幅841mm）：50円／10cm
- ・普通紙B（幅1118mm）：80円／10cm
- ・光沢紙（幅1118mm）：150円／10cm
- ・防炎クロス紙[布]（幅1118mm）：300円／10cm

史料室（高木2号館6階）

史料室は、本学に関する歴史的資料、学祖高木兼寛先生の遺品・遺墨などの史料を収集・管理している。展示室には、高木兼寛先生の生涯と本学の歴史が年代を追って理解できるように史料が配列されている。史料の閲覧、展示室の見学の予約は、史料室、図書館で受け付けている。

メディカルライティングオフィス（大学管理棟1階）

メディカルライティングオフィスは、学内における論文作成支援体制を強化することを目的として、旧医学英語研究室を改組して開設された組織である。メディカルライティングオフィスでは、英文校正だけでなく、論文作成・発表全般に関する相談を受け付けている。

利用時間 月曜日～金曜日：9：00～17：00

国際交流センター（大学管理棟1階）

国際交流センターは海外の大学及び教育・研究機関との連携による学生や教員の交流活動、本学のグローバル化に向けた学生・教職員教育を促進することにより、本学の教育・研究・診療における国際交流を推進することを目的としている。国際化する臨床現場で英語を活用できるように、専門の教員が配置されている。

X. 規 程 等

本規程等に収載の規程等は、本冊子編集時に最新のものであるが、改訂になる場合もあるので最新の規程等はイントラネットにて確認すること。

なお、学生に係る規程等以外は、収載していないので、イントラネットにて確認すること。

X-1 東京慈恵会医科大学大学院学則

制定 昭和31年3月1日

改定 令和4年4月1日

第1章 目的・使命

第1条 建学の精神「病気を診ずして病人を診よ」に基づく研究、教育、医療を推進できる高度な能力を涵養し、医学・看護学研究の振興、医療の実践を通して人類の健康と福祉の向上に貢献することが東京慈恵会医科大学大学院(以下「本学大学院」という)の使命である。

第2条 本学大学院は、その教育研究の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果について公表するものとする。

2. 自己点検・評価の実施体制、実施方法等については、別に定める。

第2章 大学院の組織及び修業年限

第3条 本学大学院に医学研究科を置く。

第4条 本学大学院医学研究科に次の専攻と課程を置く。

専攻	課程
医学系	博士課程
看護学	博士前期課程
	博士後期課程

2. 各課程の目的は、別に定める。

第5条 修業年限及び在学年数は次のとおりとする。

(1) 医学系専攻博士課程の修業年限は4年を標準とし、在学年数は8年を超えることができない。

(2) 看護学専攻博士前期課程の修業年限は2年を標準とし、在学年数は4年を超えることができない。

(3) 看護学専攻博士後期課程の修業年限は3年を標準とし、在学年数は6年を超えることができない。

第3章 学年、学期及び休業日

第6条 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7条 学年は2学期に分ける。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

第8条 休業日は次のとおりとする。ただし、休業日に講義、演習などを実施することがある。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律で定める休日
- (3) 本学創立記念日 5月1日
- (4) 学祖 高木兼寛先生記念日 10月第2土曜日

第4章 収容定員

第9条 入学定員及び収容定員は次のとおりとする。

- (1) 医学系専攻博士課程は入学定員66名、収容定員264名とする。
- (2) 看護学専攻博士前期課程は入学定員10名、収容定員20名とする。
- (3) 看護学専攻博士後期課程は入学定員3名、収容定員9名とする。

第5章 授業科目及び履修方法

第10条 授業科目は次のとおりとする。なお、細目については別に定める。

1 医学系専攻博士課程

専攻名	授業科目名
医学系	器官病態・治療学
	成育・運動機能病態・治療学
	神経・感覚機能病態・治療学
	病態解析・生体防御学
	社会健康医学

2 看護学専攻博士前期課程

専攻名	分野名
看護学	先進治療看護学
	基盤創出看護学
	母子健康看護学
	地域連携保健学

3 看護学専攻博士後期課程

専攻名	分野名
看護学	実践開発看護学分野

第11条 授業は共通カリキュラムと選択カリキュラムからなる。

- 第12条 教育上必要な場合には研究科委員会の議を経て、次のことを行うことができる。
- (1) 他の大学院又は研究機関において研究指導を受けることができる。
 - (2) 夜間その他特定の時間又は時期において、授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を受けることができる。

第6章 授業科目の履修の認定

第13条 授業科目の履修の認定は試験又は研究報告によって行い、その方法は授業科目を担当する医学研究科教員がこれを定める。

2. 博士前期課程における他大学院既修得単位認定については、別に定める。

第14条 合格した授業科目については所定の単位を与える。

第15条 不合格の授業科目については、再試験を行うことがある。病気その他の事故のため試験を受け得なかった者のために追試験を行うことがある。

第7章 課程の修了

第16条 各科目に対する単位数は次の基準によって計算する。

- (1) 講義・演習は15から30時間を1単位とする。
- (2) 実習は30から45時間を1単位とする。

第17条 医学系専攻博士課程に4年以上在学して医学研究並びに医学教育に関する授業を合計30単位以上履修するとともに、研究指導を受けて独創的研究に基づく学位論文を提出し、学位論文の審査及び最終試験に合格することをもって修了とする。ただし、3年以内に修了の要件を満たした場合については在学期間を3年とすることがある。

2. 医学系専攻博士課程において単位を取得したのみで退学した者も入学より8年以内の場合、学位論文の審査及び最終試験を受けることができる。
3. 看護学専攻博士前期課程に2年以上在学し、看護学研究並びに看護教育に関する授業を合計30単位以上履修し、かつ必要な研究指導を受け看護学特別研究の学位論文の審査及び最終試験に合格することをもって修了とする。

看護学専攻博士後期課程は3年以上在学し、看護学研究並びに看護教育に関する授業を合計13単位以上履修し、かつ必要な研究指導を受け看護学特別研究の学位論文の審査及び最終試験に合格することをもって修了とする。

第8章 学位論文審査及び最終試験

第18条 医学系専攻の学位論文は指導に当たった医学研究科教員を通じ、所定の書類及び手数料を添えて研究科委員会に提出しなければならない。

2. 看護学専攻学位論文は指導に当たった医学研究科教員・准教授を通じ、所定の書類を研究科委員会に提出しなければならない。

第 19 条 論文審査は、論文を受理した後原則として 6 ヶ月以内に終了するものとし、最終試験は論文を中心としてこれに関連ある科目の学識と研究能力について筆記又は口頭で行うものとする。この論文審査及び最終試験は研究科委員会により選出された委員で組織する学位論文審査委員会が行い、学位論文審査委員長はその結果を研究科委員会に報告し、研究科委員会はその報告に基づいて合否を決定する。

第 20 条 医学系専攻博士課程の課程を経ないで学位論文を提出する者は、同課程を経て学位を授与される者と同等以上の内容を有する論文を提出し、且つ医学に関し同様に広い学識を有することが試験により確認された者でなければならない。その試験は口頭又は筆記で行い、外国語（英語）を課すことを原則とする。

第 9 章 学位及びその授与

第 21 条 学位は博士（医学）（東京慈恵会医科大学）、博士（看護学）（東京慈恵会医科大学）、修士（看護学）（東京慈恵会医科大学）とする。

第 22 条 学位は次に該当する者に授与される。

(1) 博士（医学）

- ① 本学大学院医学研究科医学系専攻博士課程を修了した者
- ② 大学院医学研究科医学系専攻博士課程の課程を経ないで学位論文を提出し、その審査及び試験に合格し、大学院医学研究科医学系専攻博士課程を修了した者と同等以上の学力を有すると研究科委員会で認められた者

(2) 修士（看護学）

学位は、大学院医学研究科看護学専攻博士前期課程を修了した者に授与される。

(3) 博士（看護学）

学位は、大学院医学研究科看護学専攻博士後期課程を修了した者に授与される。

第 10 章 入学、退学、休学、転学

第 23 条 入学の時期は学年のはじめとする。

第 24 条 医学系専攻博士課程に入学できる者は次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者（原則として医学・歯学又は獣医学、薬学（6 年制）の課程を修了した者及び大学院修士課程を修了した者）
- (2) 学位授与機構で学士（医学・歯学又は獣医学、薬学（6 年制））又は修士の学位を授与された者
- (3) 文部科学大臣の指定した者
- (4) 外国において学校教育における 18 年の課程を修了した者又は大学院委員会が認めた者

(5) 外国の大学その他の外国の学校*1) において、修業年限が5年以上である課程を修了すること*2) により、学士の学位に相当する学位を授与された者

*1) その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。

*2) 当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって文部科学大臣が別に指定するものにおいて課程を修了することを含む。

(6) 臨床に直接かかわる授業細目を選択する者は、原則として医師の免許を有し、2年間の臨床研修を修了した者とする。

2. 看護学専攻博士前期課程に入学できる者は次のいずれかに該当する者とする。

(1) 学士又は学士相当と認められた者で、看護師、保健師、助産師のいずれかの免許を有し、入学時に3年以上の看護関連の実務経験を有する者とする。

(2) 看護系大学を修了した者

(3) 看護師、保健師、助産師のいずれかの免許を有し、外国において学校教育法における16年の課程を修了し、大学院委員会が認めた者

3. 看護学専攻博士後期課程に入学できる者は次のいずれかに該当した上で、看護師、保健師、助産師のいずれかの免許を有する者とする。

(1) 修士の学位や専門職学位を有する者、又はそれに相当する学位を授与された者

(2) 大学を卒業し、大学、研究所等において2年以上研究に従事し、修士の学位を有する者と同等の学力があると大学院委員会（看護学専攻）で認めた者

(3) 個別の入学資格審査により修士の学位を取得した者と同等の学力があると大学院委員会（看護学専攻）で認めた者

第25条 医学系専攻博士課程の入学は志願者の学力、人物について選考の上、学長が許可する。選考の方法は一般入試、社会人入試とし研究科委員会がこれを定める。

2. 看護学専攻博士前期課程及び博士後期課程の入学は志願者の学力、人物について選考の上、学長が許可する。選考の方法は研究科委員会がこれを定める。

第26条 入学志願者は、所定の入学願書に資格証明書、写真及び入学検定料を添えて提出しなければならない。なお、入学検定料は別に定める。

第27条 選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定期日までに、誓約書及びその他所定の書類を提出するとともに、所定の学費を納付しなければならない。

2. 前項誓約書において独立の生計を営む成人1名を保証人に定める。

3. 保証人は本人在学中のすべてのことについて責任を負わなければならない。

第28条 医学研究科長は前条に定める入学手続きを完了した者に、入学を許可する。

第 29 条 事情により退学する者は、保証人連名の退学願を研究科長に提出し、研究科委員会の議を経て研究科長の許可を得なければならない。

第 30 条 疾病その他やむを得ず休学するときは、事由を記入した休学願を研究科長に提出し、研究科委員会の議を経て研究科長の許可を得なければならない。

2. 疾病その他の事由によって学習することが不相当と認められる場合には、研究科長は休学を命ずることがある。
3. 休学期間は通算して 2 年を越えることができない。
4. 休学期間はこれを在学年数に算入しない。
5. 医学系専攻博士課程における 1 年未満の休学期間は期間の長短にかかわらず、1 年として計算する。
6. 看護学専攻博士前期課程については半期ごとの休学を認める。博士後期課程は、1 年未満の休学期間は期間の長短にかかわらず、1 年として計算する。

第 31 条 他の大学院から本学大学院へ転入を志願する者については、本研究科委員会において選考の上、研究科長がこれを許可することがある。

第 32 条 本学大学院から他の大学院へ転学を志願する者は、授業科目担当教員を経て研究科委員会の承認を得、研究科長の許可を受けなければならない。

第 11 章 授業料及び入学金

第 33 条 医学系専攻博士課程に入学を許可された者は、次のとおり入学の手続きと同時に授業料及び入学金を納めなければならない。

- (1) 医学系専攻博士課程の授業料は年額 400,000 円、入学金は 100,000 円とする。
 - (2) 授業料は前期に全納するか、又は次の 2 期に分けて納めなければならない。

前期	200,000 円	納期	4 月 30 日まで
後期	200,000 円	納期	10 月 31 日まで
 - (3) 単位未取得により標準修業年限をこえた場合は前項に準じて授業料を納めなければならない。
2. 看護学専攻に入学を許可された者は、次のとおり入学の手続きと同時に授業料及び入学金を納めなければならない。
- (1) 博士前期課程の授業料は年額 800,000 円、入学金は 200,000 円とする。

授業料は前期に全納するか、又は次の 2 期に分けて納めなければならない。			
前期	400,000 円	納期	4 月 30 日まで
後期	400,000 円	納期	10 月 31 日まで
 - (2) 標準修業年限をこえる授業料については学期ごとに半額とする。
 - (3) 博士後期課程

授業料は年額 600,000円、入学金は 200,000円とする。本学博士前期課程から博士後期課程に入学する者は、入学金を免除する。

授業料は前期に全納するか、又は次の2期に分けて納めなければならない。

前期 300,000円 納期 4月30日まで

後期 300,000円 納期 10月31日まで

第34条 一旦納入した学費は理由の如何にかかわらず一切返還しない。

第12章 外国人特別学生及び聴講生、研究生、科目等履修生、長期履修生

第35条 本学大学院医学研究科へ入学を志願する外国人で、外務省在外公館又は本邦所在の外国公館の紹介のある者は、第24条の規定にかかわらず選考の上、外国人特別生として入学を許可することがある。外国人特別生は定員外とする。

第36条 特定の授業科目の聴講を志願する者があるときは、選考の上聴講生として入学を許可することがある。

第37条 医学系専攻博士課程の聴講生として入学を志願し得る者は次に該当する者とする。なお、入学の手続き、入学金、聴講料については別にこれを定める。

1. 修業年限4年以上の大学を卒業した者
2. 前号と同等以上の学力があると認められた者

第38条 医学系専攻博士課程の研究生、科目等履修生、長期履修生に関する事項は別にこれを定める。

2. 看護学専攻博士前期課程及び博士後期課程の科目等履修生、長期履修生に関する事項は別にこれを定める。

第13章 運営組織及び教員組織

第39条 本学大学院医学研究科に研究科長を置く。本研究科長は原則として学長がその任にあたる。なお選考の規程は別に定める。看護学専攻の専攻長及び副専攻長は研究科長が指名する。

第40条 本学大学院医学研究科教員は東京慈恵会医科大学教授でかつ別に定める基準により選考される。なお、准教授及び講師をこれにあてることができる。

第41条 本学大学院に研究科委員会を置く。研究科委員会は研究科委員会（医学系専攻）と研究科委員会（看護学専攻）で構成する。

2. 研究科委員会（医学系専攻）と研究科委員会（看護学専攻）のそれぞれの委員長は研究科長が指名する。
3. 研究科委員会（医学系専攻）は医学研究科教員のうち、教授である者をもって組織する。

4. 研究科委員会（看護学専攻）は研究科授業担当教授、授業担当准教授をもって組織する。

第42条 研究科委員会は次の事項を審議する。

- (1) 研究科の授業担当者の選考に関する事項
- (2) 研究科の教育課程に関する事項
- (3) 入学、修了、退学、休学などに関する事項
- (4) 試験に関する事項
- (5) 学位論文審査並びに最終試験に関する事項
- (6) 研究科長の諮問事項に関する事項
- (7) その他学事に関する事項

第43条 本学大学院の各課程に大学院委員会を置き、大学院の重要事項を協議・検討する。

第44条 大学院委員会の運営については別に定める。

第45条 大学院委員会の委員長は研究科長が指名する。

第14章 研究指導施設

第46条 本学大学院医学研究科に研究室及び実験、実習室を置く。必要に応じ医学部及び大学附属病院の施設を用いる。

第15章 厚生保健施設

第47条 厚生保健施設については東京慈恵会医科大学学則第50条を準用する。

第16章 賞罰

第48条 賞については別にこれを定める。

第49条 本学の規則に違反し、又は大学院生としての本分に反する行為をした者は研究科委員会の議を経て研究科長が懲戒する。

2. 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。
3. 懲戒の手續等については、別に定める。

附 則 本学則は、令和4年4月1日から施行する。

改定 令和2年4月1日

X-2 東京慈恵会医科大学学位規則

制定 平成21年4月1日

改定 令和 3年4月1日

(目的)

第1条 東京慈恵会医科大学学位規則は、東京慈恵会医科大学（以下「本学」という）において授与する学位の種類、学位審査及び学位に関し必要な事項を定める。

(学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は学士（医学）、学士（看護学）、修士（看護学）及び博士（医学）、博士（看護学）とする。

(学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、本学を卒業したものに授与する。

2. 修士の学位は、本学大学院の博士前期課程を修了した者に授与する。

3. 博士の学位は、本学大学院の博士課程又は博士後期課程を修了した者に授与する。

4. 博士の学位は、本学に学位論文（主論文）を提出して、その審査及び試験に合格し、かつ、前項に該当する者と同等以上の学力を有すると認められた者に授与する。（以下「論文提出による博士の学位」という）

(学士の学位の授与)

第4条 第3条第1項の学士の学位は、本学学則の定めるところにより卒業時に卒業証書・学位記をもって授与する。

(課程の修了による学位の授与)

第5条 第3条第2項の修士の学位は、本学大学院学則の定めるところにより学位記をもって授与する。

2. 第3条第3項の博士の学位は、本学大学院学則の定めるところにより学位記をもって授与する。

(看護学専攻博士前期課程修了による学位申請手続)

第6条 学位審査を申請する者は、学位申請書に学位論文（主論文）、論文要旨を添え、研究指導教員を通じて専攻長に提出しなければならない。

(医学系専攻博士課程及び看護学専攻博士後期課程修了による学位申請手続)

第7条 学位審査を申請する者は、学位申請書に学位論文（主論文）、審査用論文、論文要旨、論文目録、参考論文（必要な場合）、履歴書、戸籍抄本、学位論文（主論文）の著作権処理状況報告書、学位論文（主論文）の共著者からの同意承諾書、学位論文審査委員推薦書、学術リポジトリへの学位論文登録申請書、研究倫理に関する対応確認書及び所定の審査料50,000円を添え、指導教授を通じて学長に提出しなければならない。なお、看護学専攻博士後期課程において、審査料は徴収しない。

2. 学位論文（主論文）は学位申請時に発表から5年以内の論文とする。

(論文提出による博士の学位の申請と授与)

第8条 第3条第4項の論文提出による博士の学位は、この規則の定めるところにより審査の上、学位記をもって授与する。

2. 学位申請資格は別に定める。

3. 論文提出による、学位申請者は、学位申請書に学位論文（主論文）、審査用論文、論文要旨、論文目録、参考論文（必要な場合）、履歴書、外国語試験合格認定書（写）、戸籍抄本、学位論文（主論文）の著作権処理状況報告書、学位論文（主論文）の共著者からの同意承諾書、学位論文審査委員推薦書、学術リポジトリへの学位論文登録申請書、研究倫理に関する対応確認書及び所定の審査料150,000円（学外者については200,000円）を添え指導教授を通じて学長に提出しなければならない。

4. 学位論文の受理の可否は、研究科委員会の議を経て、学長がこれを決定する。

5. 学位を授与される者には、本学大学院の博士課程において所定の単位を修得した者と同等以上の学力を有することを確認するために次の試験を行う。

(1) 専攻学科目を中心とした筆答又は口頭による学力試験

(2) 論文提出以前に本学大学院医学研究科の行う外国語試験（以後、外国語試験という）

6. 学位論文を提出した者が、本学大学院の博士課程に4年以上在学し、所定の単位を取得して退学し

た者であるときは、大学院入学後10年以内に限り、外国語試験を免除することができる。

(学位論文審査委員会)

第9条 学位論文の審査並びに試験等は、研究科委員会より選出された3名以上の委員で組織された学位論文審査委員会がこれを行う。学位論文審査委員のうち1名は審査委員長となる。

2. 学位論文審査委員会は、学位論文の審査のために必要があるときは、学位論文提出者に対して、当該論文の内容に関する資料又は標本、その他の提出を求めることができる。
3. 学位論文審査委員長は論文審査の要旨並びに試験の成績とともに合格、不合格の意見を記載した学位論文審査報告書を研究科委員会に提出し、発表する。
4. 学位論文審査の結果、その内容が著しく不備であると認めた場合、その旨を研究科委員会に報告しなければならない。
5. 博士の学位論文の審査は、論文を受理したときから原則として6ヶ月以内に終了する。

(学位論文審査委員会(看護学専攻博士前期課程))

第10条 学位論文の審査並びに試験等は、大学院委員会(看護学専攻)より選出された3名の委員で組織された学位論文審査委員会(看護学専攻)がこれを行う。学位論文審査委員のうち1名は審査委員長となる。

2. 学位論文審査委員会(看護学専攻)は、学位論文の審査のために必要があるときは、学位論文提出者に対して、当該論文の内容に関する資料又は、その他の提出を求めることができる。
3. 学位論文審査委員長(看護学専攻)は論文審査の要旨並びに試験の成績とともに合格、不合格の意見を記載した学位論文審査結果等の報告書を研究科委員会(看護学専攻)に提出し、報告する。
4. 学位論文審査の結果、その内容が著しく不備であると認めた場合、その旨を研究科委員会(看護学専攻)に報告しなければならない。
5. 看護学専攻博士前期課程の学位論文の審査は、論文を受理したときから2ヶ月以内に終了する。

(学位の審議)

第11条 研究科委員会は、学位論文審査委員会の報告に基づき、無記名投票により、合格、不合格を議決する。

2. 前項の議決を行う研究科委員会は、研究科委員の3分の2以上の出席を要し、かつ、出席委員の3分の2以上の得票がなければならない。
3. 研究科委員会が第1項の可否を議決したときは、研究科委員長は、これを学長に報告しなければならない。

(学位の審議(看護学専攻博士前期課程))

第12条 研究科委員会(看護学専攻)は、学位論文審査委員会の報告に基づき、合格、不合格を議決する。

2. 研究科委員会(看護学専攻)が第1項の可否を議決したときは、研究科委員長は、これを学長に報告しなければならない。

(学位記の交付)

第13条 学長は、前条の議決に基づいて第3条第2項及び3項によるものについては、看護学専攻博士前期課程・博士後期課程及び医学系専攻博士課程修了の可否、第3条第4項により論文を提出した者については、学位審査の可否を決定する。

(論文要旨の公表)

第14条 本学は博士の学位を授与した日から3ヶ月以内に、その学位論文の要旨及び学位審査の結果の要旨を公表するものとする。

(学位論文の公表)

第15条 本学は博士の学位を授与した日から1年以内に、その学位論文の全文を公表するものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由がある場合には、研究科長の承認を得て、当該博士の学位の授与に係る学位論文の全文に代えて、その内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は学位論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。
3. 学位論文の全文又は要約の公表は、インターネットの利用により行うものとする。

(学位の名称の使用)

第16条 学位の授与を受けたものが学位の名称を用いるときは、学士(医学)、学士(看護学)、修士(看護学)及び博士(医学)・博士(看護学)(東京慈恵会医科大学)と明記する。

(学位授与の取消)

第17条 学位を授与された者が、次の号のいずれかに該当するときは、学長は研究科委員会の議を経て、既に授与した学位を取り消し、学位記を返還させ、不正の方法により学位を受けた事実が判明したとき、又は、学位を得た者がその名誉を汚辱する行為をなしたときは、学長は、研究科委員会の議に基づき、一旦授与した学位を取り消し、かつ、その旨を公表するものとする。

(1) 不正の方法により、学位の授与を受けた事実が判明したとき。

(2) 学位授与された者が、その名誉を汚す行為をしたとき。

(3) 主論文又は学位申請要件に含まれる参考論文に、不正があり、かつ、論文取り下げがあったとき。

2. 前項第3号の場合、学長は必要に応じて調査委員会を発足し、別に定める内規に従って学位を取り消すか審議を委嘱する。前項の議決については、第11条第2項の規定を準用する。

(学位授与の報告)

第18条 本学において博士の学位を授与したときは、学長は昭和28年文部省令第9号学位規則（昭和28年4月1日公布）第12条の定めるところにより文部科学大臣に報告する。

(書類の様式)

第19条 学位記の様式は別紙のとおりとする。

学位申請関係の書類の様式は別に定める。

(規則の改廃)

第20条 この規則の改廃には、研究科委員会の議を経るものとする。

附 則 この規則は令和3年4月1日から施行する。

改定 平成26年5月28日

改定 平成27年4月 1日

改定 平成28年4月 1日

改定 平成29年4月 1日

改定 平成31年4月 1日

X-3 東京慈恵会医科大学大学院医学研究科 看護学専攻履修規程

(目的)

第 1 条 本規程は、東京慈恵会医科大学大学院医学研究科看護学専攻における授業科目の履修方法及び単位の修得の認定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(授業科目等)

第 2 条 授業科目、配当年次、単位数及び必修・選択の区別は、別途示す。

(単位計算の方法)

第 3 条 授業科目の単位数は、大学院学則第 16 条第 1 項 1 号及び第 2 号により、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義・演習については、15 から 30 時間をもって 1 単位とする。
- (2) 実習については、30 から 45 時間をもって 1 単位とする。

(他大学院既修得単位等の認定)

第 4 条 他大学院における既修得単位の認定（以下「既修得単位の認定」という。）を受けようとする者は、入学した年度の指定する期限までに、既修得単位認定申請書（指定様式）を研究科長に提出しなければならない。

なお、申請における必要書類は別途、定める。

2. 研究科長は、前項に定める既修得単位認定申請書を受理したときは、既修得単位の認定の可否について看護学専攻研究科委員会に諮り、10 単位（原則として共通科目）を限度としてこれを認定する。

(履修の方法)

第 5 条 看護学専攻の学生は、各項の履修をし、単位を修得しなければならない。

- (1) 博士前期課程の学生は、授業科目を共通科目 12 単位以上、看護学特別研究 6 単位、専攻する分野の共通選択専門科目の特論、演習から 12 単位以上の計 30 単位以上履修しなければならない。
- (2) 高度実践看護師を目指す CNS26 単位認定課程の学生は、共通必修科目 8 単位、別表 1 に定める共通選択科目 4 単位以上、看護学特別研究 6 単位、専攻する領域の特論、演習、実習から 18 単位以上の 36 単位以上を履修しなければならない。
- (3) 高度実践看護師を目指す CNS38 単位認定課程の学生は、共通必修科目 8 単位、共通選択科目 10 単位以上、看護学特別研究 6 単位、専攻する領域の特論、演習、実習から 24 単位以上の 48 単位以上を履修しなければならない。
- (4) 博士後期課程の学生は、授業科目を共通科目 3 単位以上、看護学特別研究 6 単位、専攻する領域の専門科目の特講 2 単位以上、演習 2 単位以上の計 13 単位以上履修しなければならない。

(履修科目の登録)

第6条 学生は、履修しようとする授業科目を毎学期の指定期日までに、履修届により申し出なければならない。

2. 履修届提出後は、授業科目を変更し、又は取り消すことはできない。ただし、学生本人より履修辞退届が提出され、看護学専攻研究科委員会において、特にその事情が正当と認められた場合については辞退を可能とする。

(成績の評価)

第7条 授業科目の成績は、筆記試験、レポート及びその他の方法（以下「試験」という）により評価する。

2. 出席時間が講義及び演習では、全授業時間の3分の2以上、実習においては5分の4以上であること。
3. 単位認定は、「大学院設置基準」第14条特例を用い昼夜開講、土日開講、集中講義の導入、「大学院設置基準」第15条（「大学設置基準」第30条の2を準用）を用い修業年限を原則2年（最長4年）として、半期ごとに認定する。
4. 再履修の場合の単位認定は、開講時期に関らず科目責任者が認定した段階で単位認定とする。

(成績評価の基準)

第8条 学則第14条第2項に定める試験による成績の評価については、100点を満点として評価し、60点以上を合格とする。

2. 成績評価の区分は、100点～80点をA、79点～70点をB、69点～60点をC、59点以下をDとする。（単位修得の認定）

第9条 授業科目の単位修得の認定については、試験その他の審査により授業科目の担当教員が行い、看護学専攻研究科委員会の承認を得るものとする。

(1)再試験

試験により不合格の評価を得た授業科目について、本人の願い出に基づき再試験を行うことができる。この場合、成績の評価は60点を上限とする。

(2)追試験

病気その他のやむを得ない事由により試験を受けることができない者は、速やかに届けを行なう。

2. 前項の届には、病気の場合であっては医師の診断書、その他の場合にあっては理由書を添付しなければならない。

(再履修)

第10条 試験に合格しなかった者又は試験を受けなかった者が、翌年度においてその授業科目に係る単位を修得しようとするときは、原則として、再度、履修届を提出し、履修しなければならない。

(成績の通知)

第 11 条 授業科目の成績は、後日、文書により学生に通知する。

(雑則)

第 12 条 この規程に定めるもののほか、授業科目の履修等に関し必要な事項は、看護学専攻研究科委員会が定める。

(規程の改廃)

第 13 条 本規程の改廃は看護学専攻研究科委員会の議と承認をもって行う。

(主管事務)

第 14 条 本規程の主管事務は大学事務部学事課とする。

附 則 1.本規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

X-4 東京慈恵会医科大学大学院医学研究科看護学専攻長期履修規程

(趣旨)

第 1 条 本規程は、東京慈恵会医科大学大学院学則第 5 条の標準修業年限を超えて、一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、課程を修了する旨を申し出た学生に対して、大学院医学研究科看護学専攻における長期履修に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請資格)

第 2 条 長期履修を希望し、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修できる者（以下「長期履修学生」という。）は、入学手続者及び在学学生のうち次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 勤務先の都合により修学困難と認められる者
- (2) 出産、育児、介護等を行う必要がある者
- (3) その他やむを得ない事情を有すると認める者

(申請手続)

第 3 条 長期履修を希望する者は、入学手続時又は博士前期課程 2 年次、又は博士後期課程 3 年次の 12 月 15 日までに、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 大学院医学研究科看護学専攻 長期履修申請書（様式第 1 号）
- (2) その他必要と認める書類

(許可)

第 4 条 長期履修の許可は、看護学専攻研究科委員会の議を経て研究科長が行う。

2. 研究科長は、前項の規定により長期履修を許可した場合は、授業料及びその納入方法等について、長期履修学生に通知するものとする。

(長期履修の期間等)

第 5 条 長期履修できる期間の限度は 1 年とする。ただし、休学期間は当該履修期間には算入しないこととする。

2. 履修期間の再延長は認めない。
3. 履修期間の短縮を希望する場合は、あらかじめ指導教員の承認を得て、別に定める長期履修学生短縮申請書（様式第 2 号）を博士前期課程 2 年次及び博士後期課程 3 年次の 3 月 15 日まで研究科長に提出しなければならない。
4. 研究科長は、前項の規定により長期履修の短縮を許可した場合は、授業料及びその納入方法等について申請学生に通知するものとする。

(規程の改廃)

第6条 本規程の改廃は看護学専攻研究科委員会の議と承認をもって経て行う。

(主管部署)

第7条 本規程に関する主管部署は大学事務部学事課とする。

附 則 1.本規程は、平成31年4月1日から施行する。

X-5 東京慈恵会医科大学における研究データの保存等に関する内規

制定 平成 28 年 9 月 1 日

(目的)

第 1 条 この内規は東京慈恵会医科大学研究者行動規範の「Ⅱ公正な研究 7(研究活動)」に基づき、研究データの保存等について必要な事項を定め、適正な研究活動を推進することを目的とする。

(記録)

第 2 条 研究者は実験・観察をはじめとする研究活動においては、その過程を実験ノートなどの形で記録に残さなければならない。

- 2 実験ノートは、実験等の操作の記録やデータ取得の条件等を、後日の利用・検証に役立つよう十分な情報を記載し、かつ、事後の改変を許さない形で作成しなければならない。
- 3 研究者は実験ノートを研究活動の一次情報記録として適切に保管しなければならない。
- 4 研究者は論文や報告等、研究成果発表のもととなった実験ノート、数値データ、画像、試料及び装置等(以下「研究データ等」という。)を、後日の利用・検証に堪えるよう適正な形で保存しなければならない。なお、保存に際しては作成者、作成日時及び属性等を整備し、検索などが可能となるように留意する。

(保存期間)

第 3 条 研究データ等のうち、実験ノート、数値データ、画像等「資料」の保存期間は、原則として、当該論文等の発表後 10 年間とする。なお、紙媒体の資料等について、保管スペースの制約など止むを得ない事情がある場合には可能なものはデジタルデータとする等の処理をし、処理した品目、理由、日時を記録した上で廃棄することも可能とする。

- 2 研究データ等のうち、試料(実験試料、標本)や装置等、所謂「もの」の保存期間は、原則として、当該論文等の発表後 5 年間とする。但し、保存・保管が本質的に困難なもの(例：不安定物質、実験自体で消費されてしまう試料)や、保存に多大なコストがかかるもの(例：生物系試料など)についてはこの限りではない。
- 3 共同研究等の実施に伴い、外部(本学以外の機関)から研究データ等を受領する場合において、外部との研究データ等の保存期間に関する契約若しくは別途の定めがあるときは、契約等で定められた期間に従う。(但し、その期間が当内規に定める期間より短い場合は当内規に定める期間とする。)
- 4 保存する研究データ等の中に、法令等により保存期間が規定されているものがある場合は、その法令等の定める期間に従う。但し、その期間が当内規に定める期間より短い場合は当内規に定める期間とする。

(責任)

第 4 条 研究データ等の保存は、それらを生み出した研究者自身が責任を持って保存・管理しなければならない。なお、転出や退職した後も当内規で定める期間は適

切に管理しなければならない。

- 2 講座担当教授・研究所所長・研究部部长は、自らの部署の研究者が転出や退職する際に、当該研究者の研究活動に関わる研究データ等については次の何れかの措置をとるものとする。
 - ①紙や電子などの記録媒体に複写をとる等により保管する。
 - ②研究データ等の所在を確認し追跡可能とする。
- 3 講座担当教授・研究所所長・研究部部长等のいずれかの者が退任する際、退任する講座担当教授・研究所所長・研究部部长等は後任者に対して前項の研究データ等を引き渡し、後任者は、これを管理しなければならない。
- 4 学長は、学内の全ての研究者に対し研究倫理教育の一環として当内規に基づく適切な研究データ等の保存・管理について、教育・指導に努めねばならない。

(開示)

第5条 研究者は、本内規に規定する研究データについて、大学から求めがあった場合は速やかに開示しなければならない。

(本内規の改廃等)

第6条 本内規の改廃は研究適正化特別委員会で審議し、学長の承認を得て行う。

(附則) この内規は、平成28年9月1日から施行する。

X-6 東京慈恵会医科大学大学院ティーチング・アシスタント規程

制定 平成12年4月1日

改定 平成29年4月1日

(目的)

第1条 本規程は、東京慈恵会医科大学（以下、本学という）医学部の実験・実習・演習の教育補助業務を担当する東京慈恵会医科大学大学院ティーチング・アシスタント（以下「ティーチング・アシスタント」と称す）に関する取扱いについて定めたものである。

(ティーチング・アシスタントの定義)

第2条 ティーチング・アシスタントとは、本学大学院に在籍する大学院生のうち、本学医学部の実験・実習・演習の教育補助業務を担当する者をいう。

(ティーチング・アシスタントの資格)

第3条 ティーチング・アシスタントは、学力、人物ともに優秀で、かつ指導力を有する者とする。ただし、年度の途中で大学院修了が予定されている者を除く。

(ティーチング・アシスタントの定数)

第4条 ティーチング・アシスタントの定数は、大学院委員会の議を経て研究科長が決定する。

(採用日)

第5条 ティーチング・アシスタントの採用日は、原則として年度始めとする。

(応募手続)

第6条 ティーチング・アシスタントとして応募する者は、所定の期日までに「ティーチング・アシスタント申請書」に指導教授の推薦書を添えて研究科長宛に提出しなければならない。

(採用手続)

第7条 ティーチング・アシスタントの採用は、応募者より大学院委員会の議を経て研究科長が行う。

(採用取消)

第8条 ティーチング・アシスタントが次の各号の一に該当するときは、研究科長は大学院委員会の議を経て採用を取消す。

- (1) 指導教授の指示に従わず、教育補助業務を怠ったとき
- (2) 大学院を長期欠席、休学又は退学したとき
- (3) 東京慈恵会医科大学大学院学則第50条により処分を受けたとき、又はそれに準ずるとき
- (4) 採用辞退の申し出があったとき

(雇用期間)

第9条 ティーチング・アシスタントの雇用期間は1年間とする。ただし、所定の手続を経て、更新することができる。

(手当)

第10条 ティーチング・アシスタントに対する手当支給は別に定める。

(事務担当)

第11条 この規程に基づく事務は大学事務部学事課が担当する。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、大学院委員会の議を経て研究科委員会が行う。

附則 この規程は、平成29年4月1日より実施する。

X-7 東京慈恵会医科大学大学院ティーチング・アシスタント規程細則

制定 平成12年4月1日

改定 平成29年4月1日

東京慈恵会医科大学大学院ティーチング・アシスタント規程第10条に基づく手当支給については、本細則の定めによる。

記

1. 手当名称 ティーチング・アシスタント手当
2. 手当額 授業時間1時間当たり 2,000円
ただし、年間120時間を上限とする。
※1コマ（90分）を2時間として算定する。
※支給対象時間は授業時間（前後に要した時間は除く）とする。
3. 支給日 勤務当該月分手当は、翌月25日（休日の場合はその前日）に支給する。
4. 支給方法 銀行振込とする
5. 勤務確認 授業担当責任者は、ティーチング・アシスタントの勤務を確認し、前月分（1日～末日）の「ティーチング・アシスタント勤務確認票」を、毎月5日までに大学事務部学事課へ提出する。
大学事務部学事課は、「ティーチング・アシスタント勤務確認票」と講義予定表を確認するものとする。
6. 細則改廃 この細則の改廃は、大学院委員会が行う。

附 則 この細則は、平成29年4月1日から実施する。

X-8 東京慈恵会医科大学大学院看護学専攻ティーチング・アシスタント内規

制定 2019年9月1日

改定 2021年4月1日

(目的)

第1条 本内規は、東京慈恵会医科大学大学院ティーチング・アシスタント規程及び細則に基づいて、看護学専攻のティーチング・アシスタントに関する取扱いについて定めたものである。

(ティーチング・アシスタントの任務)

第2条 ティーチング・アシスタントは、東京慈恵会医科大学大学院看護学専攻に在籍する大学院生のうち、看護学専攻博士前期課程および医学部看護学科の講義・演習・実習の教育補助業務を担当する者をいう。

(ティーチング・アシスタントの資格)

第3条 ティーチング・アシスタントは、学力、人物ともに優秀で、かつ指導力を有する者とする。但し、学業を優先するものとする。又は年度途中で大学院修了予定者、当該期間中に他学等のティーチング・アシスタントや非常勤講師を行う者は除く。

2. 共通カリキュラムである看護学専攻博士前期課程の「医療者教育論」、又は看護学専攻博士後期課程の「看護職生涯発達論」を履修していることを原則条件とする。
3. ティーチング・アシスタントになることを希望する者は、ティーチング・アシスタント登録志願書（別紙1）を学事課に提出する。
4. 看護学専攻大学院委員会で審議し、登録志願学生がティーチング・アシスタントにふさわしいと判断された場合は、看護学専攻ティーチング・アシスタントとして登録される。登録期間は1年間とする。次年度の再申請は妨げない。

(ティーチング・アシスタントの任務依頼の手続き)

第4条 ティーチング・アシスタントとして教育補助業務を依頼する看護学科及び看護学専攻の領域責任者は、業務内容及び年間担当時間（1コマ90分を2時間として換算）を記したティーチング・アシスタント依頼書（別紙2）、ティーチング・アシスタント登録学生の中から内諾を得られた候補学生の申請書（別紙3）を添えて、看護学専攻学事課を経て医学研究科研究科長宛に提出する。

2. ティーチング・アシスタントの任務が看護学専攻博士前期課程の講義・演習・実習の場合は、看護学専攻大学院委員会及び看護学専攻研究科委員会にて審議する。
3. ティーチング・アシスタントの任務が看護学科の講義・演習・実習の場合は、看護学科長へ別紙2・別紙3を提出する。看護学科教学委員会における審議の結果

ティーチング・アシスタントとして承認が得られた場合は、看護学専攻大学院委員会および看護学専攻研究科委員会にて審議する。

4. 看護学専攻研究科委員会で承認が得られた場合は、学校法人理事長が当該学生と労働契約書を締結する。

(ティーチング・アシスタントの勤務予定及び勤務状況の報告書提出)

第 5 条 教育補助業務を依頼する看護学科又は看護学専攻の領域責任者は、勤務予定日時の原則 1 か月前までに勤務予定表を、勤務確認票を勤務月の翌月末までに、看護学専攻学事課を経て医学研究科研究科長宛に提出する。

(ティーチング・アシスタントの手当支給)

第 6 条 看護学専攻ティーチング・アシスタントの手当支給については、東京慈恵会医科大学大学院ティーチング・アシスタント規程第 10 条及び東京慈恵会医科大学大学院ティーチング・アシスタント規程細則に基づき、看護学専攻ティーチング・アシスタントの手当を下記に定める。

- 1) 手当額は、授業時間 1 時間当たり 2,000 円とする。
1 コマ 90 分を 2 時間として算出する。但し、年間 120 時間を上限とする。
支給対象時間は授業時間とし前後に要した時間は除く。
- 2) 支給方法は、銀行振り込みとする。
勤務当該月分手当は、翌月 25 日（休日の場合はその前日）に支給する。

(雇用期間)

第 7 条 看護学専攻ティーチング・アシスタントの雇用期間は 1 年間とする。
ただし、所定の手続きを経て、更新することができる。

(内規の改廃)

第 8 条 本内規の改廃は、看護学専攻大学院委員会並びに看護学専攻研究科委員会の議と承認をもって行う。

(主管部署)

第 9 条 本内規の主管部署は大学事務部学事課とする。

附則 この内規は、2019 年 9 月 1 日より実施する。

別紙 1

提出期日： 年 月 日

東京慈恵会医科大学大学院
医学研究科 研究科長殿

氏名 _____ 印

(自署の上、捺印のこと)

看護学専攻博士 _____ 期課程

学籍番号 _____

生年月日 _____

年度 ティーチング・アシスタント登録志願書

私は、東京慈恵会医科大学大学院ティーチング・アシスタント規程及び東京慈恵会医科大学大学院看護学専攻の内規の定めを遵守いたします。つきましては、ティーチング・アシスタントとして登録いただきたく志願いたします。

1.申請理由
2.臨床経験（病院名等・領域・期間）
3.教育経験（臨地指導を含む）
4.希望領域
5.連絡先（E-mail アドレス）

研究指導教員として、了承いたします。 研究指導教員 _____ 印

提出期日： 年 月 日

東京慈恵会医科大学大学院
医学研究科 研究科長殿

領域責任者 _____ 印

年度 ティーチング・アシスタント依頼書

下記の業務内容をティーチング・アシスタントに依頼したくお願いいたします。

記

業務内容

対象課程	看護学専攻博士前期課程	看護学科4・3・2・1年次
業務科目名		
業務種類	講義	演習
	実習	の補助業務
業務内容（具体的に記載ください）		
業務期間 （期日）	年 月 日	～ 月 日
担当時間数（1コマ（90分）2時間として算出）		

別紙 3

提出期日： 年 月 日

東京慈恵会医科大学大学院
医学研究科 研究科長殿

氏名 _____ 印

看護学専攻博士 _____ 期課程

学籍番号 _____

年度 ティーチング・アシスタント申請書

ティーチング・アシスタントとして、採用をいただきたく申請いたします。

対象課程	
看護学専攻博士前期課程	看護学科 4・3・2・1年次
業務科目名	
業務種類	講義 演習 実習 の補助業務
業務内容	
業務期間	年 月 日 ～ 月 日
(期日)	
担当時間数 (1 コマ (90 分) 2 時間として算出)	
*科目の規定の時間のみとして、事前打ち合わせや評価会議などは対象外となります。	
予定	

推薦理由

領域責任者 _____ 印

研究指導教員として、了承いたします。 研究指導教員 _____ 印

X-9 東京慈恵会医科大学大学院リサーチ・アシスタント規程

制定 平成12年4月1日

改定 平成29年4月1日

改定 令和 2年4月1日

(目的)

第1条 本規程は、東京慈恵会医科大学（以下、本学という）が行う学術研究の補助的業務を担当する東京慈恵会医科大学大学院リサーチ・アシスタント（以下「リサーチ・アシスタント」と称す）に関する取扱いについて定めたものである。

(リサーチ・アシスタントの定義)

第2条 リサーチ・アシスタントとは、本学大学院医学研究科医学系専攻博士課程及び看護学専攻博士後期課程に在籍する大学院生のうち、本学が行う学術研究プロジェクト等において研究の補助的業務を担当する者をいう。

(リサーチ・アシスタントの資格)

第3条 リサーチ・アシスタントは、研究者となるための意欲と優れた能力を有する者とする。
ただし、年度の途中で大学院修了が予定されている者を除く。
2. 原則として、月24時間以上研究の補助的業務を行うことができる者とする。
3. 他の学術研究プロジェクト等でリサーチ・アシスタントとして採用されている者、及び看護学専攻博士後期課程においては他機関と雇用契約を有している者は、新たにリサーチ・アシスタントになることはできない。

(採用日)

第4条 リサーチ・アシスタントの採用日は、原則として年度始めとする。

(採用手続)

第5条 リサーチ・アシスタントの採用は、学術研究プロジェクト等の代表者の「リサーチ・アシスタントの採用願」（様式1）と「学術研究プロジェクト（届出）」（様式2）の申請により、該当する専攻の大学院委員会の議を経て研究科長が行う。

(採用取消)

第6条 リサーチ・アシスタントが次の各号の一に該当するときは、研究科長は該当する専攻の大学院委員会の議を経て採用を取り消す。
(1) 学術研究プロジェクト等の代表者の指示に従わず、研究補助の業務を怠ったとき
(2) 大学院を長期欠席、休学又は退学したとき
(3) 東京慈恵会医科大学大学院学則第50条により処分を受けたとき、又はそれに準ずるとき
(4) 採用辞退の申し出があった時

(雇用期間)

第7条 リサーチ・アシスタントの雇用期間は1年間とする。
ただし、当該プロジェクト等が終了するまでの間は、更新することができる。

(手当)

第8条 リサーチ・アシスタントに対する手当支給は別に定める。

(事務担当)

第9条 この規程に基づく事務は大学事務部学事課が担当する。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、医学系専攻及び看護学専攻の大学院委員会の議を経て研究科委員会が行う。

附 則 この規程は、令和2年4月1日より実施する。

X-10 東京慈恵会医科大学大学院リサーチ・アシスタント規程細則

制定 平成12年4月1日

改定 平成29年4月1日

改定 令和 2年4月1日

東京慈恵会医科大学大学院医学研究科リサーチ・アシスタント規程第8条に基づく手当支給については、本細則の定めによる。

記

1. 手当名称 リサーチ・アシスタント手当
2. 手 当 額 月額60,000円
3. 支 給 日 勤務当該月分手当は、翌月25日（休日の場合はその前日）に支給する。
4. 支給方法 銀行振込とする
5. 勤務確認 学術研究プロジェクト等の代表者は、リサーチ・アシスタントの勤務を確認し、前月分（1日～末日）の「リサーチ・アシスタント勤務確認票」を、毎月5日までに大学事務部学事課へ提出する。
6. 細則改廃 この細則の改廃は、医学系専攻及び看護学専攻の大学院委員会の議をもって行う。

附 則 この細則は、令和2年4月1日から実施する。

プロジェクト等

代表者名 _____ 印 (自署)

リサーチ・アシスタント採用願

下記の者をリサーチ・アシスタントとして採用して戴きたくお願い申し上げます。

記

1. リサーチ・アシスタント応募者 (応募学生が記載すること)

①所属・学年 医学研究科 _____ 専攻・ 学年 D- _____

②氏 名 _____ 印 (学生自署)

③生年月日 (西暦) _____ 年 月 日 生

(*④から*⑧は外国人留学生の場合にご記入ください。)

* ④国 籍 _____

* ⑤住所(日本国内)
〒 _____

Tel _____ - _____ - _____

* ⑥入国年月日 _____ 年 月 日

* ⑦在留期間 _____ 年 _____ ヶ月 (出国予定日 _____ 年 月 日)

* ⑧在留資格 _____ (出入国管理及び難民認定法別表)

⑨学生の研究テーマ

[Empty box for student research theme]

2. 学術研究プロジェクト等名称 (詳細：学術研究プロジェクト届出)

研究テーマ：

3. 雇用期間 自： _____ 年 月 日

至： _____ 年 月 日

4. 業務内容(研究補助内容)

[Empty box for business content]

プロジェクト等 研究代表者名				⑩
研究テーマ				
研究概要（研究の意義・目的、内容、期待される成果等を記入）				
大学院生の役割	大学院生氏名	研究補助の役割		
下記の①もしくは②に必ず記入すること（リサーチ・アシスタント採用の申請条件となる）				
①競争的資金の応募状況・名称* （該当には○をつけること）	文部科学省 ・ 厚生労働省 ・ 他省庁 ・ 民間財団 ・ その他 （名称： _____ ）			
研究課題名				
助成金額				
②各種委員会への手続き （該当には○をつけること）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 倫理委員会（受付・承認番号： _____ ） ・ 動物実験委員会（受付・承認番号： _____ ） ・ 遺伝子組換え実験安全対策委員会（受付・承認番号： _____ ） ・ 病原体等安全委員会（受付・承認番号： _____ ） ・ 遺伝子治療審査委員会（受付・承認番号： _____ ） ・ その他（ _____ ）（受付・承認番号： _____ ） 			
* 競争的資金を獲得もしくは申請中の場合、記入すること				

X-11-1 学校法人 慈恵大学 行動憲章

平成 17 年 3 月 25 日制定

慈恵大学は、創立以来築いてきた独自の校風を継承し、社会に貢献するため、建学の精神に基づいた行動憲章を定めます。

全教職員は本憲章を遵守し、本学の行動規範に従い社会的良識をもって行動します。大学役員は率先垂範し、本憲章を全学に周知徹底します。

1. 全人的な医療を実践できる医療人の育成を目指します。
2. 安全性に十分配慮した医療を提供し、社会の信頼に応えます。
3. 規則を守り、医の倫理に配慮して研究を推進し、医学と医療の発展に貢献します。
4. グローバルな視野に立ち、人類の健康と福祉に貢献します。
5. 情報を積極的に開示して、社会とのコミュニケーションに努めます。
6. 環境問題に十分配慮して、教育、診療、研究を推進します。
7. お互いの人格と個性を尊重し、それぞれの能力が十分に発揮できる環境の整備に努めます。

X-11-2 学校法人 慈恵大学 行動規範

H17.3.24

H21.4.1 改定

(目的)

第1条 慈恵大学（以下「大学」という）が社会から信頼される大学となるために、本学に勤務する教職員すべてが、業務を遂行するにあたり、また個人として行動する上で遵守すべき基本的事項を明記した行動規範を定める。

(基本理念)

第2条 東京慈恵会医科大学の建学の精神、行動憲章および附属病院の理念・基本方針を日々の行動規範とする。

(法令の遵守)

第3条 本学の教職員は法令、学内規程などの規則を厳守し、「良き市民」として社会的良識をもって行動しなければならない。

(人間の尊重)

第4条 全ての人々の人格・人権やプライバシーを尊重し、いわれなき差別、セクシャルハラスメント、パワーハラスメントなどの行為を行ってはならない。

(取引業者との関係)

第5条 取引業者との取引に際しては、公正・公明かつ自由な競争を心がけ、職位を濫用して不利益をもたらしてはならない。また、不正な手段や不透明な行為によって利益を追求してはならない。

(反社会的勢力との関係)

第6条 社会秩序に脅威を与える団体や個人に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。なお、患者対応についてはこの限りではない。

(過剰な接待接受の禁止)

第7条 正常な取引関係（患者関係含む）に影響を与えるような過剰な接待、または贈答の接受を禁止する。

(環境保護)

第8条 資源・エネルギーの節約、廃棄物の減少、リサイクルの促進などに努め、限りある資源を大切にするとともに、環境問題に配慮して行動するよう努めなければならない。

(公私の区別)

第9条 公私の区別をわきまえ、大学の定める規則等に従い、清廉かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

(日常の業務処理)

第10条 業務上知り得た情報や文書などは、業務目的以外に使用したり、漏洩してはならない。また、個人情報を含めた秘密の情報や文書などを厳重に管理しなければならない。

2. 法令および就業規則などに基づき、常に災害の防止と衛生の向上に努めなければならない。
3. 大学の財産を私的、不正または不当な目的に利用してはならない。
4. 会計処理にあたって、不明朗、不透明な処理を行ってはならない。

(虚偽の報告・隠蔽)

第11条 学内はもとより学外に対して、虚偽の報告をしたり事実を不正に隠蔽してはならない。

(教育・指導)

第12条 各職位にある者は、自ら本規範を遵守するとともに、所属教職員が本規範を遵守するように、適切な教育と指導監督する責任を負う。

(告発)

第13条 教職員または取引業者は、この行動規範に違反するような事実を確認した場合は、提案(告発)窓口に提案することができる。

2. 提案者(告発者)については、氏名秘匿などプライバシーを保護する。

(監査・報告)

第14条 監査室長は、本規範の遵守状況について監査し、監査結果を理事長に報告する。

(違反の処理)

第15条 教職員が本規範に違反した場合は、事実関係を慎重かつ厳正に調査の上、就業規則に則り懲戒する。

附 則 1. 本規範は、平成17年4月1日から実施する。
2. 各職位は、取引業者等に対して本規範の趣旨に従い行動するよう指導するものとする。

ハラスメントに関する基本方針

H24.4.1 制定

1. 目的

学校法人慈恵大学(以下「大学」という)は、「行動規範第3条及び第4条」並びに「就業規則第3章及び第9章」その他関連規則に基づき、ハラスメントに関する大学の基本方針を明示するためにこれを定める。

2. 大学の基本的姿勢

ハラスメントは、個人の尊厳を不当に傷つけ人権を侵害し、良好な教育・研究・診療及び就業・就学の場としての大学の社会的信頼に重大な影響を与えるものである。

このことに鑑み、大学は、全ての人々の人格・人権が尊重され、人権侵害や不当な差別のない、一人ひとりが能力を十分に発揮できる環境作りと秩序の維持・向上に取り組む。

また大学は、いかなるハラスメントも許さず、この発生を未然に防止するとともに、問題発生への適切な対処、被害の迅速な救済及び環境の回復を行い、その事実を起こしたことが明らかとなった者に対しては、厳しい姿勢で臨むものとする。

3. 定義

この方針において使用する用語を次の通り規定する。

1) 学内等

学内等とは次のものをいう。

- ① 教育・研究・診療その他通常学内の就業・就学に従事する場所
- ② 出張・学外研修・課外活動等、通常とは異なる時間や場所であっても、就業・就学に関係するもの
- ③ 宴会等通常就業・就学以外の場であっても実質上これらの延長とみなされるもの

- 2) 大学構成員
大学構成員とは次のものをいう。
 - ① 教職員（常勤・非常勤を問わず）、初期臨床研修医
 - ② 学生・研究生（大学院生・留学生・訪問研究員等の身分を問わず）
 - ③ 大学で就業する委託社員・派遣社員
- 3) 大学関係者
大学関係者とは次のものをいう。
 - ① 大学構成員
 - ② 患者、取引先業者その他大学の事業に関わる全ての者
- 4) ハラスメント
ハラスメントとは、次のものをいう。
 - ① セクシュアルハラスメント
 - ・相手方の意に反する性的な言動に対し、相手方が拒否や抵抗をしたことにより、就業・就学上の不利益（解雇・降格・減給・単位を与えない・評価を下げる等）を受けること
 - ・相手方の意に反する性的な言動により、就業・就学環境が不快なものとなったため、能力の発揮に重大な影響を生じる等、看過できない程度の支障が生じること
 - ② パワーハラスメント
パワーハラスメント、アカデミックハラスメント、キャンパスハラスメント等名称の如何を問わず、大学関係者が、学内等で他の大学関係者に対して、職務上の地位や人間関係などの就業・就学上の優位性を背景に、業務・学業の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えるまたは就業・就学環境を悪化させる行為
 - ③ その他名称の如何を問わず、相手方の人格や尊厳を侵害する侮辱的態度、嫌がらせ、乱暴な言動その他身体的・精神的に傷つける行為

4. 適用範囲

この方針は、学内等において大学関係者に発生したハラスメントを取扱う。

5. 大学の取組み

1) 発生防止

大学は、学内等でハラスメントが発生しないよう、その防止及び排除について啓発を図るとともに、必要に応じ大学構成員への教育・研修の機会を設ける。

2) 相談体制の整備・問題への対処

- ① 相談窓口を学内の担当部署及び外部の機関に設置し、誠意を持って迅速かつ適切に対策を講じる体制作りに取り組む。当該相談窓口は、ハラスメントの発生のおそれがある場合、及びその該当性につき疑義がある場合を含め取扱うものとする
- ② ハラスメントの発生に対しては、早急に然るべき措置を講じ、事態の解決に当たる
- ③ ハラスメントに関わる相談をした者、または相談に係る調査等において正当な対応をした者に対し、そのことをもっていかなる不利益な取扱いも行わない
- ④ 被害者の保護と救済を行い、当事者・関係者のプライバシー、名誉その他の人権に充分配慮するとともに、相談・調査を通して知り得たそれらの秘密が他に漏洩しない措置を講ずる
- ⑤ ハラスメント発生後の再発防止策を速やかに講じる

3) 厳罰処分

大学はハラスメントの事実を確認したとき、その事実を起こした者に対し、その程度・状況等に応じ、就業規則等に定める懲戒に処する。

なお、その者が3. 2) ①及び②以外の大学関係者の場合、大学は毅然たる姿勢でその問題の解決に臨む。

6. 所属長等の責務

大学・病院人事組織部署単位の長及び大学構成員を管理・監督する地位にある者は、他の大学構成員の模範となるべく、率先してハラスメントの防止及び排除に努めなければならない。

また、組織内外でハラスメントの発生を認識した際は、大学の取組みに沿ってただちにしかるべき対処を行う責務を負う。

7. 禁止行為の具体例

3. 4) に規定するハラスメントの具体例を次の通り例示する。大学構成員は大学関係者に対し、これらの行為を行ってはならない。

1) 暴行・傷害（身体的な攻撃）

- ① 肉体的な暴力をふるう
- ② 物を投げつける
- ③ ネクタイや服などを引っ張る

2) 脅迫・名誉毀損・侮辱・ひどい暴言（精神的な攻撃）

- ① 人格を否定する、または傷つける
- ② 執拗にからかう、またはひやかす
- ③ ねちねち嫌味をいう
- ④ 根拠のない噂や中傷を流布する
- ⑤ 人前で必要以上に叱責する
- ⑥ 個人的に呼び出して必要以上に叱責する
- ⑦ 必要以上にミスを追求する
- ⑧ 脅かす、または恫喝する
- ⑨ 机や壁等を叩いて脅かす
- ⑩ 「辞めさせる」、「単位を与えない」等と脅かす

3) 隔離・仲間外し・無視（人間関係からの切り離し）

- ① 無視する
- ② 仕事その他与えるべき役割等を意図的に与えない
- ③ 孤立させる

4) 業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害（過大な要求）

- ① 不法行為を強要する
- ② 宴会や旅行を強要する
- ③ 仕事以外の用事に使用する
- ④ 実現不能な業務命令・目標を与える
- ⑤ 業務・研究・学業を妨害する
- ⑥ 必要な情報を意図的に伝えない
- ⑦ 正当な理由なく決裁しない
- ⑧ 必要な器具等を使わせない

5) 業務上の合理性なく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや

- 仕事を与えないこと（過小な要求）
- ① 能力に見合わない単純作業しかさせない
 - ② 合理性なく仕事を与えないで放置する
- 6) 私的なことに過度に立ち入ること（個の侵害）
- ① プライベートなことをしきりに聞こうとする
- 7) 性的な言動
- ① 性的な事実関係を尋ねる
 - ② 性的な内容の情報（噂）を意図的に流布する
 - ③ 性的な冗談やからかいを言う
 - ④ 食事やデートに執拗に誘う
 - ⑤ 個人的な性的体験談を話す
 - ⑥ 性的な関係を強要する
 - ⑦ 必要なく身体へ接触する
 - ⑧ わいせつ図画を配布・掲示する
 - ⑨ 強制わいせつ行為・強姦
 - ⑩ 相手が性的な言動を拒否・抵抗等したことにより不利益にする
- 8) その他
- ① 1) から7) に準ずる行為をする

履修の手引き・シラバス

2022（令和4年）4月1日発行

東京慈恵会医科大学大学院
医学研究科看護学専攻博士後期課程

〒105-8461 東京都港区西新橋 3-25-8

TEL 03-3433-1111（代表）

FAX 03-5400-1285

<http://www.jikei.ac.jp>

E-mail : nsdoctor@jikei.ac.jp